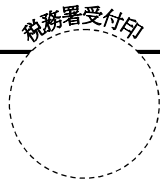


(別紙2) 平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
 (注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																														
<p>(1 法人設立届出書)</p> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>※整理番号</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">令和 年 月 日</td> <td style="width:15%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:15%; text-align: center;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="width:15%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:15%; text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納税地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者住所</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成・令和 年 月 日</td> <td>事業年度</td> <td colspan="3">(自) 月 日 (至) 月 日</td> </tr> <tr> <td>設立時の資本金又は出資金の額</td> <td>円</td> <td>消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日</td> <td colspan="3">平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">支店・出張所・工場等</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td>設立の形態</td> <td colspan="5"> 1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他() </td> </tr> <tr> <td>設立の形態が2～4である場合の適格区分</td> <td>適格・その他</td> <td colspan="4"> 1 定款等の写し 2 その他 () </td> </tr> <tr> <td>事業開始(見込み)年月日</td> <td>平成・令和 年 月 日</td> <td colspan="4" rowspan="2" style="text-align: center;">添付書類</td> </tr> <tr> <td>「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">関与税理士</td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税理士署名押印</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td>※税務署処理欄</td> <td>部門</td> <td>決算期</td> <td>業種番号</td> <td>番号</td> <td>入力名簿</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>通信日付印 年月日 確認印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p> <p>01.06 改正</p>	令和 年 月 日	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	納税地	〒				(フリガナ)					法人名					法人番号					(フリガナ)					代表者氏名	㊟				代表者住所	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	設立年月日	平成・令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日			設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成・令和 年 月 日			事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地			名称	所在地			名称	所在地			名称	所在地			設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()					設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 その他 ()				事業開始(見込み)年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類				「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無	関与税理士	氏名					事務所所在地	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	税理士署名押印		㊟				※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力名簿						通信日付印 年月日 確認印	<p>(1 法人設立届出書)</p> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>※整理番号</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="width:15%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:15%; text-align: center;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="width:15%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:15%; text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納税地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者住所</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>事業年度</td> <td colspan="3">(自) 月 日 (至) 月 日</td> </tr> <tr> <td>設立時の資本金又は出資金の額</td> <td>円</td> <td>消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日</td> <td colspan="3">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">支店・出張所・工場等</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td>設立の形態</td> <td colspan="5"> 1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他() </td> </tr> <tr> <td>設立の形態が2～4である場合の適格区分</td> <td>適格・その他</td> <td colspan="4"> 1 定款等の写し 2 その他 () </td> </tr> <tr> <td>事業開始(見込み)年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td colspan="4" rowspan="2" style="text-align: center;">添付書類</td> </tr> <tr> <td>「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">関与税理士</td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">電話() -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税理士署名押印</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">㊟</td> </tr> <tr> <td>※税務署処理欄</td> <td>部門</td> <td>決算期</td> <td>業種番号</td> <td>番号</td> <td>入力名簿</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>通信日付印 年月日 確認印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p> <p>31.04 改正</p>	平成 年 月 日	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	納税地	〒				(フリガナ)					法人名					法人番号					(フリガナ)					代表者氏名	㊟				代表者住所	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日			設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日			事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地			名称	所在地			名称	所在地			名称	所在地			設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()					設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 その他 ()				事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類				「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無	関与税理士	氏名					事務所所在地	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	税理士署名押印		㊟				※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力名簿						通信日付印 年月日 確認印
令和 年 月 日	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																																																																																																																											
納税地	〒																																																																																																																																																																																																																																														
(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																															
法人名																																																																																																																																																																																																																																															
法人番号																																																																																																																																																																																																																																															
(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																															
代表者氏名	㊟																																																																																																																																																																																																																																														
代表者住所	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																																																																																																																											
設立年月日	平成・令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日																																																																																																																																																																																																																																												
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成・令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																												
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
		名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
		名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
		名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()																																																																																																																																																																																																																																														
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 その他 ()																																																																																																																																																																																																																																													
事業開始(見込み)年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類																																																																																																																																																																																																																																													
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無																																																																																																																																																																																																																																														
関与税理士	氏名																																																																																																																																																																																																																																														
	事務所所在地	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																																																																																																																										
税理士署名押印		㊟																																																																																																																																																																																																																																													
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力名簿																																																																																																																																																																																																																																										
					通信日付印 年月日 確認印																																																																																																																																																																																																																																										
平成 年 月 日	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																																																																																																																											
納税地	〒																																																																																																																																																																																																																																														
(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																															
法人名																																																																																																																																																																																																																																															
法人番号																																																																																																																																																																																																																																															
(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																															
代表者氏名	㊟																																																																																																																																																																																																																																														
代表者住所	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																																																																																																																											
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日																																																																																																																																																																																																																																												
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																												
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
		名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
		名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
		名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																												
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署)(整理番号:) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()																																																																																																																																																																																																																																														
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 その他 ()																																																																																																																																																																																																																																													
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類																																																																																																																																																																																																																																													
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無																																																																																																																																																																																																																																														
関与税理士	氏名																																																																																																																																																																																																																																														
	事務所所在地	〒	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -																																																																																																																																																																																																																																										
税理士署名押印		㊟																																																																																																																																																																																																																																													
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力名簿																																																																																																																																																																																																																																										
					通信日付印 年月日 確認印																																																																																																																																																																																																																																										

改正後

(3 収益事業開始届出書)

 令和 年 月 日		収益事業開始届出書		※整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	
税務署長殿		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ) 名称			
代表者氏名		法人番号			
		(フリガナ)			
代表者住所		代表者住所	〒	電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	平成・令和 年 月 日	事業年度	自 月 日 自 月 日	至 月 日 至 月 日
---------	-------------	------	-------------	-------------

事業の目的	収益事業の種類
-------	---------

関与税理士	氏名	添付書類 1 収益事業についての貸借対照表 2 定款等の写し 3 その他 ()
	事務所所在地	

(備考)

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無

税理士署名押印

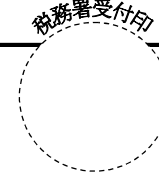
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

01.06改正

(規格A4)

改正前

(3 収益事業開始届出書)

 平成 年 月 日		収益事業開始届出書		※整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	
税務署長殿		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ) 名称			
代表者氏名		法人番号			
		(フリガナ)			
代表者住所		代表者住所	〒	電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	平成 年 月 日	事業年度	自 月 日 自 月 日	至 月 日 至 月 日
---------	----------	------	-------------	-------------

事業の目的	収益事業の種類
-------	---------

関与税理士	氏名	添付書類 1 収益事業についての貸借対照表 2 定款等の写し 3 その他 ()
	事務所所在地	

(備考)

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

31.04改正

(規格A4)

改正後

(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)

 <p>令和 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		<p>普通法人又は協同組合等となった旨の届出書</p>		※整理番号		
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -		
<p>令和 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		納税地	〒			
		(フリガナ)				
<p>令和 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		法人名				
		法人番号				
<p>令和 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		代表者氏名	Ⓜ			
		代表者住所	〒	電話() -		
<p>事業の目的</p> <p>(定款等に記載しているもの)</p> <p>(現に行っている又は行う予定のもの)</p>	<p>支店・出張所・工場等</p>	名称	所在地			
<p>該当することとなった日</p>		平成・令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日		
<p>該当理由</p>		<p>1 公益認定の取消し</p> <p>2 法人税法施行令第3条第1項又は第2項の規定に該当しなくなった場合</p> <p>3 その他()</p>				
<p>該当することとなった日における源泉徴収義務の有無</p>		有・無	<p>添付書類等</p> <p>1 定款等の写し</p> <p>2 貸借対照表</p> <p>3 その他</p> <p>()</p>			
<p>該当することとなった日における消費税課税事業者の状況</p>		該当・非該当				
<p>関与税理士</p>	氏名					
	事務所所在地	〒	電話() -			
<p>(備考)</p>						

税理士署名押印

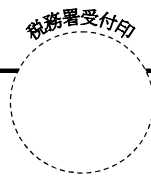
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----------	-----------	-----	---------

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		<p>普通法人又は協同組合等となった旨の届出書</p>		※整理番号		
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -		
<p>平成 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		納税地	〒			
		(フリガナ)				
<p>平成 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		法人名				
		法人番号				
<p>平成 年 月 日</p> <p>普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。</p>		代表者氏名	Ⓜ			
		代表者住所	〒	電話() -		
<p>事業の目的</p> <p>(定款等に記載しているもの)</p> <p>(現に行っている又は行う予定のもの)</p>	<p>支店・出張所・工場等</p>	名称	所在地			
<p>該当することとなった日</p>		平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日		
<p>該当理由</p>		<p>1 公益認定の取消し</p> <p>2 法人税法施行令第3条第1項又は第2項の規定に該当しなくなった場合</p> <p>3 その他()</p>				
<p>該当することとなった日における源泉徴収義務の有無</p>		有・無	<p>添付書類等</p> <p>1 定款等の写し</p> <p>2 貸借対照表</p> <p>3 その他</p> <p>()</p>			
<p>該当することとなった日における消費税課税事業者の状況</p>		該当・非該当				
<p>関与税理士</p>	氏名					
	事務所所在地	〒	電話() -			
<p>(備考)</p>						

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----------	-----------	-----	---------

29.04 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(5 異動届出書)

異 動 届 出 書

(法人税 消費税)

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

<p>金和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単体法人 連結親法人 連結子法人 連結親法人となる法人 連結子法人となる法人	(フリガナ) 納 税 地	〒
		(フリガナ) 法 人 等 の 名 称	
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊦
		(フリガナ) 代 表 者 住 所	〒

異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)

所轄税務署	税務署	税務署
-------	-----	-----

納税地等を変更した場合 給与支払事務所等の移転の有無 有 無 (名称等変更有) 無 (名称等変更無)
 ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

事業年度を変更した場合 変更後最初の事業年度：(自)平成 金和 年 月 日 ~ (至)平成 金和 年 月 日

合併、分割の場合 合併 適格合併 非適格合併 分割 分割型分割 : 適格 その他
 分社型分割 : 適格 その他

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ㊦

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(5 異動届出書)

異 動 届 出 書

(法人税 消費税)

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

<p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単体法人 連結親法人 連結子法人 連結親法人となる法人 連結子法人となる法人	(フリガナ) 納 税 地	〒
		(フリガナ) 法 人 等 の 名 称	
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊦
		(フリガナ) 代 表 者 住 所	〒

異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)

所轄税務署	税務署	税務署
-------	-----	-----

納税地等を変更した場合 給与支払事務所等の移転の有無 有 無 (名称等変更有) 無 (名称等変更無)
 ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

事業年度を変更した場合 変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ~ (至)平成 年 月 日

合併、分割の場合 合併 適格合併 非適格合併 分割 分割型分割 : 適格 その他
 分社型分割 : 適格 その他

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ㊦

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

31.04 改正

(規格 A 4)

改正後

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

令和 年 月 日

税務署長殿
所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者	住所又は本店所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	(フリガナ)	
代表者氏名		㊟

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成・令和 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成・令和 年 月 日

○届出の内容及び理由
(該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。)

開設	<input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	開設・異動前	異動後
移転	<input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()	移転前の所在地	移転後の所在地
廃止	<input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等
その他 ()		異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)		
氏名又は名称		
住所又は所在地	〒	〒
	電話 () -	電話 () -
(フリガナ)		
責任者氏名		
従業員数	役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人	
(その他参考事項)		

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印
	番号確認	身元確認	確認書類 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						

01.06改正

(規格A4)

改正前

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

平成 年 月 日

税務署長殿
所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者	住所又は本店所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	(フリガナ)	
代表者氏名		㊟

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日

○届出の内容及び理由
(該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。)

開設	<input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	開設・異動前	異動後
移転	<input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()	移転前の所在地	移転後の所在地
廃止	<input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等
その他 ()		異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)		
氏名又は名称		
住所又は所在地	〒	〒
	電話 () -	電話 () -
(フリガナ)		
責任者氏名		
従業員数	役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人	
(その他参考事項)		

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印
	番号確認	身元確認	確認書類 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						

29.04改正

(規格A4)

改 正 後

(10 公益法人等の損益計算書等の提出書)

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号	
		整 理 番 号	
		提 出 年 月 日	年 月 日
		通 信 日 付 印	確認印

租税特別措置法第 68 条の 6 (公益法人等の損益計算書等の提出) の規定に基づき、
別添のとおり (損益計算書) (収支計算書) を提出します。

事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
---------	--------------------------------

主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
------------	---------------

(フリガナ) 法 人 名	
-----------------	--

法 人 番 号	<small>↓提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</small>
---------	---

(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
---------------------	--

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。
なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事 業 の 科 目	収 入 金 額	事 業 の 科 目	収 入 金 額
	円		円

(規格 A 4)

改 正 前

(10 公益法人等の損益計算書等の提出書)

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

平成 年 月 日 税務署長殿	※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号	
		整 理 番 号	
		提 出 年 月 日	年 月 日
		通 信 日 付 印	確認印

租税特別措置法第 68 条の 6 (公益法人等の損益計算書等の提出) の規定に基づき、
別添のとおり (損益計算書) (収支計算書) を提出します。

事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
---------	--------------------------

主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
------------	---------------

(フリガナ) 法 人 名	
-----------------	--

法 人 番 号	<small>↓提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</small>
---------	---

(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
---------------------	--

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。
なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事 業 の 科 目	収 入 金 額	事 業 の 科 目	収 入 金 額
	円		円

(規格 A 4)

改正後

(17 更正の請求書 (単体申告用) (平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header form with fields for tax office, date, and contact information.

国税通則法第23条 法人税法第30条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) 至平成 年 月 日 (課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 所得, 法人税額, 土地譲渡利益金, 留保金, 使途秘匿金, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引, 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金, 課税標準法人税額の計算, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引.

(更正の請求をする理由等)

Form for submission details including submission date, receipt date, and payment method options.

税理士署名押印

Footer form with fields for tax office department, fiscal year, business type, and date.

改正前

(17 更正の請求書 (単体申告用) (平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header form with fields for tax office, date, and contact information.

国税通則法第23条 法人税法第30条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) 至平成 年 月 日 (課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 所得, 法人税額, 土地譲渡利益金, 留保金, 使途秘匿金, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引, 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金, 課税標準法人税額の計算, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引.

(更正の請求をする理由等)

Form for submission details including submission date, receipt date, and payment method options.

税理士署名押印

Footer form with fields for tax office department, fiscal year, business type, and date.

改 正 後

(17 更正の請求書（単体申告用）（平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 ～ 5 （省 略）
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(17 更正の請求書（単体申告用）（平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 ～ 5 （同 左）
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(18 更正の請求書 (単体申告用) (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に終了した事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条 法人税法第80条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) 至平成 年 月 日 (課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for 'After' form showing tax amounts, corrections, and calculations for '法人税額' and '地方税法人税額'.

Footer section for 'After' form including submission date, reason for correction, and payment instructions.

Bottom section for 'After' form including tax agent stamp and processing information.

改正前

(18 更正の請求書 (単体申告用) (平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条 法人税法第80条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) 至平成 年 月 日 (課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for 'Before' form showing tax amounts, corrections, and calculations for '法人税額' and '地方税法人税額'.

Footer section for 'Before' form including submission date, reason for correction, and payment instructions.

Bottom section for 'Before' form including tax agent stamp and processing information.

改 正 後	改 正 前
<p>(18 更正の請求書（単体申告用）（平成 30 年 4 月 1 日<u>から平成 31 年 3 月 31 日までに終了した事業年度分</u>））</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（単体申告用）の記載要領等</p> <p style="text-align: center;">【平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに終了した事業年度分】</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p> <p>2 ～ 5 （省 略）</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(18 更正の請求書（単体申告用）（平成 30 年 4 月 1 日<u>以後終了事業年度分</u>））</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（単体申告用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（<u>欠損金額又は還付金額</u>については過少となる場合）</p> <p>2 ～ 5 （省 略）</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

改正前

(19 更正の請求書 (単体申告用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(19 更正の請求書 (単体申告用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書
(単体申告用)

※整理番号

<p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>	納税地	〒 _____
	(フリガナ)	電話 () - _____
	法人名等	
	法人番号	_____
	(フリガナ)	
代表者氏名	_____ ㊞	
代表者住所	〒 _____	
事業種目	_____ 業	

(新設)

〔国税通則法第23条
法人税法第30条の2
地方税法第24条
租税特別措置法第66条の4〕の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に
ついて下記のとおり更正の請求をします。

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額	1	円
		同上の軽減税率適用所得金額	2	
	内訳	その他の金額(1-2)	3	
		法人税額	4	
	法人税額の特別控除額		5	
	差引法人税額(4-5)		6	
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000
		同上に対する税額	9	000
	留保金	課税留保金額	10	000
		同上に対する税額	11	000
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000
		同上に対する税額	13	000
	法人税額計(6+7+9+11+13)		14	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		15	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		16	
	控除税額		17	
	差引所得に対する法人税額(14-15-16-17)		18	00
	中間申告分の法人税額		19	00
	差引	納付すべき法人税額	20	00
		還付金額	21	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		22	
地方税法額	課税標準	基準法人所得の金額に対する法人税額	23	
		法人税額	24	
	の計算	課税標準法人税額(23+24)	25	000
		(23)に係る地方法人税額	26	
	(24)に係る地方法人税額	27		
	所得地方法人税額(26+27)		28	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		29	
	外国税額の控除額		30	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		31	
	差引地方法人税額(28-29-30-31)		32	00
中間申告分の地方法人税額		33	00	
差引	納付すべき地方法人税額	34	00	
	還付金額	35		

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____	

税理士署名押印 _____ ㊞

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

改 正 後

(19 更正の請求書（単体申告用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(19 更正の請求書（単体申告用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）)

(新 設)

改正後

(20 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for '区 分' (Category) and '金額' (Amount), including sub-sections for '法人税額' and '地方税法'.

Footer section for the 'After' form, including '更正の請求をする理由等', submission dates, and return instructions.

Administrative fields for the 'After' form, including '税理士署名押印', '※税務署 処理欄', and '通信日付印'.

01.06 改正

(平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分)

改正前

(19 更正の請求書 (外国法人用))

更正の請求書 (外国法人用) header section for the 'Before' version.

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction for the 'Before' version, identical in structure to the 'After' version.

Footer section for the 'Before' form, including '更正の請求をする理由等', submission dates, and return instructions.

Administrative fields for the 'Before' form, including '税理士署名押印', '※税務署 処理欄', and '通信日付印'.

30.06 改正

(21 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(21 更正の請求書 (外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

税務署受付印

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

納税地、令和年月日、本店又は主たる事務所の所在地、法人名等、法人番号、代表者氏名、国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名、事業種目、業

(新設)

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

Table with columns for '区分' (Category) and '金額' (Amount). Rows include '所得金額又は欠損金額' (Income or loss), '法人税額' (Corporate tax), '課税標準法人税額の計算' (Calculation of taxable standard corporate tax), and '地方税法額' (Local tax amount).

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日、更正決定通知書受理年月日

還付を受けようとする金融機関等、1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合、2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合、3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名押印

※税務署処理欄、部門、決算期、業種番号、番号、整理簿、備考、通信日付印、年月日、確認印

改 正 後

(21 更正の請求書（外国法人用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）)

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等
【平成31年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

1 この請求書は、外国法人の平成28年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の 4 第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第 24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第66条の 4 第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から 6 年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「リース特別控除取戻税額等 7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
 - (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法145第条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第29号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(21 更正の請求書（外国法人用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）)

(新 設)

改正後

(25 会社事業概況書)

(25) 会社事業概況書 (総括表)

* 別添「会社事業概況書の記載要領等」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

内国法人 外国法人

① 事業の内容

応答者 氏名 部・課 役職名 電話

② 関与税理士 氏名 電話

③ 加入組合等 加入組合等 役職名

④ 上場している場合の市場名 市場名1 市場名2 未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)

⑤ 子会社及び支店等数

子会社	国内		支店等	国内				海外	
	工場	店舗		営業所	その他	工場	その他		

⑥ 当期の業績の概要(単位:百万円)

科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
当期							
前期							
前年対比							

⑦ 売上構成比 前期と比較して当期の業績に著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。

品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合
その他		
合計		

⑧ 主要役員の状況

氏名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			

⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)

申告書確認表の活用の有無(1有、2無)	大規模法人における税務上の留意項目確認表の活用の有無(1有、2無)

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページに掲載している様式です。詳細は、記載要領をご覧ください。

改正前

(23 会社事業概況書)

(23) 会社事業概況書 (総括表)

* 別添「会社事業概況書の記載要領等」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

内国法人 外国法人

① 事業の内容

応答者 氏名 部・課 役職名 電話

② 関与税理士 氏名 電話

③ 加入組合等 加入組合等 役職名

④ 上場している場合の市場名 市場名1 市場名2 未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)

⑤ 子会社及び支店等数

子会社	国内		支店等	国内				海外	
	工場	店舗		営業所	その他	工場	その他		

⑥ 当期の業績の概要(単位:百万円)

科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
当期							
前期							
前年対比							

⑦ 売上構成比 前期と比較して当期の業績に著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。

品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合
その他		
合計		

⑧ 主要役員の状況

氏名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			

⑩ 申告書確認表等の活用状況(※)

申告書確認表の活用の有無(1有、2無)	大規模法人における税務上の留意項目確認表の活用の有無(1有、2無)

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、平成27年3月より国税庁ホームページに掲載している様式です。詳細は、記載要領をご覧ください。

改正後

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (子会社の状況)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

改正前

(23 会社事業概況書)

会社事業概況書 (子会社の状況)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

改正後

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (海外取引等の概要)				*	
				法人名	
				事業年度(至)	
① 外国子会社数等				応答者	氏名
外国子会社のうち100%子会社数		社			
外国関係会社数		社			
海外工事現場を保有している事業所数		所			
ローカルファイルを作成又は取得する 国外関係者数		社			
② 貿易取引等					
取引形態	項目	取引金額(億円)	主な取扱品目等	主な取引先、国名	
輸出					
輸入					
海外工事					
その他					
③ 貿易外取引					
取引形態	項目	取引金額 (百万円)	主な取引先、国名		
手数料	支払				
	受取				
ロイヤリティー	支払				
	受取				
役務の提供	支払				
	受取				
利息	支払				
	受取				
証券の売買	取得				
	譲渡				
不動産の売買	取得				
	譲渡				
その他					
④ 外国為替取引					
為替予約	個別予約対象通貨				
	包括予約対象通貨				
⑤ オフバランス取引					
内 容					
スワップ					
オプション					
先物					
その他					

改正前

(23 会社事業概況書)

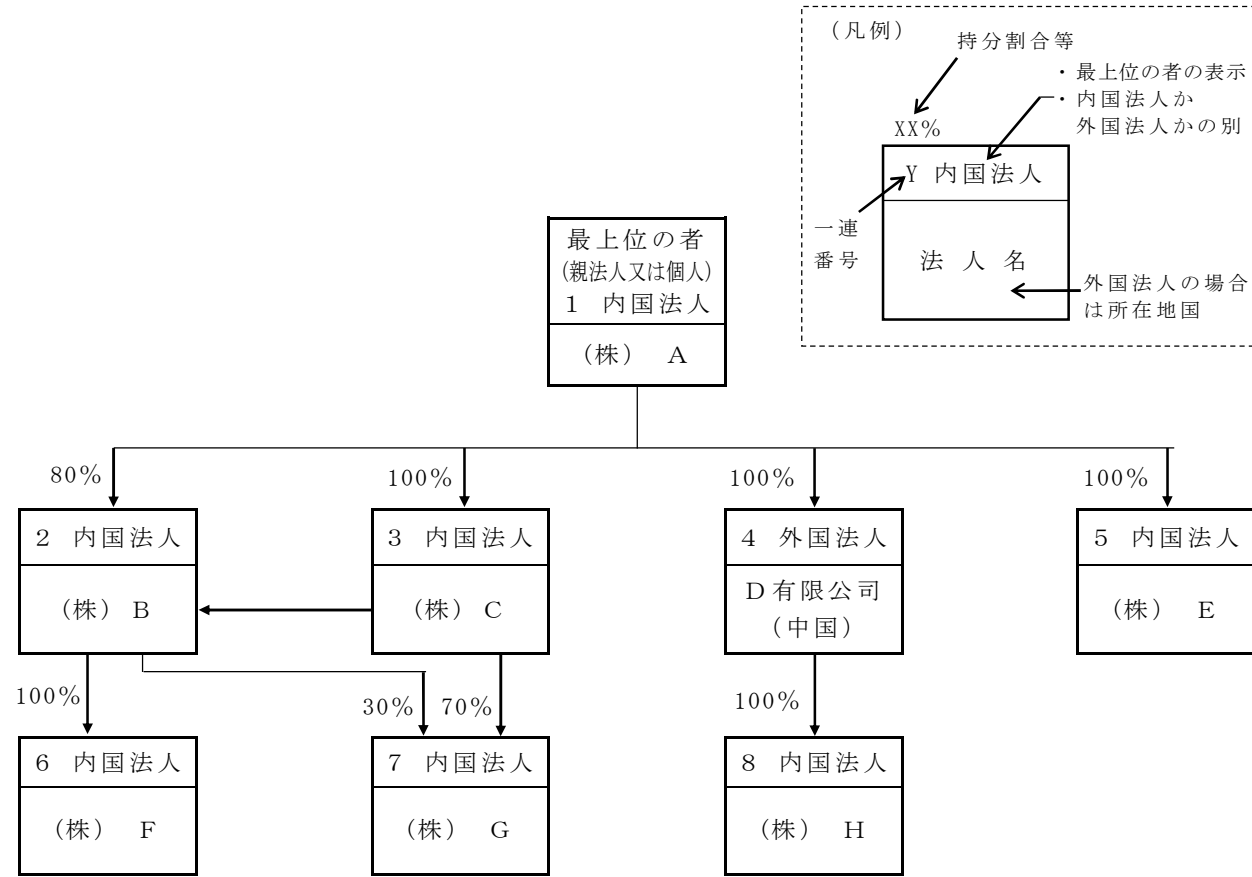
会社事業概況書 (海外取引等の概要)				*	
				法人名	
				事業年度(至)	
① 外国子会社数等				応答者	氏名
外国子会社のうち100%子会社数		社			
特定外国子会社数		社			
海外工事現場を保有している事業所数		所			
② 貿易取引等					
取引形態	項目	取引金額(億円)	主な取扱品目等	主な取引先、国名	
輸出					
輸入					
海外工事					
その他					
③ 貿易外取引					
取引形態	項目	取引金額 (百万円)	主な取引先、国名		
手数料	支払				
	受取				
ロイヤリティー	支払				
	受取				
役務の提供	支払				
	受取				
利息	支払				
	受取				
証券の売買	取得				
	譲渡				
不動産の売買	取得				
	譲渡				
その他					
④ 外国為替取引					
為替予約	個別予約対象通貨				
	包括予約対象通貨				
⑤ オフバランス取引					
内 容					
スワップ					
オプション					
先物					
その他					

改 正 後	改 正 前
<p>(25 会社事業概況書)</p> <p style="text-align: center;">会社事業概況書の記載要領等</p> <p>この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。</p> <p>記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。</p> <p>当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。</p> <p><u>なお、「*」欄は記載しないでください。</u></p> <p>1 【総括表】</p> <p>(1) ～ (11) (省 略)</p> <p>(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況(自社で作成しているチェックシート等に盛り込む等、間接的に活用する場合も含まれます。)」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(省 略)</p> <p>2 ～ 3 (省 略)</p> <p>4 【海外取引等の概要】</p> <p>(1) 「① 外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。</p> <p>ロ 「<u>外国関係会社数</u>」欄は、<u>租税特別措置法第66条の6第2項もしくは旧租税特別措置法第66条の6第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。</u></p> <p>ハ 「<u>海外工事現場を保有している事業所数</u>」欄は、<u>海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。</u></p> <p>ニ 「<u>ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数</u>」欄は、<u>租税特別措置法第66条の4第6項に規定する独立企業間価格を算定する際に必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。</u></p> <p>(2) ～ (5) (省 略)</p> <p>5 ～ 6 (省 略)</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>(23 会社事業概況書)</p> <p style="text-align: center;">会社事業概況書の記載要領等</p> <p>この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。</p> <p><u>なお、</u>記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。</p> <p>当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。</p> <p>1 【総括表】</p> <p>(1) ～ (11) (同 左)</p> <p>(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況(※)」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(同 左)</p> <p>2 ～ 3 (同 左)</p> <p>4 【海外取引等の概要】</p> <p>(1) 「① 外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。</p> <p>ロ 「<u>特定外国子会社数</u>」欄は、<u>租税特別措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数を記載してください。</u></p> <p>ハ 「<u>海外工事現場を保有している事業所数</u>」欄は、<u>海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(2) ～ (5) (同 左)</p> <p>5 ～ 6 (同 左)</p> <p>7 【その他】</p> <p><u>「*」欄は、記載しないでください。</u></p>

(25 会社事業概況書)

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	株 A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

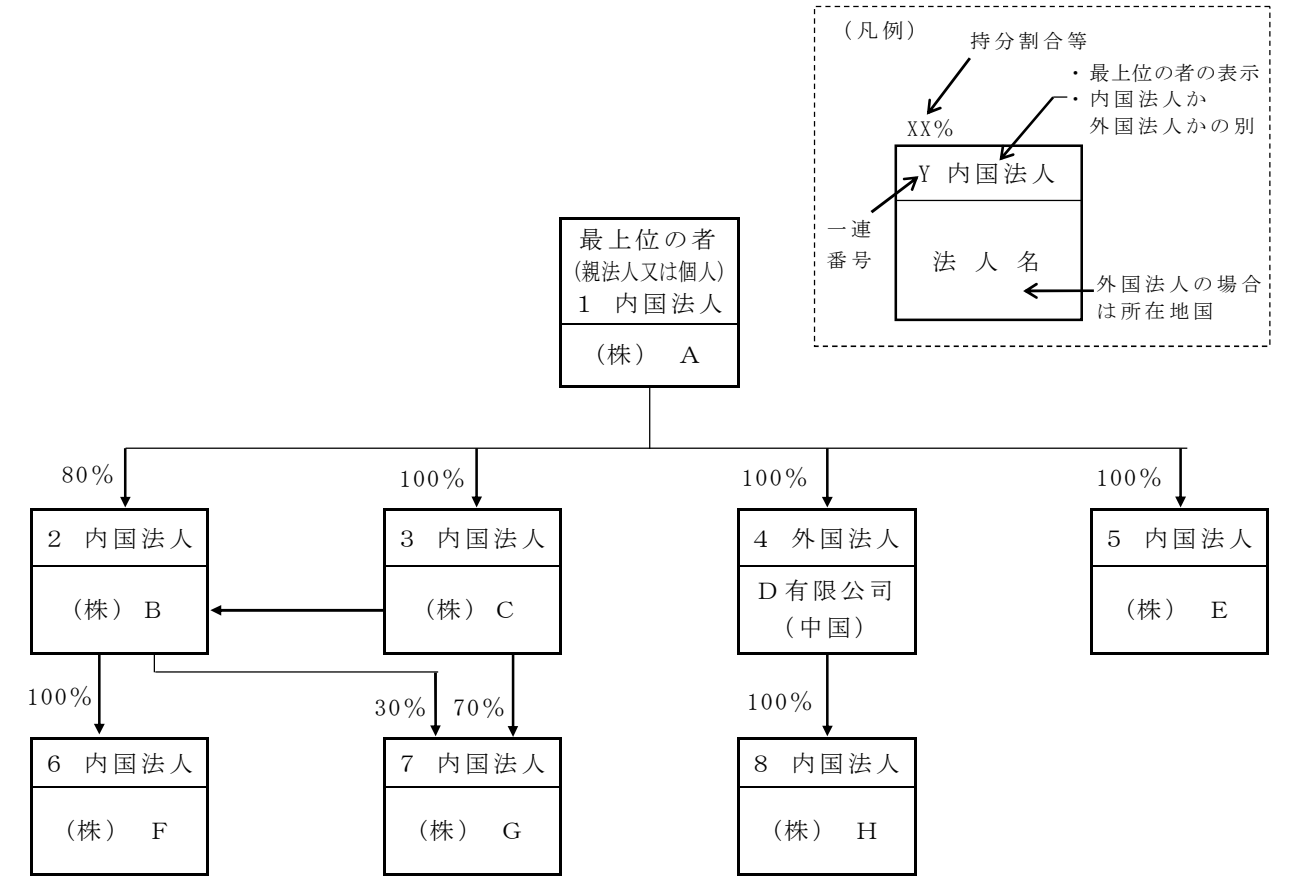
(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

(23 会社事業概況書)

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	株 A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改正後

(27 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

令和 年 月 日 第 号

納税地	〒
法人名等	
代表者氏名	殿

税務署長

㊟

納税申告書の移送通知書
更正の請求書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で提出された の納税申告書
更正の請求書

については、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。

なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。

記

- 1 移送する納税申告書・更正の請求書
- 2 移送の理由
- 3 移送する関係書類、物件
- 4 参考事項

(規格 A 4)

改正前

(25 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

平成 年 月 日 第 号

納税地	〒
法人名等	
代表者氏名	殿

税務署長

㊟

納税申告書の移送通知書
更正の請求書

貴法人から平成 年 月 日付で提出された の納税申告書
更正の請求書

については、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。

なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。

記

- 1 移送する納税申告書・更正の請求書
- 2 移送の理由
- 3 移送する関係書類、物件
- 4 参考事項

(規格 A 4)

改正後

(27 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

納税申告書
更正の請求書
の移送通知書

1 (省略)

2 記載要領

項目	内容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出されたの……」	本文中の「……提出された の……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自令和〇年〇月〇日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自令和〇年〇月〇日課税期間の更正の請求書」等と記載する。
移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書の移送書」と複写で記載する。
更正の請求書

3 ~ 4 (省略)

改正前

(25 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

納税申告書
更正の請求書
の移送通知書

1 (同左)

2 記載要領

項目	内容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出されたの……」	本文中の「……提出された の……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成〇年〇月〇日事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成〇年〇月〇日課税期間の更正の請求書」等と記載する。
移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書の移送書」と複写で記載する。
更正の請求書

3 ~ 4 (同左)

改 正 後

(32 法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自 年 月 日 自 年 月 日 又は 自 年 月 日 至 年 月 日、至 年 月 日 又は 至 年 月 日 事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(30 法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(41 地方法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自 年 月 日 自 年 月 日 又は 自 年 月 日 至 年 月 日 、至 年 月 日 又は 至 年 月 日
課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査
請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きま
す。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求
をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請
求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求を
した方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起
算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する
ときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課
税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁
決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(39 地方法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日
課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査
請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きま
す。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求
をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請
求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求を
した方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起
算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する
ときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課
税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁
決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
<p>(45 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ 自 年 月 日 自 年 月 日 又は 年 月 日 至 年 月 日 、 至 年 月 日</p> <p>課税期間分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>(43 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 、 至平成 年 月 日</p> <p>課税期間分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

改 正 後

(48 公示送達書)

公 示 送 達 書

1 使用目的

「公示送達書」は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。

2 作成部数等

この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。

決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。

3 記載要領

項 目	内 容
令和 年 月 日	公示をした日を記載する。
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。
送達する書類の名称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自令和〇〇年〇月〇日 ロ 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 至令和〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等すべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(46 公示送達書)

公 示 送 達 書

1 使用目的

「公示送達書」は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。

2 作成部数等

この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。

決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。

3 記載要領

項 目	内 容
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。
送達する書類の名称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 ロ 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等すべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

(51 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業	

自 平成・令和 年 月 日 事業年度の法人税の確定申告書
 至 平成・令和 年 月 日 連結事業年度の法人税の連結確定申告書
 の提出期限を下記の期日まで
 延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
回付先	□ 親署 → 子署 ・ □ 子署 → 調査課						年 月 日	

01.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(49 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業	

自 平成 年 月 日 事業年度の法人税の確定申告書
 至 平成 年 月 日 連結事業年度の法人税の連結確定申告書
 の提出期限を下記の期日まで
 延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 平成 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
回付先	□ 親署 → 子署 ・ □ 子署 → 調査課						年 月 日	

27.06 改正

(規格A4)

改正後

(52 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 令和 年 月 日
殿	税 務 署 長 財務事務官	㊟

指 定 通 知 書
申告期限の延長申請の 却 下

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請につい
 ては、
 下記の日を提出期限に指定したので 通知します。
 下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 令和 年 月 日

(処分の理由)

(規格 A 4)

改正前

(50 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
殿	税 務 署 長 財務事務官	㊟

指 定 通 知 書
申告期限の延長申請の 却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、
 下記の日を提出期限に指定したので 通知します。
 下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 平成 年 月 日

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(52 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の 指定 却下 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の 指定 却下 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「令和 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定期日) 令和 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(50 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の 指定 却下 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の 指定 却下 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定期日) 平成 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(53 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

提出法人 納税地 電話() - 令和 年 月 日 単連体結法親人法人 (フリガナ) 法人番号 代表者氏名 代表者住所 事業種目

自平成・令和 年 月 日 () 事業年度から法人税の確定申告書 至平成・令和 年 月 日 () 連結事業年度から法人税の連結確定申告書 の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。

申告期限延長期間 (1) 申告期限が延長されていない法人 (2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人 (3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人

各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

税理士署名押印

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿等 通信日付印 確認印 回付先 □親署→子署 □子署→調査課

01.06改正

(規格A4)

改正前

(51 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

提出法人 納税地 電話() - 平成 年 月 日 単連体結法親人法人 (フリガナ) 法人番号 代表者氏名 代表者住所 事業種目

自平成 年 月 日 () 事業年度から法人税の確定申告書 至平成 年 月 日 () 連結事業年度から法人税の連結確定申告書 の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。

申告期限延長期間 (1) 申告期限が延長されていない法人 (2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人 (3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人

各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

税理士署名押印

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿等 通信日付印 確認印 回付先 □親署→子署 □子署→調査課

29.04改正

(規格A4)

改正後

(54 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 令和 年 月 日	号 日
<p>税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>			
<p>申告期限の延長の特例の申請の 指定 却下 通知書</p>			
<p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の 申請については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。 下記の理由により相当でないと認められるので却下したから</p>			
記			
<p>(指定月数) 月</p> <p>(処分の理由)</p>			

(規格A4)

改正前

(52 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 平成 年 月 日	号 日
<p>税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>			
<p>申告期限の延長の特例の申請の 指定 却下 通知書</p>			
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請 については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。 下記の理由により相当でないと認められるので却下したから</p>			
記			
<p>(指定月数) 月</p> <p>(処分の理由)</p>			

(規格A4)

改正後

(55 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
		税務署長 財務事務官	⑩
取消通知書			
申告期限の延長の特例の変更			
貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により			
	自平成・令和	年 月 日	
	至平成・令和	年 月 日	
延長を取り消した			
(連結)事業年度以後その延長月数の指定を取り消した から通知します。			
指定月数を下記月数に変更した			
記			
(変更後の指定月数) 月			
(処分の理由)			
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。			

(規格 A 4)

改正前

(53 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日
		税務署長 財務事務官	⑩
取消通知書			
申告期限の延長の特例の変更			
貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により			
	自平成	年 月 日	
	至平成	年 月 日	
延長を取り消した			
(連結)事業年度以後その延長月数の指定を取り消した から通知します。			
指定月数を下記月数に変更した			
記			
(変更後の指定月数) 月			
(処分の理由)			
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。			

(規格 A 4)

改 正 後

(55 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の取消
変更通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消
変更通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 不要字句を抹消する。 「自平成・令和 年 月 日 また、 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この 至平成・令和 年 月 日 処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の 「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(53 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の取消
変更通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消
変更通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 不要字句を抹消する。 「自平成 年 月 日 また、 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分を 至平成 年 月 日 しようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」 の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(56 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 ※整理番号 ※連結グループ整理番号		提出法人	納 税 地	〒
		電話() -		
令和 年 月 日 税務署長殿	□□ 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ)		
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名	⑩	
		代表者住所	〒	
事業種目			業	

自平成・令和 年 月 日 事業年度から、法人税の確定申告書
 至平成・令和 年 月 日 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書
 の適用をやめますので届け出ます。
 記

1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印	⑩
---------------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
回付先 <input type="checkbox"/> 親署→子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署→調査課							年 月 日	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(54 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 ※整理番号 ※連結グループ整理番号		提出法人	納 税 地	〒
		電話() -		
平成 年 月 日 税務署長殿	□□ 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ)		
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名	⑩	
		代表者住所	〒	
事業種目			業	

自平成 年 月 日 事業年度から、法人税の確定申告書
 至平成 年 月 日 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書
 の適用をやめますので届け出ます。
 記

1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印	⑩
---------------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
回付先 <input type="checkbox"/> 親署→子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署→調査課							年 月 日	

28.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(57 青色申告の承認申請書)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	Ⓢ
	代 表 者 住 所	〒
事 業 種 目		業
資 本 金 又 は 出 資 金 額		円

自平成・令和 年 月 日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。

至平成・令和 年 月 日

記

- 1 次に該当するときは、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日
 - 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日
 - 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実該当する号及びその事実が生じた日 第4条の5第2項 号 平成・令和 年 月 日
 - 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 平成・令和 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印 Ⓢ

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	---------

01.06改正

(規格A4)

改正前

(55 青色申告の承認申請書)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	Ⓢ
	代 表 者 住 所	〒
事 業 種 目		業
資 本 金 又 は 出 資 金 額		円

自平成 年 月 日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。

至平成 年 月 日

記

- 1 次に該当するときは、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成 年 月 日
 - 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成 年 月 日
 - 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実該当する号及びその事実が生じた日 第4条の5第2項 号 平成 年 月 日
 - 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 平成 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印 Ⓢ

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	---------

27.06改正

(規格A4)

(58 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		令和 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

承 認
青色申告の承認申請の 通 知 書
却 下

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調
査したところ 相 当 と認められるのでこれを 承認 したから通知します。
以下の理由により不相当 却下

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(56 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

承 認
青色申告の承認申請の 通 知 書
却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査
したところ 相 当 と認められるのでこれを 承認 したから通知します。
以下の理由により不相当 却下

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(60 青色申告の承認の取消通知書 (汎用))

納税地 法人名等 清算人氏名 代表者又は	<div style="float: right; text-align: right;">法第 号 令和 年 月 日</div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; text-align: right; padding-right: 10px;">殿</div>
-------------------------------	--

税 務 署 長
財務事務官

⑩

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 項第 号に該当する
 ので、自平成・令和 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
 至平成・令和 年 月 日

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(58 青色申告の承認の取消通知書 (汎用))

納税地 法人名等 清算人氏名 代表者又は	<div style="float: right; text-align: right;">法第 号 平成 年 月 日</div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; text-align: right; padding-right: 10px;">殿</div>
-------------------------------	--

税 務 署 長
財務事務官

⑩

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 項第 号に該当する
 ので、自平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
 至平成 年 月 日

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(63 青色申告の取りやめの届出書)

税務署受付印 青色申告の取りやめの届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
事業種目	業		
自平成・令和 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。 至平成・令和 年 月 日			
記			
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日			
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由			
3 その他の参考事項			

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	備考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-------	---------

01.06改正

(規格 A 4)

改正前

(61 青色申告の取りやめの届出書)

税務署受付印 青色申告の取りやめの届出書		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
事業種目	業		
自平成 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。 至平成 年 月 日			
記			
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日			
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由			
3 その他の参考事項			

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	備考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-------	---------

27.06改正

(規格 A 4)

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

納 税 地		法第	号
代 表 者 名		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	税務署長	
		財務事務官	㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。

(規格A4)

(63 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

納 税 地		法第	号
代 表 者 名		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿	税務署長	
		財務事務官	㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。

(規格A4)

改正後

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正前

(63 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「貴法人から平成 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	税務署長 財務事務官	㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、貴法人は法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する要件に該当しないので、同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(64 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿	税務署長 財務事務官	㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、貴法人は法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する要件に該当しないので、同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

24.12 改正

改 正 後

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。 「（前略）法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する（中略）これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(64 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から平成 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。 「（前略）法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する（中略）これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(68 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	納 税 地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	法 人 番 号		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒	電話 () -	

法人税法施行令第14条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日	平成・令和 年 月 日	
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類	※入力
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	

(規格A4)

※税務署整理欄	部門	決算期	番号	通信日付印	年 月 日	確認印
---------	----	-----	----	-------	-------	-----

(66 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	納 税 地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	法 人 番 号		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	電話 () -

法人税法施行令第14条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日	平成 年 月 日	
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類	※入力
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	

(規格A4)

※税務署整理欄	部門	決算期	番号	通信日付印	年 月 日	確認印
---------	----	-----	----	-------	-------	-----

改正後 改正前

(69 事前確定届出給与に関する届出書)

(67 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書

事前確定届出給与に関する届出書

Form for (69) including fields for tax office receipt stamp, date (令和), and recipient information (納税地, 法人名等, 法人番号, 代表者氏名, 代表者住所).

Form for (67) including fields for tax office receipt stamp, date (平成), and recipient information (納税地, 法人名等, 法人番号, 代表者氏名, 代表者住所).

Form for (69) including fields for company name (フリガナ), address (本店又は主たる事務所の所在地), and representative name (フリガナ).

Form for (67) including fields for company name (フリガナ), address (本店又は主たる事務所の所在地), and representative name (フリガナ).

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。

Table for (69) with 6 rows detailing the determination of advance payment, including dates of shareholder meetings and start of duties.

Table for (67) with 6 rows detailing the determination of advance payment, including dates of shareholder meetings and start of duties.

Form for (69) regarding the deadline for submission (届出期限), listing various conditions like shareholder meetings and accounting periods.

Form for (67) regarding the deadline for submission (届出期限), listing various conditions like shareholder meetings and accounting periods.

Form for (69) including fields for tax agent signature (税理士署名押印) and processing details (※税務署処理欄).

Form for (67) including fields for tax agent signature (税理士署名押印) and processing details (※税務署処理欄).

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(69 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 ～ 2 (省 略)</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) ～ (7) (省 略)</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員その設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p> <p>また、法人税法施行令第 69 条第 8 項に規定する「確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。</p> <p>(9) ～ (11) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>(67 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 ～ 2 (同 左)</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (3) (同 左)</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) ～ (7) (同 左)</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員その設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p> <p>また、法人税法施行令第 69 条第 8 項に規定する「確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。</p> <p>(9) ～ (11) (同 左)</p> <p>4 (同 左)</p>

改正後

(70 付表1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用))										No.	
事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()									
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)		平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
当該 (連結) 事業年度		平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
職務執行期間開始の日の属する会計期間		平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	事前確定届出給与以外の給与	金銭による給与 (業績連動給与を除く)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要			
	届出額	・	・			・	・				
	支給額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				

改正前

(68 付表1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用))										No.	
事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()									
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)		平成 年 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
当該 (連結) 事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
職務執行期間開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	事前確定届出給与以外の給与	金銭による給与 (業績連動給与を除く)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要			
	届出額	・	・			・	・				
	支給額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				
	今回の届出額	・	・			・	・				

改 正 後

(71 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
当該 (連結) 事業年度	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額 (円)
				金銭債権の額 (円)	
職 務 属 行 す 期 間 開 計 始 期 の 日 間	届出内容	・ ・			
	支給内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
翌 会 計 期 間 以 後	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			

条件その他の内容

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)				
	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)
職 務 属 行 す 期 間 開 計 始 期 の 日 間	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
翌 期 間 以 後	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	

業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要

01.06改正

改 正 前

(69 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
当該 (連結) 事業年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額 (円)
				金銭債権の額 (円)	
職 務 属 行 す 期 間 開 計 始 期 の 日 間	届出内容	・ ・			
	支給内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
翌 会 計 期 間 以 後	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			
	今回の 届出内容	・ ・			

条件その他の内容

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)				
	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)
職 務 属 行 す 期 間 開 計 始 期 の 日 間	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
翌 期 間 以 後	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	

業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要

29.06

改正後 改正前

(72 事前確定届出給与に関する変更届出書)

(70 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書
※整理番号
※連結グループ整理番号
令和 年 月 日
納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所

事前確定届出給与に関する変更届出書
※整理番号
※連結グループ整理番号
平成 年 月 日
納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所

連結子法人
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先
 親署 ⇒ 子署
 子署 ⇒ 調査課

連結子法人
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先
 親署 ⇒ 子署
 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。記

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。記

① 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日
(臨時改定事由の概要)
(臨時改定事由が生じた日) 平成・令和 年 月 日
業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日
(決議をした日) 平成・令和 年 月 日
(直前届出に係る給与の支給の日) 平成・令和 年 月 日
② 変更を行った機関等 (機関等)
③ 変更後の事前確定届出給与等の状況 付表 (No. ~No.) のとおり。
④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由 (理由)
⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日 平成・令和 年 月 日
⑥ その他参考となるべき事項
届出期限
 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日
 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日

① 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日
(臨時改定事由の概要)
(臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日
業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日
(決議をした日) 平成 年 月 日
(直前届出に係る給与の支給の日) 平成 年 月 日
② 変更を行った機関等 (機関等)
③ 変更後の事前確定届出給与等の状況 付表 (No. ~No.) のとおり。
④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由 (理由)
⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日 平成 年 月 日
⑥ その他参考となるべき事項
届出期限
 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 平成 年 月 日
 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 平成 年 月 日

税理士署名押印

税理士署名押印

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(72 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p style="text-align: center;">事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等</p> <p>1 ～ 3 (省 略)</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>(3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……………「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……………「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がある場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(4) ～ (6) (省 略)</p> <p>(7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がある場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(8) ～ (11) (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(70 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p style="text-align: center;">事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等</p> <p>1 ～ 3 (同 左)</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (2) (同 左)</p> <p>(3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。</p> <p>イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……………「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……………「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がある場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(4) ～ (6) (同 左)</p> <p>(7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がある場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(8) ～ (11) (同 左)</p> <p>5 (同 左)</p>

(74 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書

※整理番号

※課税簿番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	提出人	納税地	〒	電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名		㊟		
代表者住所		〒			
事業種目		業			

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目		業			

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類 (又は事業所別)	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品 (半成工事)	
	主要原材料	
	補助原材料	
	その他の棚卸資産	

参考事項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日	平成・令和 年 月 日
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日	平成・令和 年 月 日
	3 その他	

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------	-------------

(規格 A 4)

(72 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書

※整理番号

※課税簿番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	提出人	納税地	〒	電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名		㊟		
代表者住所		〒			
事業種目		業			

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目		業			

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類 (又は事業所別)	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品 (半成工事)	
	主要原材料	
	補助原材料	
	その他の棚卸資産	

参考事項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日	平成 年 月 日
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日	平成 年 月 日
	3 その他	

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------	-------------

(規格 A 4)

改 正 後

(76 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1 ～ 2 (同 左)

3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

なお、売買目的有価証券にあつては、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。

なお、売買目的有価証券につき事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。

(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。

(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(74 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1 ～ 2 (省 略)

3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

4 各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。

(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。

(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(77 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

短期売買商品等の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	
※課税/非課税	

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
事業種目			業

令和 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種 類 又 は 銘 柄	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日

参 考 事 項	
------------------	--

税 理 士 署 名 押 印		㊟
---------------	--	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(75 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

短期売買商品の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	
※課税/非課税	

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
事業種目			業

平成 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種 類 又 は 銘 柄	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
	移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日

参 考 事 項	
------------------	--

税 理 士 署 名 押 印		㊟
---------------	--	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(77 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>短期売買商品及び仮想通貨（以下「短期売買商品等」といいます。）</u>を所有していなかった法人が、新たに短期売買商品等¹を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人が必要事項を記載して提出して</u>ください。（法人税法施行令第118条の6・第155条の6・<u>第184条</u>）</p> <p>（注）<u>1 短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下「短期売買目的」といいます。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの（以下「専担者売買商品」といいます。）及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したもの（専担者売買商品を除きます。）</u>をいいます。</p> <p><u>2 仮想通貨とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます。（法人税法第61条）</u></p> <p><u>3 平成31年4月1日時点で現に仮想通貨を有する法人については、平成31年4月1日にその仮想通貨を取得したものとみなして記載してください。</u></p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等²を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、<u>短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごと</u>に行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p><u>なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</u></p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「<u>仮想通貨（〇〇コイン）</u>」等のように記載してください。</p> <p><u>なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</u></p> <p>(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(75 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、短期売買商品を所有していなかった単体法人¹（<u>連結申告法人を除く法人をいいます。</u>）又は<u>連結親法人</u>が、新たに短期売買商品を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品と種類及び銘柄の異なった短期売買商品を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに<u>使用</u>してください。（法人税法施行令第118条の6・第155条の6）</p> <p>（注） 短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下「短期売買目的」といいます。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものをいいます。（法人税法施行令第118条の4）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>2 この届出書は、短期売買商品²を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、<u>短期売買商品の種類及び銘柄の異なるごと</u>に行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買の種類及び銘柄について、その短期売買商品の種類及び銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」等のように記載してください。</p> <p>(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品の取得年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(78 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号	
				※電話/ファクス	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -			
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名	Ⓜ			
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目	業				

連 結 子 法 人 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等		部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	決 算 期	
	(フリガナ)	電話 () -	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事 業 種 目	業			

棚卸資産の評価方法
 自平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度から 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の
 至平成・令和 年 月 日
 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 とおり変更したいので申請します。

事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類又は 銘柄・有価証券の種類	現によっている 評 価 方 法 等	左の評価方法を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変と
更す
しる
よ理
う由

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

(規格 A 4)

改 正 前

(76 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号	
				※電話/ファクス	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -			
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名	Ⓜ			
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目	業				

連 結 子 法 人 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等		部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	決 算 期	
	(フリガナ)	電話 () -	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事 業 種 目	業			

棚卸資産の評価方法
 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記のとおり
 至平成 年 月 日
 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 変更したいので申請します。

事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類又は 銘柄・有価証券の種類	現によっている 評 価 方 法 等	左の評価方法を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変と
更す
しる
よ理
う由

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(78) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、<u>法人が既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。</u>（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6・第184条） この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 <u>（削 除）</u></p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていきますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う<u>（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行い、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行う）</u>ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産、<u>有価証券又は短期売買商品等</u>だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、<u>売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</u> (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、<u>仮想通貨以外の短期売買商品等</u>については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、<u>仮想通貨</u>については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1</p>	<p>(76) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。</u>（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6） この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 <u>（注）平成21年4月1日以後最初に開始する事業年度から平成22年4月1日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度において、棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとするときは、その変更しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、この申請書と同様の記載事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったとみなされます。</u> <u>※ 旧評価方法とは、平成21年改正前の法人税法施行令第28条第1項第1号ハ《棚卸資産の評価の方法》に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法（当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第2号に掲げる低価法を含みます。）をいい、新評価方法とは、法人税法施行令第28条第1項各号に掲げる方法をいいます。</u></p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていきますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、<u>売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていきますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券</u>だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、<u>売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。なお、短期売買商品については、記載の必要はありません。</u> (4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、<u>短期売買商品については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(78) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p>号から第 21 号まで (第 17 号を除きます。) の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券 (相互会社の社債券を含みます。)、株券 (新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。) を記載してください。</p> <p>(6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(76) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p>載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券 (相互会社の社債券を含みます。)、株券 (新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。) を記載してください。</p> <p>(6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の承認、却下通知書
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評価方法等	承認・却下の区分

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(77 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の承認、却下通知書
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

貴法人から平成 年 月 日付でされた棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評価方法等	承認・却下の区分

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

承認
通知書
却下

- 1 使用目的
「棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の変更申請の承認通知書は、棚卸資産の評価方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」及び「承認」「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本文 ～ 申請の対象が連結子法人の場合 (省 略)	
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類(法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別)を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券(法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。
棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄(仮想通貨にあっては、その種類)を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分 ～ 教示 (省 略)	

(以下省略)

改 正 前

(77 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

承認
通知書
却下

- 1 使用目的
「棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の変更申請の承認通知書は、棚卸資産の評価方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」及び「承認」「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本文 ～ 申請の対象が連結子法人の場合 (同 左)	
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分 ～ 教示 (同 左)	

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(81 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

(79 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る 有効性判定の方法の取りやめに関する届出書		※整理番号	
税務署受付印		※課税/非課税	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)	電話() -
	単連	法 人 名 等	
	体結	法 人 番 号	
	法親	(フリガナ)	
	人法人	代 表 者 氏 名	⑩
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等		※ 整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	(フリガナ)	電話() -	決 算 期
	代 表 者 氏 名		業 種 番 号
	代 表 者 住 所	〒	整 理 簿
	事 業 種 目		回 付 先
			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項〔 <input type="checkbox"/> 第1号〕に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 □ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 記			
法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等			
上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日	令和 年 月 日		
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ		
	時価ヘッジ		
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債		
	金 銭		
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲			
その他の参考事項			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
			整理簿
			備考

01.06 改正

(規格 A 4)

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る 有効性判定の方法の取りやめに関する届出書		※整理番号	
税務署受付印		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)	電話() -
	単連	法 人 名 等	
	体結	法 人 番 号	
	法親	(フリガナ)	
	人法人	代 表 者 氏 名	⑩
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等		※ 整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	(フリガナ)	電話() -	決 算 期
	代 表 者 氏 名		業 種 番 号
	代 表 者 住 所	〒	整 理 簿
	事 業 種 目		回 付 先
			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項〔 <input type="checkbox"/> 第1号〕に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 □ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 記			
法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等			
上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日	平成 年 月 日		
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ		
	時価ヘッジ		
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債		
	金 銭		
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲			
その他の参考事項			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
			整理簿
			備考

27.06

(規格 A 4)

改 正 後

(82 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

<div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書		※整理番号	
				※連絡先電話番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			㊟	
	代表者住所	〒			
事業種目			業		

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
代表者住所	〒	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目		業			

- 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。
- 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

適用を受けようとする最初の事業年度 (自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日

上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由

法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法

法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合

法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額

特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲

特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由

その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------

改 正 前

(80 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

<div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書		※整理番号	
				※連絡先電話番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			㊟	
	代表者住所	〒			
事業種目			業		

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
代表者住所	〒	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目		業			

- 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。
- 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

適用を受けようとする最初の事業年度 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由

法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法

法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合

法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額

特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲

特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由

その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------

改 正 後

(83 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	適用を受けようとする最初の事業年度	(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(81 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日
			殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	適用を受けようとする最初の事業年度	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(84 減価償却資産の償却方法の届出書)

税務署受付印

減価償却資産の償却方法の届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人	納 税 地	〒	電話() -	※整理番号	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法 人 名 等				
			法 人 番 号				
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名				㊟
			代 表 者 住 所	〒			
			事 業 種 目				業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 () -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	
		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記			
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物 附属 設備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設備			
() 設備			

事 参 考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他	平成・令和 年 月 日
-------------	------------------------------	-------------

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(82 減価償却資産の償却方法の届出書)

税務署受付印

減価償却資産の償却方法の届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	納 税 地	〒	電話() -	※整理番号	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法 人 名 等				
			法 人 番 号				
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名				㊟
			代 表 者 住 所	〒			
			事 業 種 目				業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 () -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	
		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記			
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物 附属 設備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設備			
() 設備			

事 参 考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他	平成 年 月 日
-------------	------------------------------	----------

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

28.06 改正

改 正 後

(86 特別な償却方法の承認通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 令和 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等				承認・ 却下の 区分	承認した特別な償却方法
申請に係る減価償却資産							
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額 （千円）			
(処分の理由)							
(付記事項) この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。							

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

改 正 前

(84 特別な償却方法の承認通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等				承認・ 却下の 区分	承認した特別な償却方法
申請に係る減価償却資産							
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額 （千円）			
(処分の理由)							
(付記事項) この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。							

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

改 正 後

(86 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日」の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(84 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(87 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官



特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第 48 条の 4 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(85 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号
		平成	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官



特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第 48 条の 4 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(88 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

㊟

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第48条の4第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

令和 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
取消しの対象					
種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	特別な償却方法
(処分の理由)					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(86 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

㊟

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第48条の4第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
取消しの対象					
種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	特別な償却方法
(処分の理由)					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(88 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日」の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(86 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(89 取替法採用承認申請書)

税務署受付印

取替法採用承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	提出人	納 税 地	〒	電話() -
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)		
	単 連	法 人 名 等		
	体 結	法 人 番 号		
	法 親	(フリガナ)		
	人 法 人	代 表 者 氏 名		㊟
		代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業	

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので
申請します。

取替法を採用しようとする減価償却資産の明細				
取 替 資 産 の 名 称	1			
同上の法人税法施行規則 第 10 条 各 号 の 区 分	2			
所 在 す る 場 所	3			
数 量	4			
取 得 価 額	5	千円	千円	千円
帳 簿 価 額	6	千円	千円	千円
参考事項				

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(87 取替法採用承認申請書)

税務署受付印

取替法採用承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	提出人	納 税 地	〒	電話() -
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)		
	単 連	法 人 名 等		
	体 結	法 人 番 号		
	法 親	(フリガナ)		
	人 法 人	代 表 者 氏 名		㊟
		代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業	

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日 (連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので
申請します。

取替法を採用しようとする減価償却資産の明細				
取 替 資 産 の 名 称	1			
同上の法人税法施行規則 第 10 条 各 号 の 区 分	2			
所 在 す る 場 所	3			
数 量	4			
取 得 価 額	5	千円	千円	千円
帳 簿 価 額	6	千円	千円	千円
参考事項				

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(90 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る
旧リース期間定額法の届出書

※整理番号 ※電話番号			
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署)	※ 税 務 署 処 理 欄
	電話() -	整理番号	
	(フリガナ)	部 門	
	代 表 者 氏 名	決 算 期	
代 表 者 住 所	業 種 番 号		
〒	整 理 簿		
事 業 種 目	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記			
資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			
参 考 事 項	1 採用する事業年度 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 2 その他		
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(88 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る
旧リース期間定額法の届出書

※整理番号 ※電話番号			
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署)	※ 税 務 署 処 理 欄
	電話() -	整理番号	
	(フリガナ)	部 門	
	代 表 者 氏 名	決 算 期	
代 表 者 住 所	業 種 番 号		
〒	整 理 簿		
事 業 種 目	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記			
資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			
参 考 事 項	1 採用する事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 2 その他		
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考

27.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(92 特別な償却率の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第	号
		令和	年 月 日
		殿	

国税局長
財務事務官



特別な償却率の認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定に係る減価償却資産		
種類	細目	帳簿価額(千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(90 特別な償却率の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第	号
		平成	年 月 日
		殿	

国税局長
財務事務官



特別な償却率の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定に係る減価償却資産		
種類	細目	帳簿価額(千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(92 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(90 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(93 特別な償却率の変更通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号 令和 年 月 日
	殿

国税局長
財務事務官



特別な償却率の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変更の対象		
種類	細目	帳簿価額（千円）
変更後の償却率		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

01.06 改正

改正前

(91 特別な償却率の変更通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿

国税局長
財務事務官



特別な償却率の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変更の対象		
種類	細目	帳簿価額（千円）
変更後の償却率		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

24.12 改正

改 正 後

(93 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	<p>対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p>
処 分 の 理 由	<p>認定を変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(91 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	<p>対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p>
処 分 の 理 由	<p>認定を変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(94 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

税務署受付印

Header section of form 94 including date (令和), tax office name (税務署長殿), and basic applicant information (納税地, 法人名等, 法人番号, 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目).

Table for related party information (連結子法人) with columns for name, address, phone, and business type.

自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。 至 令和 年 月 日

Table with 4 columns: 資産、設備の種類, 現によっている償却方法, 現によっている償却方法を採用した年月日, 採用しようとする新たな償却方法.

変とす理由 (Reason for change)

税理士署名押印 (Tax accountant signature stamp)

Footer table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印.

(規格A4)

改正前

(92 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

税務署受付印

Header section of form 92 including date (平成), tax office name (税務署長殿), and basic applicant information (納税地, 法人名等, 法人番号, 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目).

Table for related party information (連結子法人) with columns for name, address, phone, and business type.

自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。 至 平成 年 月 日

Table with 4 columns: 資産、設備の種類, 現によっている償却方法, 現によっている償却方法を採用した年月日, 採用しようとする新たな償却方法.

変とす理由 (Reason for change)

税理士署名押印 (Tax accountant signature stamp)

Footer table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印.

(規格A4)

改正後

(95 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代氏 表 者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた減価償却資産の償却方法の変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
資産、設備の種類	変更しようとする償却方法	承認・却下の区分
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(93 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代氏 表 者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた減価償却資産の償却方法の変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
資産、設備の種類	変更しようとする償却方法	承認・却下の区分
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(98 耐用年数の短縮の承認通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

国税局長
財務事務官

㊟

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産					承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)						

(処分の理由)

(付記事項)

この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(96 耐用年数の短縮の承認通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号
		平成 年 月 日
	殿	

国税局長
財務事務官

㊟

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産					承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)						

(処分の理由)

(付記事項)

この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(98 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書
便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に
基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の
ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(96 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書
便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に
基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の
ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(99 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日

国 税 局 長
財務事務官
㊟

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(97 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号
		平成	年 月 日

国 税 局 長
財務事務官
㊟

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(100 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納税地 法人名等 代表者名	
	殿

法第 号
令和 年 月 日

国税局長
財務事務官



耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名等								
取消し(変更)の対象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
(処分の理由)										

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(98 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納税地 法人名等 代表者名	
	殿

法第 号
平成 年 月 日

国税局長
財務事務官



耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名等								
取消し(変更)の対象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
(処分の理由)										

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(100 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消(変更)」、「取り消(変更)」及び「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日」の属する(連結)事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	<p>「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p> <p>「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

改 正 前

(98 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消(変更)」、「取り消(変更)」及び「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	<p>「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p> <p>「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

改正後

(101 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)



短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

※整理番号
※連絡グループ整理番号

2通提出
(添付書類含む)

Form for asset replacement notification (Post-Change). Includes fields for date, taxpayer info, and representative details.

Form for subsidiary information (連結子法人). Includes fields for name, address, and business type.

Form for asset replacement details (減価償却資産). Includes a table for asset acquisition dates and reasons.

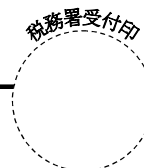
Form for attachments (添付書類). Includes a field for the calculation table.

Form for signature and stamp (税理士署名押印).

01.06改正

改正前

(99 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)



短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

※整理番号
※連絡グループ整理番号

Form for asset replacement notification (Pre-Change). Includes fields for date, taxpayer info, and representative details.

Form for subsidiary information (連結子法人). Includes fields for name, address, and business type.

Form for asset replacement details (減価償却資産). Includes a table for asset acquisition dates and reasons.

Form for attachments (添付書類). Includes a list of required documents.

Form for signature and stamp (税理士署名押印).

27.06改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(101 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第 57 条第 7 項・第 155 条の 6）</u></p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (9) （省 略）</p> <p>(10) 「<u>短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6</u>」の欄には、<u>短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</u></p> <p>(11) 「<u>直前の事業年度(又は連結事業年度) に適用を受けた届出書の提出年月日 7</u>」の欄には、<u>短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合に、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書の提出年月日を記載してください。ただし、その届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</u></p> <p>(12) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士<u>又は</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「<u>更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書</u>」(付表)を添付してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p>	<p>(99 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに使用</u>してください。（法人税法施行令第 57 条第 7 項・第 155 条の 6）</p> <p>2 （同 左）</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (9) （同 左）</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(10) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、<u>次の書類を添付してください。</u></p> <p>(1) <u>短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し</u></p> <p>(2) <u>短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し</u></p> <p>※ <u>短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。</u></p> <p>(3) 「<u>更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書</u>」(付表)</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(103) 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

2通提出
(添付書類含む)



耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

令和 年 月 日 国税局長殿	提出法人	<input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	〒 電話() -	
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟			
	代表者住所	〒			
	事業種目	業			

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				備 考	<input type="checkbox"/> 子署から送付物有

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日		
届 出 の 事 由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当	法人税法施行規則第16条第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同 上 の 資 産 の	所在する場所	4		
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)	5	年	
	未経過使用可能期間(付表のp)	6	年	
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日	7	法第 号 平成・令和 年 月 日 ※既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付する場合は、この欄に記載する必要はありません。		
参考となるべき事項	8			

添付書類	「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)			
------	----------------------------------	--	--	--

税理士署名押印	㊟			
---------	---	--	--	--

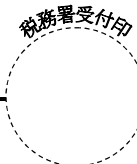
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(101) 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書



耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 国税局長殿	提出法人	<input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	〒 電話() -	
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟			
	代表者住所	〒			
	事業種目	業			

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				備 考	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
届 出 の 事 由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当	法人税法施行規則第16条第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同 上 の 資 産 の	所在する場所	4		
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)	5	年	
	未経過使用可能期間(付表のp)	6	年	
参考となるべき事項	7			

添付書類	1 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表) 3 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し			
------	---	--	--	--

税理士署名押印	㊟			
---------	---	--	--	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(103) 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出</u>してください。（法人税法施行令第 57 条第 8 項・第 155 条の 6）</u></p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (6) （省 略）</p> <p>(7) 「<u>既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 7</u>」欄には、<u>既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</u></p> <p>(8) 「<u>参考となるべき事項 8</u>」欄には、<u>既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。</u>（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）</p> <p>(9) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士<u>又は</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、<u>「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）</u>を添付してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>法人名等</u>」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p>	<p>(101) 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に使用</u>してください。（法人税法施行令第 57 条第 8 項・第 155 条の 6）</p> <p>2 （同 左）</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) ～ (6) （同 左）</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(7) 「<u>参考となるべき事項 7</u>」欄には、<u>既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。</u>（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）</p> <p>(8) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、<u>次の書類</u>を添付してください。</p> <p>(1) <u>既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し</u></p> <p>(2) 「<u>みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書</u>」（付表）</p> <p>(3) <u>既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し</u></p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>法人名等</u>」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

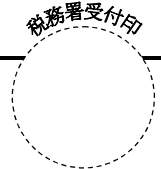
改正後

(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

※整理番号
※経緯/ループ整理番号

2通提出
(添付書類含む)



提出法人
納税地
電話() -
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
この申請に回答する係及び氏名
電話() -
事業種目
令和 年 月 日
税務署長殿

連結子法人
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
電話() -
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先
親署 => 子署
子署 => 調査課

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

Table with 9 columns: 種類(設備の種類を含む), 構造又は用途, 細目(資産の名称), 所在する場所, 取得年月日, 取得価額, 取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日, 同上における帳簿価額, 認定を受けようとする月数. Includes calculation basis for months.

税理士署名押印

※税務署処理欄
部門
決算期
業種番号
番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

01.06改正

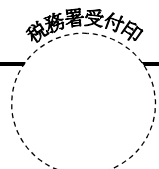
(規格A4)

改正前

(104 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

※整理番号
※経緯/ループ整理番号



提出法人
納税地
電話() -
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
この申請に回答する係及び氏名
電話() -
事業種目
平成 年 月 日
税務署長殿

連結子法人
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
電話() -
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先
親署 => 子署
子署 => 調査課

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

Table with 9 columns: 種類(設備の種類を含む), 構造又は用途, 細目(資産の名称), 所在する場所, 取得年月日, 取得価額, 取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日, 同上における帳簿価額, 認定を受けようとする月数. Includes calculation basis for months.

税理士署名押印

※税務署処理欄
部門
決算期
業種番号
番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

27.06改正

(規格A4)

改正後

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号 令和 年 月 日	
	税務署長 財務事務官	Ⓜ	
堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書			
貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。			
この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度からです。 至平成・令和 年 月 日			
記			
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
細目 (個々の資産) ・資産の種類	残存使用可能期間		
	月		
(処分の理由)			
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。			
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(105 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号 平成 年 月 日	
	税務署長 財務事務官	Ⓜ	
堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書			
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。			
この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度からです。 至平成 年 月 日			
記			
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
細目 (個々の資産) ・資産の種類	残存使用可能期間		
	月		
(処分の理由)			
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。			
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			

24.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(105 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(108 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

㊦

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変更の対象		変更後の残存使用可能期間
細目（個々の資産）・資産の種類		
		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

01.06改正

改正前

(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官

㊦

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変更の対象		変更後の残存使用可能期間
細目（個々の資産）・資産の種類		
		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

24.12改正

改 正 後

(108 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(111 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは
自平成・令和 年 月 日（連結）事業年
至 令和 年 月 日
度からです。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		認定した年数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(処分の理由)

(付記事項)

この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(109 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 平成 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは
自平成 年 月 日（連結）事業年
至平成 年 月 日
度からです。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		認定した年数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(処分の理由)

(付記事項)

この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(111 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成・令和 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 令和 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(109 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐 至平成 年 月 日」 用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(112 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第6項の規定に基づき、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		変更後の耐用年数（年）
変 更 の 対 象				
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第6項の規定に基づき、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		変更後の耐用年数（年）
変 更 の 対 象				
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(112 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(114 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

外貨建資産等の期末換算方法等
の変更承認申請書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)	電話() -	
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒	
	事業種目		業	

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等下記のとおり変更したいので
 至 令和 年 月 日
 申請します。

記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

(その他の参考事項)

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(112 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

外貨建資産等の期末換算方法等
の変更承認申請書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)	電話() -	
		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒	
	事業種目		業	

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等下記のとおり変更したいので
 至 平成 年 月 日
 申請します。

記

外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現によっている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

(その他の参考事項)

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

27.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(113 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(116 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

※整理番号

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 - 電話() -
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	㊟
	代 表 者 住 所	〒 -
事 業 種 目	業	

自 平成・令和 年 月 日 事業年度から
至 平成・令和 年 月 日 事業年度から

変更したいので届け出ます。

を下記のとおり

記

棚卸資産の評価方法
 減価償却資産の償却方法
 仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 外貨建資産等の期末換算方法

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 仮想通貨の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備 考
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

その他の参考事項

1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日

2 その他

(規格 A 4)

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

改 正 前

(114 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

※整理番号

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 - 電話() -
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	㊟
	代 表 者 住 所	〒 -
事 業 種 目	業	

自 平成 年 月 日 事業年度から
至 平成 年 月 日 事業年度から

変更したいので届け出ます。

を下記のとおり

記

棚卸資産の評価方法
 減価償却資産の償却方法
 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 外貨建資産等の期末換算方法

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備 考
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

その他の参考事項

1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成 年 月 日

2 その他

(規格 A 4)

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

改 正 後	改 正 前
<p>(116 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、<u>仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u>、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・<u>第118条の6</u>・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>（注）1 ～ 6 （省 略）</p> <p><u>7 仮想通貨とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます。（法人税法第61条）</u></p> <p><u>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</u></p> <p>2 ～ 3 （省 略）</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 （省 略）</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に<u>記載</u>してください。 なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) <u>仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u> <u>仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、仮想通貨の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類ごとの仮想通貨だけについて明確に記載してください。</u></p> <p>(4) <u>外貨建資産等の期末換算の方法</u> （省 略）</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄 イ ～ ニ （省 略） ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券<u>（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）</u>、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の<u>区分</u>を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで</p>	<p>(114 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>（注）1 ～ 6 （同 左）</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p><u>7 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</u></p> <p>2 ～ 3 （同 左）</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 （同 左）</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に<u>記入</u>してください。 なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) <u>外貨建資産等の期末換算の方法</u> （同 左）</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄 イ ～ ニ （同 左） ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の<u>別</u>を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>銘柄</u>・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(116 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書) (第 17 号を除きます。)の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) (省 略)</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を（ ）内に記載してください。</p> <p>A ～ F (省 略)</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ <u>仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u></p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、<u>その事業所名を記載してください。</u></p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、仮想通貨の種類（例：〇〇コイン）を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>(114 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書) 号を除きます。)の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) (同 左)</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を（ ）内に記載してください。</p> <p>A ～ F (同 左)</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>銘柄・有価証券の種類</u> 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>ハ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ) (同 左)</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 <u>銘柄・有価証券の種類</u> 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) (同 左)</p>

改 正 後

(118 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電 話 () ー
	内 国 法 人 の 名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	㊟

法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日

各事業年度終了の日 前 6 月以内の一定の日 月 日

申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名 押 印

㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号																
-------------	----	---------	----------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(規格 A 4)

改 正 前

(116 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

税務署受付印

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電 話 () ー
	内 国 法 人 の 名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	㊟

法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

各事業年度終了の日 前 6 月以内の一定の日 月 日

申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名 押 印

㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号																
-------------	----	---------	----------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(規格 A 4)

改正後

(119 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊞
(フリガナ)			
責任者氏名			㊞

法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日

各事業年度終了の日 前 6 月以内の一定の日 年 月 日

申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

その他参考となるべき事項

税理士署名押印 ㊞

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(117 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊞
(フリガナ)			
責任者氏名			㊞

法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

各事業年度終了の日 前 6 月以内の一定の日 年 月 日

申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

その他参考となるべき事項

税理士署名押印 ㊞

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

29.04 改正

(規格 A 4)

改正後

(122 特別修繕費の金額の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官



特別修繕費の金額の認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
認定区分	資産の種類又は名称		金額
修繕費の金額			円
(処分の理由)			
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。			

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(120 特別修繕費の金額の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官



特別修繕費の金額の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
認定区分	資産の種類又は名称		金額
修繕費の金額			円
(処分の理由)			
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。			

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

25.06 改正

改 正 後

(122 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(120 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(123 特別修繕費の金額の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

特別修繕費の金額の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第33条の6第11項又は同令第39条の85第11項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。

変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区分	変更の対象	変更後の金額
	資産の種類又は名称	
修繕費の金額		円
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(121 特別修繕費の金額の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

特別修繕費の金額の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第33条の6第11項又は同令第39条の85第11項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。

変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区分	変更の対象	変更後の金額
	資産の種類又は名称	
修繕費の金額		円
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正後

(123 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正前

(121 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※連結グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

令和 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns: 欠損事業年度, 還付所得事業年度, 請求金額, ※金額. Rows include: 欠損事業年度の欠損金額, 還付所得事業年度の所得金額, 還付所得事業年度の法人税額, 還付金額.

請求期限
令和 年 月 日
確定申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 租税特別措置法第66条の13第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し

税理士署名押印

Table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印

01.06改正

改正前

(122 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※連結グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

平成 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns: 欠損事業年度, 還付所得事業年度, 請求金額, ※金額. Rows include: 欠損事業年度の欠損金額, 還付所得事業年度の所得金額, 還付所得事業年度の法人税額, 還付金額.

請求期限
平成 年 月 日
確定申告書提出年月日 平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 租税特別措置法第66条の13第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し

税理士署名押印

Table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印

30.06改正

(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分)

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までの欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① ～ ② (省 略)</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 ～ 3 (省 略)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度においては、別表一（一）若しくは別表一（三）の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和 42 年 5 月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p>	<p>(122 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合（外国法人が、平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合を含みます。）</p> <p>(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① ～ ② (同 左)</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>2 ～ 3 (同 左)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>ニ ～ ホ (省 略)</p> <p>へ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「<u>リース特別控除取戻税額</u>」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) ～ (6) (省 略)</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>法人名等</u>」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p><u>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</u></p>	<p>(122 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分))</p> <p>ニ ～ ホ (同 左)</p> <p>へ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「<u>リース特別控除取戻税額</u>」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) ～ (6) (同 左)</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>法人名等</u>」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改正後

(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(廃止)

改正前

(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 </div>	納税地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	㊟	
代表者住所	〒		
事業種目			業
法人税法第 80 条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 80 条第 4 項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第 66 条の 13 第 2 項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明書の写し			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番 号
			整理 簿
			備 考
		通信 日付印	年 月 日
		確認 印	

改正後	改正前
<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ii)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>(iii) 相互会社等</p> <p>(iv) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解 散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限りします。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって確定申告書その提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1 (1) (注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税</p>

改正後	改正前
<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p>	<p>(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

令和 年 月 日		※整理番号	
税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -	
	納税地と国内にある主たる事務所等の所在地とが異なる場合のその主たる事務所等の所在地 (フリガナ)	〒 電話() -	
	法人名等		
	法人番号		
	代表者氏名 (フリガナ)	国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名	
事業種目	業	責任者住所	〒 電話() -
法人税法第144条の13第1項又は第2項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
欠損事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分	法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項
	請求金額	※金額	請求金額 ※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額 (2)		
還付事業年度の所得金額	所得金額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	00
	所得税額控除 (7)		
	外国税額控除 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	00
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)÷(5)) (15)			
請求期限	令和 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第144条の13第9項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第66条の13第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し			
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
			通信 日付印
			年月日
			確認 印

(規格 A 4)

(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

平成 年 月 日		※整理番号	
税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -	
	納税地と国内にある主たる事務所等の所在地とが異なる場合のその主たる事務所等の所在地 (フリガナ)	〒 電話() -	
	法人名等		
	法人番号		
	代表者氏名 (フリガナ)	国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名	
事業種目	業	責任者住所	〒 電話() -
法人税法第144条の13第1項又は第2項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分	法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項
	請求金額	※金額	請求金額 ※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額 (2)		
還付事業年度の所得金額	所得金額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	00
	所得税額控除 (7)		
	外国税額控除 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)÷(5)) (15)			
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第144条の13第9項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第66条の13第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し			
税理士署名押印			
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
			通信 日付印
			年月日
			確認 印

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 144 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から<u>令和 2 年</u> 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①から③<u>まで</u>の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① ～ ② （省 略）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から<u>令和 2 年</u> 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ （省 略）</p> <p>(2) （省 略）</p> <p>2 ～ 3 （省 略）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (3) （省 略）</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ ～ ホ （省 略）</p> <p>へ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) ～ (7) （省 略）</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p><u>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 4.4（令和元年 10 月 1 日以後に開始する還付所得事業年度については 100 分の 10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第 23 条第 1 項）。</u></p>	<p>(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p><u>なお、平成 28 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法が適用されますので、当該欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合は、この請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を使用してください（平成 26 年法律第 10 号改正法附則第 33 条）。</u></p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 144 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から<u>平成 32 年</u> 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。</p> <p>① ～ ② （同 左）</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>イ （同 左）</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から<u>平成 32 年</u> 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ （同 左）</p> <p>(2) （同 左）</p> <p>2 ～ 3 （同 左）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (3) （同 左）</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ （同 左）</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ ～ ホ （同 左）</p> <p>へ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) ～ (7) （同 左）</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改正後

(126 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた (欠損事業年度) 自 平成・令和 年 月 日
令和 至 平成・令和 年 月 日
(還付事業年度) 自 平成・令和 年 月 日 についての欠損金の繰戻しによる還付請求に
至 平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求 (の一部) に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(125 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた (欠損事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
(還付事業年度) 自 平成 年 月 日 についての欠損金の繰戻しによる還付請求について
至 平成 年 月 日

は、調査した結果、下記理由により請求 (の一部) に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※
連絡グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

令和 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

災害欠損事業年度
自平成・令和 年 月 日(確定申告書)
至平成・令和 年 月 日(中間申告書)
還付所得事業年度
自平成・令和 年 月 日
至平成・令和 年 月 日

区分
請求金額
※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額
(1)
(2)
還付所得事業年度の所得金額
(3)
(4)
(5)
還付所得事業年度の法人税額
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)

請求期限
令和 年 月 日
確定申告書等提出年月日
平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等

税理士署名押印

※税務署 部門
処理欄
決算期
業種番号
番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

01.06 改正

改正前

(127 災害損失の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分))

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※
連絡グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

平成 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

災害欠損事業年度
自平成 年 月 日(確定申告書)
至平成 年 月 日(中間申告書)
還付所得事業年度
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

区分
請求金額
※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額
(1)
(2)
還付所得事業年度の所得金額
(3)
(4)
(5)
還付所得事業年度の法人税額
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)

請求期限
平成 年 月 日
確定申告書等提出年月日
平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等

税理士署名押印

※税務署 部門
処理欄
決算期
業種番号
番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

30.06 改正

(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分)

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 ～ 2 (省 略)</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一<u>(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))</u>の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄<u>(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)</u>の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、<u>昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額</u>を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ ～ ホ (省 略)</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄<u>(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)</u>の金額を記載してください。</p> <p>ト (省 略)</p> <p>(6) ～ (8) (省 略)</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士<u>又は</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p><u>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</u></p>	<p>(127 災害損失の繰戻しによる還付請求書<u>(還付所得事業年度が平成30年4月1日前終了事業年度分)</u>)</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 ～ 2 (同 左)</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p><u>(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同日前に提出した法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (3) (同 左)</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一<u>(一)等の「1」</u>欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ ～ ホ (同 左)</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「<u>リース特別控除取戻税額</u>」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト (同 左)</p> <p>(6) ～ (8) (同 左)</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後

(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書 (還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(廃止)

改正前

(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書 (還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

災害損失の繰戻しによる還付請求書

<p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>	納 税 地	〒		
	(フリガナ)	電話() -		
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名	㊟		
代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目	業			
法人税法第 80 条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記				
災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平成 年 月 日	〔 確定 申告書 〕	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日	〔 中間 申告書 〕		至 平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額 (1)			
同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6)	00		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)				
差引法人税額((12)-(13)) (14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)				
請 求 期 限	平 成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平 成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	----------	------------	--------	----------	--------	--------------	-------	----------

(規格 A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 この還付請求書は、法人が法人税法第 80 条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する同法第 72 条第 1 項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限りません。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前 1 年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前 2 年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に(仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)提出してください。</p> <p>なお、2 以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p>	<p>(128 災害損失の繰戻しによる還付請求書(還付所得事業年度が平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。 (注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(130 災害損失の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

Form with fields for tax office stamp, date, tax location, business address, and representative information.

法人税法第144条の13の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster year, business year, and dates for confirmation and interim reports.

Main table for tax calculation with columns for region, request amount, and various tax items (1-15).

Form for request period and preferred payment methods (bank, post office).

税理士署名押印

Table for processing details including department, period, and date.

(規格 A 4)

(130 災害損失の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

Form with fields for tax office stamp, date, tax location, business address, and representative information.

法人税法第144条の13の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster year, business year, and dates for confirmation and interim reports.

Main table for tax calculation with columns for region, request amount, and various tax items (1-15).

Form for request period and preferred payment methods (bank, post office).

税理士署名押印

Table for processing details including department, period, and date.

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(130 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載の仕方</p> <p>1 ～ 2 （省 略）</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (9) （省 略）</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士<u>又は</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p><u>(1) 法人課税信託の名称の併記</u></p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</u></p> <p><u>(2) 地方法人税の額の還付</u></p> <p><u>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</u></p>	<p>(130 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載の仕方</p> <p>1 ～ 2 （同 左）</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p><u>(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同日前に提出した法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (9) （同 左）</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p><u>○ 法人課税信託の名称の併記</u></p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後

(134 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

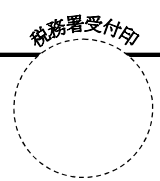
税務署受付印  令和 年 月 日 税務署長殿		仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書		※整理番号	
				※連絡グループ整理番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親人法人	納税地	電話() -		※ 整理番号 ※ 部門 ※ 決算期 ※ 業種番号 ※ 整理簿 ※ 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
代表者氏名			㊟		
代表者住所					
連 結 子 法 人	(フリガナ)			整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
代表者氏名			整理簿		
代表者住所			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
法人税法第135条第4項 仮装経理法人税額 地方法人税法第29条第4項 仮装経理地方法人税額 の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。					
記					
仮装経理法人税額			仮装経理地方法人税額		
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象(連結)事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額			
還付を受けようとする税額の計算	区分	請求金額	※金額	還付を受けようとする税額の計算	区分
1 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額 2 還付法人税額 3 繰越控除された法人税額 4 仮装経理法人税額(1-2-3)	1			5 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額 6 還付地方法人税額 7 繰越控除された地方法人税額 8 仮装経理地方法人税額(5-6-7)	5
	2				6
	3				7
	4				8
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日	平成・令和 年 月 日	地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日	平成・令和 年 月 日		
(生じた事実の詳細)					
(その他参考となるべき事項)					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____		
税理士署名押印	㊟				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿
					備考
				通信日付印	年月日
					確認印

01.06改正

(規格A4)

改正前

(134 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書		※整理番号	
				※連絡グループ整理番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親人法人	納税地	電話() -		※ 整理番号 ※ 部門 ※ 決算期 ※ 業種番号 ※ 整理簿 ※ 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
代表者氏名			㊟		
代表者住所					
連 結 子 法 人	(フリガナ)			整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
代表者氏名			整理簿		
代表者住所			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
法人税法第135条第4項 仮装経理法人税額 地方法人税法第29条第4項 仮装経理地方法人税額 の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。					
記					
仮装経理法人税額			仮装経理地方法人税額		
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象(連結)事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額			
還付を受けようとする税額の計算	区分	請求金額	※金額	還付を受けようとする税額の計算	区分
1 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額 2 還付法人税額 3 繰越控除された法人税額 4 仮装経理法人税額(1-2-3)	1			5 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額 6 還付地方法人税額 7 繰越控除された地方法人税額 8 仮装経理地方法人税額(5-6-7)	5
	2				6
	3				7
	4				8
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日	平成 年 月 日	地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日	平成 年 月 日		
(生じた事実の詳細)					
(その他参考となるべき事項)					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____		
税理士署名押印	㊟				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿
					備考
				通信日付印	年月日
					確認印

27.06改正

(規格A4)

(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う…理由がない旨の通知書)

(正本)	法第 号
納税地	令和 年 月 日
法人名等	
代表者名	殿

税務署長
財務事務官

㊟

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う
法人税額
地方法人税額
の
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた 自平成・令和 年 月 日 についての
至平成・令和 年 月 日

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 の還付請求については、調査した
地方法人税額
結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う…理由がない旨の通知書)

(正本)	法第 号
納税地	平成 年 月 日
法人名等	
代表者名	殿

税務署長
財務事務官

㊟

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 の
地方法人税額
の
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた 自平成 年 月 日 についての
至平成 年 月 日

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 の還付請求については、
地方法人税額
調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正後

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
		殿	

税務署長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当 第68条の78第1項の表の第 号該当〕の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日
		殿	

税務署長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当 第68条の78第1項の表の第 号該当〕の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における
特別勘定〔 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当
第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当 〕の特定非常災害による設定期
間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
買換対象資産の内容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別
勘定〔 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当
第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当 〕の特定非常災害による設定期間
の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
買換対象資産の内容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(142 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

提出法人 納税地 〒 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業

連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目 業 ※ 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 □ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 租税特別措置法 第65条の7第3項 第68条の78第3項 (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。

Table with columns: 種類, 規模, 所在地, 用途, 取得年月日, 取得価額. Includes rows for 先行取得資産 and 譲渡予定資産の種類.

税理士署名押印 ④ ※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(142 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

提出法人 納税地 〒 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業

連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載) (フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目 業 ※ 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 □ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自 平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成 年 月 日 租税特別措置法 第65条の7第3項 第68条の78第3項 (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。

Table with columns: 種類, 規模, 所在地, 用途, 取得年月日, 取得価額. Includes rows for 先行取得資産 and 譲渡予定資産の種類.

税理士署名押印 ④ ※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項…事項等の提供)

**特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (初葉)**

令和 年 月 日	□□	納 税 地	〒	電話 () -	
税務署長殿	内 外 国 法 人	本店又は主たる 事務所の所在地	〒		
		(フリガナ)			
		法 人 名			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
提供 内 容	<input type="checkbox"/> ① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項 (□修正) <input type="checkbox"/> ② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> ③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) <input type="checkbox"/> ④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)				
提供対象の最終親会計年度		自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日			
最 終 親 会 社 等 届 出 事 項	国別報告事項の 提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他			
	最 終 親 会 社 等	(フリガナ)			
		名 称			
		納 税 地			
		本店又は主たる事務所の所在地	(所在国:)		
	法 人 番 号				
	代 表 者 氏 名				
	代 理 親 会 社 等	(フリガナ)			
		名 称			
		納 税 地			
本店又は主たる事務所の所在地		(所在国:)			
法 人 番 号					
代 表 者 氏 名					
提 供 場 合 に お け る 代 表 提 供 者 が 複 数 あ る	(フリガナ)				
	名 称				
	納 税 地				
	本店又は主たる事務所の所在地	(所在国:)			
法 人 番 号					
代 表 者 氏 名					

税 理 士 署 名

01.06 改正

改 正 前

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項…事項等の提供)

**特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (初葉)**

平成 年 月 日	□□	納 税 地	〒	電話 () -	
税務署長殿	内 外 国 法 人	本店又は主たる 事務所の所在地	〒		
		(フリガナ)			
		法 人 名			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
提供 内 容	<input type="checkbox"/> ① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項 (□修正) <input type="checkbox"/> ② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> ③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) <input type="checkbox"/> ④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)				
提供対象の最終親会計年度		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
最 終 親 会 社 等 届 出 事 項	国別報告事項の 提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他			
	最 終 親 会 社 等	(フリガナ)			
		名 称			
		納 税 地			
		本店又は主たる事務所の所在地	(所在国:)		
	法 人 番 号				
	代 表 者 氏 名				
	代 理 親 会 社 等	(フリガナ)			
		名 称			
		納 税 地			
本店又は主たる事務所の所在地		(所在国:)			
法 人 番 号					
代 表 者 氏 名					
提 供 場 合 に お け る 代 表 提 供 者 が 複 数 あ る	(フリガナ)				
	名 称				
	納 税 地				
	本店又は主たる事務所の所在地	(所在国:)			
法 人 番 号					
代 表 者 氏 名					

税 理 士 署 名

30.06 改正

改 正 後

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項…事項等の提供)

**特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（次葉）**

国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	(所在国：)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		
事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	(所在国：)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		

改 正 前

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項…事項等の提供)

**特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（次葉）**

国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	(所在国：)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		
事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	(所在国：)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		

改正後

(145 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項)

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他
(最終親会社等以外の場合)	(フリガナ)
	名 称
	本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地 (所在国:)
	法 人 番 号
代 表 者 氏 名	
特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	平成・令和 年 月 日

税 理 士 署 名

01.06 改正

改正前

(145 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項)

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他
(最終親会社等以外の場合)	(フリガナ)
	名 称
	本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地 (所在国:)
	法 人 番 号
代 表 者 氏 名	
特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	平成 年 月 日

税 理 士 署 名

28.06

改正後

(147 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項)

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
--------------	-----------------------------

(最終親会社等以外の場合)	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	最終親会社等が外国法人の場合 (所在国:)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	平成・令和 年 月 日
--------------------------------	-------------

税 理 士 署 名	
-----------	--

01.06 改正

改正前

(147 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項)

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
--------------	-----------------------

(最終親会社等以外の場合)	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	最終親会社等が外国法人の場合 (所在国:)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	平成 年 月 日
--------------------------------	----------

税 理 士 署 名	
-----------	--

30.11 改正

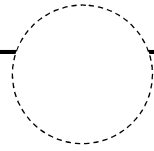
改正後

(148 土地の無償返還に関する届出書)

土地の無償返還に関する届出書

※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番号	
		確認	

受付印



令和 年 月 日

国税局長殿
税務署長

土地所有者 _____ は、〔借地権の設定等
使用貸借契約〕により下記の土地を〔平成
令和〕年 月 日

から _____ に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で
土地の返還を受けることになっていますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届
け出ることとします。

記

土地の表示

所在地 _____

地目及び面積 _____ m²

	〒	〒
	(土地所有者)	(借地人等)
住所又は所在地	_____	_____
	電話 () - _____	電話 () - _____

氏名又は名称 _____ ㊟ _____ ㊟

代表者氏名 _____ ㊟ _____ ㊟

	〒	〒
	(土地所有者が連結申告法人の場合)	(借地人等が連結申告法人の場合)
連結親法人の 納税地	電話 () - _____	電話 () - _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等
の代表者氏名 _____

借地人等と土地 所有者との関係	借地人等又はその連結親法人 の所轄税務署又は所轄国税局
_____	_____

01.06 改正

2通提出
(添付書類含む)

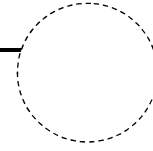
改正前

(148 土地の無償返還に関する届出書)

土地の無償返還に関する届出書

※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番号	
		確認	

受付印



平成 年 月 日

国税局長殿
税務署長

土地所有者 _____ は、〔借地権の設定等
使用貸借契約〕により下記の土地を平成 年 月 日

から _____ に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で
土地の返還を受けることになっていますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届
け出ることとします。

記

土地の表示

所在地 _____

地目及び面積 _____ m²

	〒	〒
	(土地所有者)	(借地人等)
住所又は所在地	_____	_____
	電話 () - _____	電話 () - _____

氏名又は名称 _____ ㊟ _____ ㊟

代表者氏名 _____ ㊟ _____ ㊟

	〒	〒
	(土地所有者が連結申告法人の場合)	(借地人等が連結申告法人の場合)
連結親法人の 納税地	電話 () - _____	電話 () - _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等
の代表者氏名 _____

借地人等と土地 所有者との関係	借地人等又はその連結親法人 の所轄税務署又は所轄国税局
_____	_____

20.06 改正

改正後

(148 土地の無償返還に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

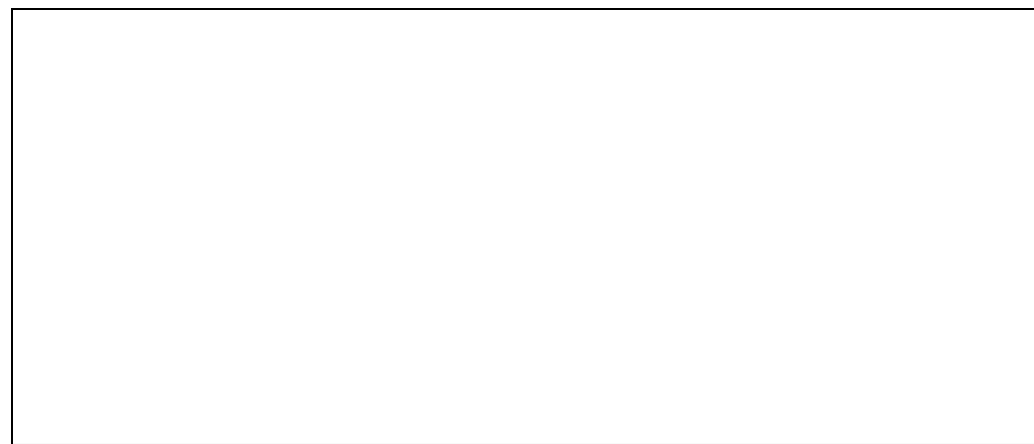
5 土地の価額等

(1) 土地の価額 _____ 円 (財産評価額 _____ 円)

(2) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

改正前

(148 土地の無償返還に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

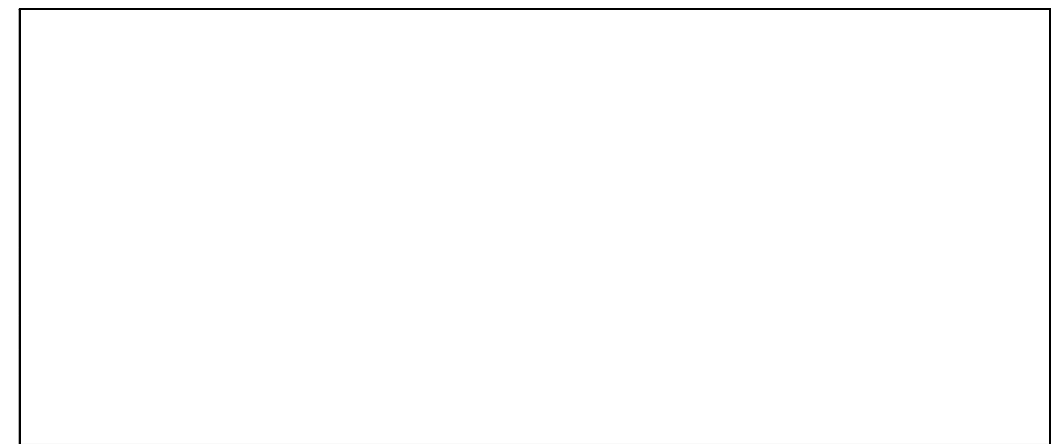
5 土地の価額等

(1) 土地の価額 _____ 円 (財産評価額 _____ 円)

(2) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

(149 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

相当の地代の改訂方法に関する届出書

※整理事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番 号	
		確 認	

受付印

令和 年 月 日

国税局長 殿
税務署長

土地所有者 _____ は、借地権の設定等により下記の土地を平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ に使用させることとし、その使用の対価として法人税法施行令第 137 条に規定する相当の地代を収受することとしましたが、その契約において、その土地を使用させている期間内に収受する地代の額につき法人税基本通達 13-1-8 (又は連結納税基本通達 16-1-8) の (1) により改訂する (1) によらない こととしましたので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ることとします。

記

土地の表示

所在地 _____
地目及び面積 _____ m²

〒 _____ (土地所有者)	〒 _____ (借地人等)
住所又は所在地	住所又は所在地
電話 () _____	電話 () _____

氏名又は名称 _____ ④ _____ ④

代表者氏名 _____ ④ _____ ④
(土地所有者が連結申告法人の場合) (借地人等が連結申告法人の場合)

〒 _____ 連結親法人の納税地 電話 () _____ 電話 () _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等の代表者氏名 _____

借地人等と土地所有者との関係 _____
借地人等又はその連結親法人の所轄税務署又は所轄国税局 _____

(149 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

相当の地代の改訂方法に関する届出書

※整理事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番 号	
		確 認	

受付印

平成 年 月 日

国税局長 殿
税務署長

土地所有者 _____ は、借地権の設定等により下記の土地を平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ に使用させることとし、その使用の対価として法人税法施行令第 137 条に規定する相当の地代を収受することとしましたが、その契約において、その土地を使用させている期間内に収受する地代の額につき法人税基本通達 13-1-8 (又は連結納税基本通達 16-1-8) の (1) により改訂する (1) によらない こととしましたので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ることとします。

記

土地の表示

所在地 _____
地目及び面積 _____ m²

〒 _____ (土地所有者)	〒 _____ (借地人等)
住所又は所在地	住所又は所在地
電話 () _____	電話 () _____

氏名又は名称 _____ ④ _____ ④

代表者氏名 _____ ④ _____ ④
(土地所有者が連結申告法人の場合) (借地人等が連結申告法人の場合)

〒 _____ 連結親法人の納税地 電話 () _____ 電話 () _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等の代表者氏名 _____

借地人等と土地所有者との関係 _____
借地人等又はその連結親法人の所轄税務署又は所轄国税局 _____

2通提出
(添付書類含む)

改 正 後

(149 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

5 土地の価額等

(1) 土地の価額 _____ 円 (_____) 円

(2) 権利金等の額 _____ 円

(3) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

改 正 前

(149 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

5 土地の価額等

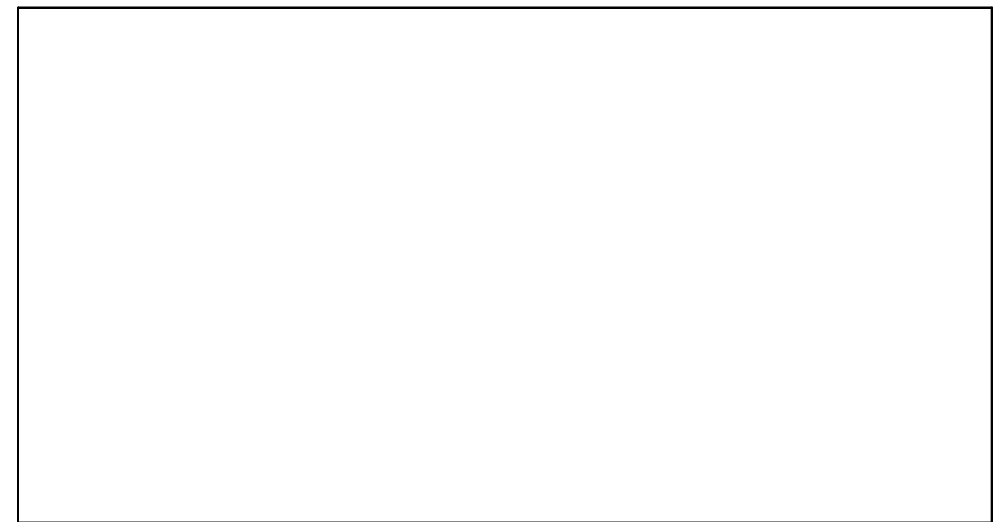
(1) 土地の価額 _____ 円 (_____) 円

(2) 権利金等の額 _____ 円

(3) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

改正後

(151 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に

ついては、その全部 記 の国税関係帳簿について、これを承認しましたので通知します。
下 記

(承認対象の国税関係帳簿)

01.06改正

改正前

(151 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係

帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、

その全部 記 の国税関係帳簿について、これを承認しましたので通知します。
下 記

(承認対象の国税関係帳簿)

27.06改正

改正後

(152 国税関係書類の電磁的記録による保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下記
の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

01.06 改正

改正前

(152 国税関係書類の電磁的記録による保存の承認通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係
帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下記
の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

27.06

改正後

(153 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

改正前

(153 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係
帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

改正後

(154 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ④

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部 下 記 の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係帳簿書類)

改正前

(154 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ④

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部 下 記 の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係帳簿書類)

改 正 後

(154 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書
 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書
 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書
 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

1 使用目的
 (省 略)

2 記載要領

項 目	内 容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成・令和 年 月 日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。
そ の 全 部 下 記	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
(承認対象の国 税関係帳簿又は 国税関係書類)	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類)」を抹消する。

3 留意事項
 (省 略)

改 正 前

(154 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書
 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書
 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書
 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

1 使用目的
 (同 左)

2 記載要領

項 目	内 容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平 成 年 月 日 付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。
そ の 全 部 下 記	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
(承認対象の国 税関係帳簿又は 国税関係書類)	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類)」を抹消する。

3 留意事項
 (同 左)

改正後

(155 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
 その全部
 は、下記 1 の国税関係帳簿について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において
 準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
 す。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(155 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に
 ついては、その全部
 下記 1 の国税関係帳簿について、下記 2 の理由により（同法第
 9 条において準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しま
 したから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(156 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
は、その全部
下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準
用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(156 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に
ついては、その全部
下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条にお
いて準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから
通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(157 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
は、その全部
下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準
用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(157 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に
ついては、その全部
下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条にお
いて準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから
通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
は、
その全部
下記 1 の国税関係帳簿書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において
準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
す。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から平成 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に
ついては、
その全部
下記 1 の国税関係帳簿書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条
において準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しました
から通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1 使用目的

(省略)

2 記載要領

項目	内容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成・令和 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。

(以下省略)

改正前

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1 使用目的

(同 左)

2 記載要領

項目	内容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。

(同 左)

改正後

(159 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(159 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(160 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づき下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(160 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づき下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(161 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(161 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(162 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(162 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

第 号
平成 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日
	同法第 条第 項	平成 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(163 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください（法令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の2 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の47
42⑦	24の3	56 ⑧	21の5
44⑤	24の6	68の46⑦	22の48
45⑦	24の7	(削除)	(削除)
47⑦	24の8		
48⑦	24の10	57の4 ⑪	21の11②
49⑤	24の12	68の54⑨	22の55②
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤(注1)	25の8(注2)	57の6 ⑨	21の13
法令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り (法令 155の6①②)		58 ⑩	21の15⑦
(注1)平成30年改正前の法人税法		68の61⑨	22の59⑦
(注2)平成30年改正前の法人税法施行令			

2 ～ 3 (省 略)

4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) ～ (4) (省 略)

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(163 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の47
42⑦	24の3	56 ⑧	21の5
44⑤	24の6	68の46⑦	22の48
45⑦	24の7	57の3 ⑧	21の8
47⑦	24の8	68の53⑦	22の50
48⑦	24の10	57の4 ⑪	21の11②
49⑤	24の12	68の54⑨	22の55②
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤(注1)	25の8(注2)	57の6 ⑨	21の13
法施行令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り (法施行令 155の6①②)		58 ⑩	21の15⑦
(注1)平成30年改正前の法人税法		68の61⑨	22の59⑦
(注2)平成30年改正前の法人税法施行令			

2 ～ 3 (同 左)

4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) ～ (4) (同 左)

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(168 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限…する届出書)

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号

※課税/非課税

令和 年 月 日

税務署長殿
下記のとおり届け出ます。

届出者

納税地 〒 (フリガナ) 電話() -

(フリガナ) 法人名等

法人番号 (フリガナ)

代表者氏名 ㊟

提出法人 単体法人
法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項

連結親法人
法人税法第81条の15第6項

分割法人等の法人名

分割法人等の納税地 〒

適格分割等の日 平成・令和 年 月 日

分割法人等の代表者氏名

連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ) 法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -

(フリガナ) 代表者氏名

事業種目 業

※整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親署 ⇒ 子署
 子署 ⇒ 調査課

(個別) 国外所得金額

(連結) 事業年度	各(連結) 事業年度の 国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

(連結) 事業年度	区 分	各(連結) 事業年度の 控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・ ・	国 税	円	円
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		

(個別) 控除対象外国法人税の額

(連結) 事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

添付書類(各欄の金額の明細書)

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 部 門 決算 業 種 番 号 番 号 整理 簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確 認 印

01.06 改正

(規格 A4)

改 正 前

(168 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限…する届出書)

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号

※課税/非課税

平成 年 月 日

税務署長殿
下記のとおり届け出ます。

届出者

納税地 〒 (フリガナ) 電話() -

(フリガナ) 法人名等

法人番号 (フリガナ)

代表者氏名 ㊟

提出法人 単体法人
法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項

連結親法人
法人税法第81条の15第6項

分割法人等の法人名

分割法人等の納税地 〒

適格分割等の日 平成 年 月 日

分割法人等の代表者氏名

連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ) 法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -

(フリガナ) 代表者氏名

事業種目 業

※整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親署 ⇒ 子署
 子署 ⇒ 調査課

(個別) 国外所得金額

(連結) 事業年度	各(連結) 事業年度の 国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

(連結) 事業年度	区 分	各(連結) 事業年度の 控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・ ・	国 税	円	円
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		
・ ・	国 税		
	道 府 県 民 税		
	市 町 村 民 税		

(個別) 控除対象外国法人税の額

(連結) 事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：	円	円
：		
：		

添付書類(各欄の金額の明細書)

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 部 門 決算 業 種 番 号 番 号 整理 簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確 認 印

28.06 改正

(規格 A4)

改正後

(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な
計算方法の承認申請の承認却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒
実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ
相当と認められ
以下の理由により不相当
承認
るので、これを したから通知します。
却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な
計算方法の承認申請の承認却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率
の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ
相当と認められ
以下の理由により不相当
承認
るので、これを したから通知します。
却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(178 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の貸倒実績率の
特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により 自 平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消
至 平成・令和 年 月 日

したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(178 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の貸倒実績率の
特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により 自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消
至 平成 年 月 日

したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申…却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊟

適格分割等を行った場合の返品率の特別な
承認
計算方法の承認申請の
却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の
相当
特別な計算方法の承認申請については、調査したところ
と認められるので、
承認
るので、これを したから通知します。
却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申…却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊟

適格分割等を行った場合の返品率の特別な
承認
計算方法の承認申請の
却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な
相当
計算方法の承認申請については、調査したところ
と認められるので、
承認
これを したから通知します。
却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(181 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の返品率の
特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により 自 平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消したから通知します。
至 平成・令和 年 月 日

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(181 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		平成	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の返品率の
特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により 自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消したから通知します。
至 平成 年 月 日

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官



分 割 等 に よ る 移 転 試 験 研 究 費 の
額 の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。
なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第
27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27
条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分
割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれ
ぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月
以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日
以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開
始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官



分 割 等 に よ る 移 転 試 験 研 究 費 の
額 の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(処分の理由)		

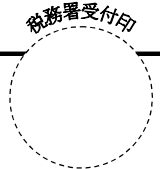
(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。
なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第
27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27
条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分
割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれ
ぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月
以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日
以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開
始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正後

(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
				※課税/非課税	
<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	提出法人	納 税 地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名		㊟	
		代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業	

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目					

分割等による試験研究費の額の区分について
 租税特別措置法施行令 第27条の4第9項 旧第27条の4第11項 第39条の39第8項 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。

分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地 等	
	代 表 者 氏 名	

分 割 等 の 年 月 日 年 月 日

届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円
		平成 / 金 : : 円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

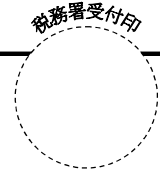
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
				※課税/非課税	
<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	提出法人	納 税 地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名		㊟	
		代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業	

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目					

分割等による試験研究費の額の区分について
 租税特別措置法施行令 第27条の4第9項 旧第27条の4第11項 第39条の39第8項 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。

分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地 等	
	代 表 者 氏 名	

分 割 等 の 年 月 日 年 月 日

分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

30.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項若しくは第 4 項の規定の適用を受ける単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は同法第 68 条の 9 第 1 項若しくは第 4 項の規定の適用を受ける連結法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 11 項若しくは第 39 条の 39 第 12 項の規定により分割法人等^イ各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額(以下「移転試験研究費の額」といいます。)と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に、単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 ～ 3 (省 略)

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (5) (省 略)

(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(イにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその分割法人等の連結事業年度)に係る租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 7 項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限ります。)

ロ 連結法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届

改 正 前

(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項若しくは第 3 項の規定の適用を受ける単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は同法第 68 条の 9 第 1 項若しくは第 3 項の規定の適用を受ける連結法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 11 項若しくは第 39 条の 39 第 12 項の規定により分割法人等^イ各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に、単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 ～ 3 (同 左)

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (5) (同 左)

(6) 「分割等事業年度開始の日から起算して 3 年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して 3 年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」という。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。)の租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)

ロ 連結法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」という。)開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業

改 正 後	改 正 前
<p>(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p><u>出対象期間</u>と) 内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) <u>に係る租税特別措置法施行令第 39 条の 39 第 6 項</u>に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (その分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあつては、届出対象期間に係るものに限りま)。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p>	<p>(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日からその分割等<u>連結事業年度開始</u>の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度(その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」という。) 開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。) <u>の租税特別措置法施行令第 39 条の 39 第 8 項</u>に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (移転事業に係る試験研究費の額をいいます)。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定申請書

※整理番号

※通称/ル-7整理番号

※整理番号

※通称/ル-7整理番号

税務署受付印

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	納 税 地 〒 電話() -	〒
		(フリガナ)	
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	Ⓜ
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	納 税 地 〒 電話() -	〒
		(フリガナ)	
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	Ⓜ
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	※ 整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	(局 署) 電話 () -	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目	業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	※ 整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	(局 署) 電話 () -	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目	業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転売上金額の計算方法について、
 租税特別措置法施行令 第27条の4第24項 旧第27条の4第20項 第39条の39第23項 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり申請します。
 記

分割等による移転売上金額の計算方法について、
 租税特別措置法施行令 第27条の4第19項 旧第27条の4第20項 第39条の39第18項 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり申請します。
 記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日	年 月 日	
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額	円	
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産	
	人 員	人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)		

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日	年 月 日	
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額	円	
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産	
	人 員	人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)		

添付書類	
------	--

添付書類	
------	--

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

改 正 後

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 27 条の 4 第 21 項若しくは第 39 条の 39 第 20 項又は平成 29 年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の金額の計算方法について、第 27 条の 4 第 24 項若しくは第 39 条の 39 第 23 項又は旧措置法施行令第 27 条の 4 第 20 項若しくは旧措置法施行令第 39 条の 39 第 19 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。

2 ～ 3 （省 略）

4 申請書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (2) （省 略）

(3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 24 項	<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 20 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 23 項	<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 19 項

 には、申請の内容に応じて該当する にレ印を付してください。

(4) ～ (5) （省 略）

(6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第 20 条第 29 項第 4 号若しくは第 22 条の 23 第 29 項第 5 号又は平成 29 年改正前の措置法施行規則第 20 条第 19 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 19 項第 6 号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。

(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

5 （省 略）

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出

税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 24 項若しくは第 39 条の 39 第 23 項又は旧措置法施行令第 27 条の 4 第 20 項若しくは第 39 条の 39 第 19 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（平成 29 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成 29 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。

改 正 前

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 27 条の 4 第 16 項若しくは第 39 条の 39 第 15 項又は平成 29 年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の金額の計算方法について、第 27 条の 4 第 19 項若しくは第 39 条の 39 第 18 項又は旧措置法施行令第 27 条の 4 第 20 項若しくは旧措置法施行令第 39 条の 39 第 19 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。

2 ～ 3 （同 左）

4 申請書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (2) （同 左）

(3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 19 項	<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 20 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 18 項	<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 19 項

 には、申請の内容に応じて該当する にレ印を付してください。

(4) ～ (5) （同 左）

(6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第 20 条第 21 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 21 項第 6 号又は平成 29 年改正前の措置法施行規則第 20 条第 19 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 19 項第 6 号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。

(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

5 （同 左）

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出

税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 19 項若しくは第 39 条の 39 第 18 項又は旧措置法施行令第 27 条の 4 第 20 項若しくは第 39 条の 39 第 19 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（平成 29 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成 29 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。

改正後

(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官

㊦

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
 なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27の4第24項若しくは第39条の39第23項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第	号
		平成	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官

㊦

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
 なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27の4第19項若しくは第39条の39第18項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正後

(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>	提出法人	納税地	〒	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)	電話() -	※連絡グループ整理番号	
	単連	法人名等			
	体結	法人番号			
	法親	(フリガナ)			
	人法	代表者氏名			
	人	代表者住所	〒		
	事業種目				業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号	
	法人名等	部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	決算期	
	(フリガナ)	業種番号	
	代表者氏名	整理簿	
	代表者住所	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について
 租税特別措置法施行令 第27条の4第24項 旧第27条の4第20項 第39条の39第23項 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。
記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	

分割等の年月日 年 月 日

届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る売上金額及び移転売上金額	売上金額	平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
	移転売上金額	平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円
		平成 / 金 月 日	円

(その他参考となるべき事項)

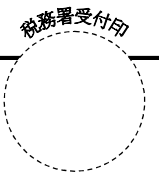
税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

01.06改正

改正前

(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 </div>	提出法人	納税地	〒	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(フリガナ)	電話() -	※連絡グループ整理番号	
	単連	法人名等			
	体結	法人番号			
	法親	(フリガナ)			
	人法	代表者氏名			
	人	代表者住所	〒		
	事業種目				業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号	
	法人名等	部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	決算期	
	(フリガナ)	業種番号	
	代表者氏名	整理簿	
	代表者住所	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について
 租税特別措置法施行令 第27条の4第19項 旧第27条の4第20項 第39条の39第18項 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。
記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	

分割等の年月日 年 月 日

分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
	移転売上金額	平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円
		平成 : : 円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

30.06改正

改 正 後

(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項又は第 4 項の規定の適用を受ける単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は同法第 68 条の 9 第 1 項又は第 4 項の規定の適用を受ける連結法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 21 項若しくは第 39 条の 39 第 20 項又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項若しくは第 39 条の 39 第 16 項の金額の計算方法について、第 27 条の 4 第 24 項若しくは第 39 条の 39 第 23 項又は旧第 27 条の 4 第 20 項若しくは旧第 39 条の 39 第 19 項の規定により分割法人等各事業年度又は各連結事業年に係る売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額(以下「移転売上金額」といいます。)と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に、単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 ～ 3 (省 略)

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (4) (省 略)

(5) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 24 項	<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 20 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 23 項	<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 19 項

 には、申請の内容に応じて該当する

にレ印を付してください。

(5) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じそれぞれ次の額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割の日の前日までの期間(イにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその分割法人等の連結事業年度)に係る租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 24 項に規定する売上金額及び移転売上金額(分割等事業年度にあっては、届出対象期間に係るものに限りま

ロ 連結法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)か

改 正 前

(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項、第 3 項若しくは第 7 項の規定の適用を受ける単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は同法第 68 条の 9 第 1 項、第 3 項若しくは第 7 項の規定の適用を受ける連結法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 16 項若しくは第 39 条の 39 第 15 項又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項若しくは第 39 条の 39 第 16 項の金額の計算方法について、第 27 条の 4 第 19 項若しくは第 39 条の 39 第 18 項又は旧第 27 条の 4 第 20 項若しくは旧第 39 条の 39 第 19 項の規定により分割法人等各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に、単体法人又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 ～ 3 (同 左)

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (4) (同 左)

(5) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 19 項	<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 20 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 18 項	<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 19 項

 には、申請の内容に応じて該当する

にレ印を付してください。

(5) 「分割等事業年度開始の日から起算して 3 年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して 3 年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。

① 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して 3 年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。)の租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 19 項に規定する売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)

② 連結法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)か

改 正 後	改 正 前
<p>(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>ら起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度)に係る租税特別措置法施行令第39条の39第23項に規定する売上金額及び移転売上金額(その分割等の日を含む連結事業年度が(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度)にあつては、届出対象期間に係るものに限ります。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>ら起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」といいます。)開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度(その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」といいます。)開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。)租税特別措置法施行令第39条の39第18項に規定する売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(191 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による新事業開拓 事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書		※整理番号	
				※連絡先電話番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納税地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			⑩	
	代表者住所	〒			
事業種目			業		

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、平成 31 年改正前の租税特別措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により下記のとおり届出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日	
投資事業有限責任組合の名称		
積 立 金 額	円	
添付明細 (別表等)		
その他参考となるべき事項		
添付書類 (契約書等)		

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(191 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による新事業開拓 事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書		※整理番号	
				※連絡先電話番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	納税地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			⑩	
	代表者住所	〒			
事業種目			業		

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により下記のとおり届出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日	
投資事業有限責任組合の名称		
積 立 金 額	円	
添付明細 (別表等)		
その他参考となるべき事項		
添付書類 (契約書等)		

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(191 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の
損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結法人が、平成31年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第55条の2第4項・第68条の43の2第5項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、改正前措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。
- 2 （省 略）
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) ～ (4) （省 略）
 - (5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第55条の2第1項・第68条の43の2第1項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。
(注) 平成31年3月31日までに産業競争力強化法第16条第1項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。
 - (6) 「積立金額」欄には、改正前措置法第55条の2第4項・第68条の43の2第5項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (8) 「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - イ 改正前措置法第55条の2第4項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し
 - ロ 適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し
 - ハ 当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類
 - (イ) 適格分割等直前計算期間終了の時ににおけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額
 - (ロ) 当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合
 - (ハ) 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項
 - A 剰余金の配当があった場合
次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - (A) 当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間
 - a 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額
 - b 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごと

改 正 前

(191 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)

適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の
損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条の2第4項・第68条の43の2第5項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。
- 2 （同 左）
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) ～ (4) （同 左）
 - (5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第55条の2第1項・第68条の43の2第1項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。
 - (6) 「積立金額」欄には、措置法第55条の2第4項・第68条の43の2第5項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (8) 「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第21条の2第5項・第22条の46第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(追 加)

改 正 後	改 正 前
<p>(191 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p><u>に区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額</u></p> <p>(B) <u>当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度</u> <u>当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称</u></p> <p>B <u>当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合</u> <u>各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額</u></p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。<u>なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</u></p>	<p>(191 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(197 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産 の移転を受けていない旨の届出書		※整理番号												
		※連絡先電話番号												
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒												
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	電話() -											
	体 結	(フリガナ)												
	法 親	法 人 名 等												
	人 法	法 人 番 号												
	人	(フリガナ)												
		代 表 者 氏 名	Ⓣ											
	代 表 者 住 所	〒												
	事 業 種 目		業											
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※	整理番号											
	法 人 名 等	税	部 門											
	本店又は主たる 事務所の所在地	署	決 算 期											
	(フリガナ)	務	業 種 番 号											
	代 表 者 氏 名	務 署	整 理 簿											
	代 表 者 住 所	處	回 付 先											
事 業 種 目	理 欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課												
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第27条の4 第11項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第13項</td> <td rowspan="5">の規定により下記のとおり届け出ます。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第27条の4 第26項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第22項</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第39条の39 第10項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第14項</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第39条の39 第25項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第21項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 第27条の4 第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第13項	の規定により下記のとおり届け出ます。	<input type="checkbox"/> 第27条の4 第26項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第22項	<input type="checkbox"/> 第39条の39 第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第14項	<input type="checkbox"/> 第39条の39 第25項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第21項		
<input type="checkbox"/> 第27条の4 第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第13項	の規定により下記のとおり届け出ます。												
<input type="checkbox"/> 第27条の4 第26項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第22項													
<input type="checkbox"/> 第39条の39 第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第14項													
<input type="checkbox"/> 第39条の39 第25項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第21項													
記														
現物分配法人	法 人 名 等													
	納 税 地 等													
	代 表 者 氏 名													
現物分配の年月日		年 月 日												
(その他参考となるべき事項)														
税 理 士 署 名 押 印		Ⓣ												
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号											
			番 号											
			整 理 簿											
			備 考											
		通 信 日 付 印	年 月 日											
			確 認 印											

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(197 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産 の移転を受けていない旨の届出書		※整理番号												
		※連絡先電話番号												
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒												
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	電話() -											
	体 結	(フリガナ)												
	法 親	法 人 名 等												
	人 法	法 人 番 号												
	人	(フリガナ)												
		代 表 者 氏 名	Ⓣ											
	代 表 者 住 所	〒												
	事 業 種 目		業											
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※	整理番号											
	法 人 名 等	税	部 門											
	本店又は主たる 事務所の所在地	署	決 算 期											
	(フリガナ)	務	業 種 番 号											
	代 表 者 氏 名	務 署	整 理 簿											
	代 表 者 住 所	處	回 付 先											
事 業 種 目	理 欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課												
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第27条の4 第11項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第13項</td> <td rowspan="5">の規定により下記のとおり届け出ます。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第27条の4 第21項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第22項</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第39条の39 第10項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第14項</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第39条の39 第20項</td> <td><input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第21項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 第27条の4 第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第13項	の規定により下記のとおり届け出ます。	<input type="checkbox"/> 第27条の4 第21項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第22項	<input type="checkbox"/> 第39条の39 第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第14項	<input type="checkbox"/> 第39条の39 第20項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第21項		
<input type="checkbox"/> 第27条の4 第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第13項	の規定により下記のとおり届け出ます。												
<input type="checkbox"/> 第27条の4 第21項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第22項													
<input type="checkbox"/> 第39条の39 第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第14項													
<input type="checkbox"/> 第39条の39 第20項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第21項													
記														
現物分配法人	法 人 名 等													
	納 税 地 等													
	代 表 者 氏 名													
現物分配の年月日		年 月 日												
(その他参考となるべき事項)														
税 理 士 署 名 押 印		Ⓣ												
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号											
			番 号											
			整 理 簿											
			備 考											
		通 信 日 付 印	年 月 日											
			確 認 印											

29.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(197 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

1 この届出書は、法人が、現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項、第26項、第39条の39第10項若しくは第25項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第13項、第22項、第39条の39第14項若しくは第21項の規定により届出しようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

2 ～ 3 (省 略)

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (2) (省 略)

(3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第13項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第26項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第22項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第14項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第25項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第21項

 には、申請の内容に応じて該当する□に

レ印を付してください。

(4) ～ (5) (省 略)

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(197 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

1 この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項、第21項、第39条の39第10項若しくは第20項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第13項、第22項、第39条の39第14項若しくは第21項の規定により届出しようとする場合に使用してください。

2 ～ 3 (同 左)

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) ～ (2) (同 左)

(2) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第13項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第21項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第22項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第14項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第20項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第21項

 には、申請の内容に応じて該当する□に

レ印を付してください。

(4) ～ (5) (同 左)

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(198 連結納税の承認の申請書(初葉))

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号

※連結グループ整理番号

親

3通提出 (添付書類含む)

税務署受付印

納税地、法人名、法人番号、代表者氏名、事業種目、資本金又は出資金の額、主要株主等の状況、連結予定法人(申請法人)欄

税務署長経由

国税庁長官 殿

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の... 事業年度を... 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成・令和 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 納税地

Table with 5 columns: 帳簿書類の称, 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 総勘定元帳, 売掛金元帳, 買掛金元帳, 棚卸表, 貸借対照表, 損益計算書, 売上伝票, 仕入伝票, 振替伝票, 見積書, 注文書, 契約書, 納品書, 請求書, 領収書, 記帳時期

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 □ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 平成・令和 年 月 日

5 添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧

税理士署名押印

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 入力, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印

(規格 A 4)

(198 連結納税の承認の申請書(初葉))

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号

※連結グループ整理番号

親

税務署受付印

納税地、法人名、法人番号、代表者氏名、事業種目、資本金又は出資金の額、主要株主等の状況、連結予定法人(申請法人)欄

税務署長経由

国税庁長官 殿

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の... 事業年度を... 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 納税地

Table with 5 columns: 帳簿書類の称, 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳, 仕入帳, 総勘定元帳, 売掛金元帳, 買掛金元帳, 棚卸表, 貸借対照表, 損益計算書, 売上伝票, 仕入伝票, 振替伝票, 見積書, 注文書, 契約書, 納品書, 請求書, 領収書, 記帳時期

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 □ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日

5 添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧

税理士署名押印

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 入力, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印

(規格 A 4)

改 正 後

(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	(フリガナ)			部 門
	法人名			決 算 期
	法人番号			業 種 番 号
	(フリガナ)			入 力
	代表者氏名	Ⓜ		備 考
	事業種目	業		
	資本金又は出資金の額	円		
	発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書（初葉）の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すと同時に、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間（以下「連結子法人適用開始年度」といいます。）を記載してください。

法人の区分： 時価評価法人 関連法人

連結子法人適用開始年度：自平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売 上 帳 <input type="checkbox"/> 仕 入 帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚 卸 表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票 <input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票 <input type="checkbox"/> 振 替 伝 票 <input type="checkbox"/> 見 積 書 <input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> 契 約 書 <input type="checkbox"/> 納 品 書 <input type="checkbox"/> 請 求 書 <input type="checkbox"/> 領 収 書 <input type="checkbox"/> ()
(規格A) 4	帳票形態	記帳時期		

改 正 前

(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	(フリガナ)			部 門
	法人名			決 算 期
	法人番号			業 種 番 号
	(フリガナ)			入 力
	代表者氏名	Ⓜ		備 考
	事業種目	業		
	資本金又は出資金の額	円		
	発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書（初葉）の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すと同時に、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間（以下「連結子法人適用開始年度」といいます。）を記載してください。

法人の区分： 時価評価法人 関連法人

連結子法人適用開始年度：自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売 上 帳 <input type="checkbox"/> 仕 入 帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚 卸 表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票 <input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票 <input type="checkbox"/> 振 替 伝 票 <input type="checkbox"/> 見 積 書 <input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> 契 約 書 <input type="checkbox"/> 納 品 書 <input type="checkbox"/> 請 求 書 <input type="checkbox"/> 領 収 書 <input type="checkbox"/> ()
(規格A) 4	帳票形態	記帳時期		

改正後

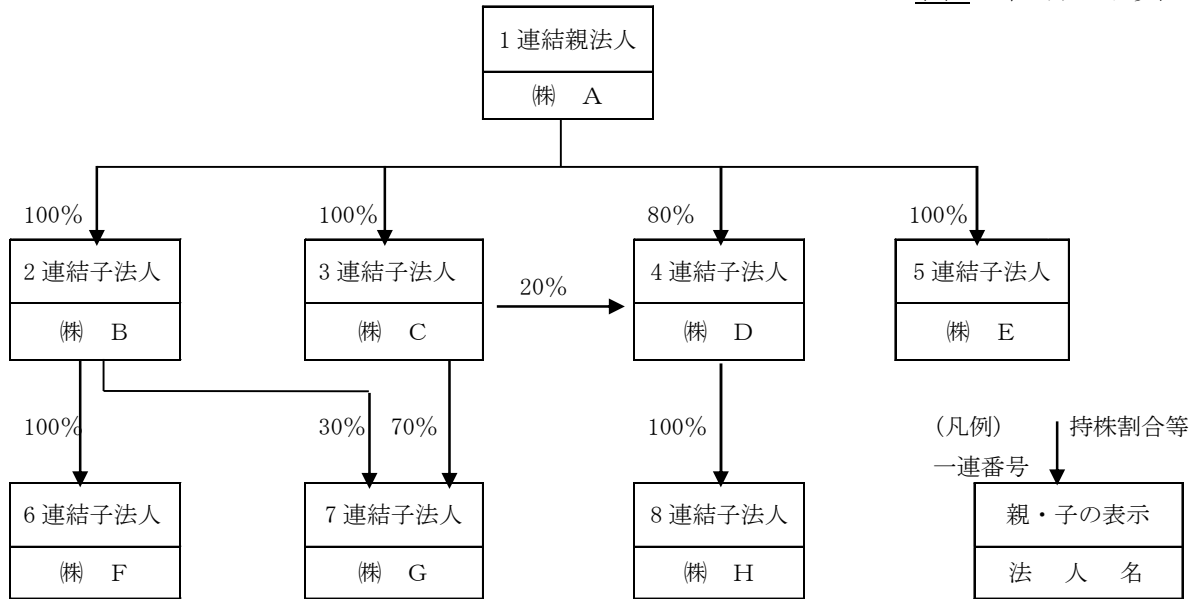
(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

令和XX年X月XX日現在



(注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

平成30年改正前の法人税法施行令第14条の7第4項若しくは法人税法施行令第14条の7第3項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

改正前

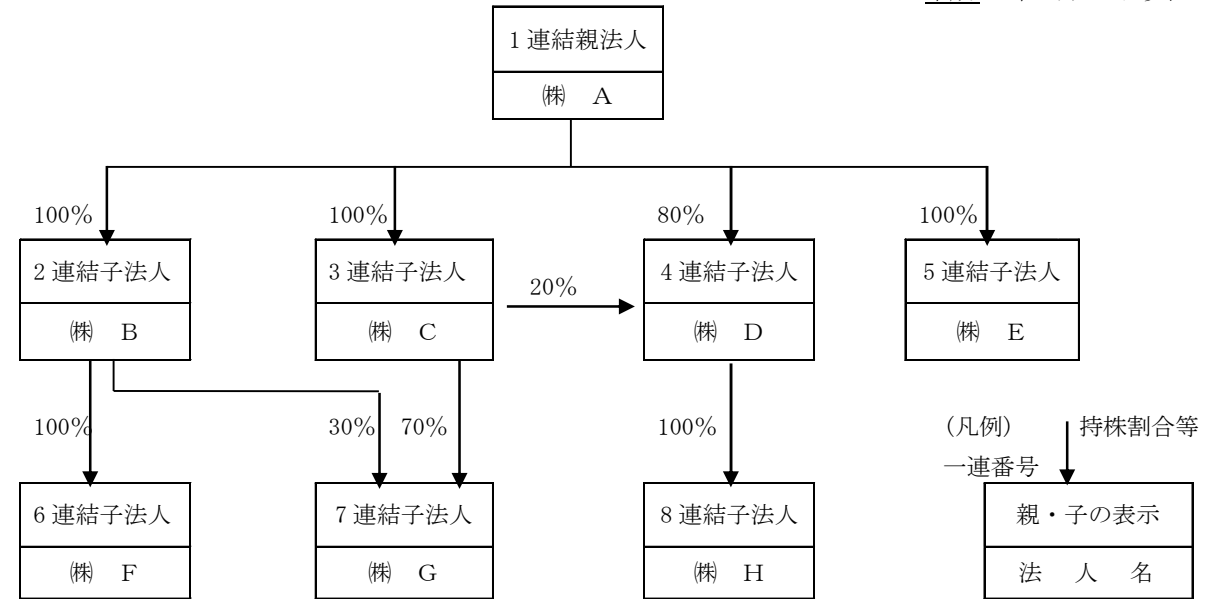
(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

平成XX年X月XX日現在



(注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

平成30年改正前の法人税法施行令第14条の7第4項若しくは法人税法施行令第14条の7第3項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

(202 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

(廃止)

(202 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号

※連結グループ整理番号

子

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長 殿	連結子法人となる法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話 () -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	㊟
		事業種目	業
資本金又は出資金の額	円		
発行済株式等の状況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、旧法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署
-----------	----------	-------------	-----

連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-----------------	----------------	----------------------	---

連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------	--------------------------	---------------	---

連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	税務署処理欄	署名	
	納税地		〒	※整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		電話 () -	部門
	事業種目		業	決算期
	資本金又は出資金の額		円	業種番号
	最初の連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	備考

参考事項	添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧
------	-----------------------------

税理士署名押印	㊟
---------	---

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----	----

(202 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

(廃 止)

(202 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

この届出書は、平成 30 年改正前の法人税法施行令第 14 条の 7 第 1 項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に 1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

(注) 平成 31 年 4 月 1 日以後に連結納税の承認の申請書を提出した場合には、この届出書を提出する必要はありません。

2 添付書類

届出書の提出に当たっては、次の書類を各 1 通（連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

(1) 出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

(2) グループ一覧（連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）

(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

(1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。

(2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第 13 条第 1 項に規定する会計期間を記載してください。

(3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(4) 「※」欄は、記載しないでください。

連結納税の承認の申請書を法人税法第 4 条の 3 第 6 項（設立事業年度等の承認申請特例）の適用を受けて提出した場合には、以下の点に注意してください。

(1) 法人税法第 14 条第 1 項第 5 号の規定により、申請に係る連結子法人となる法人には、次のみなし事業年度が生じます。

イ 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間

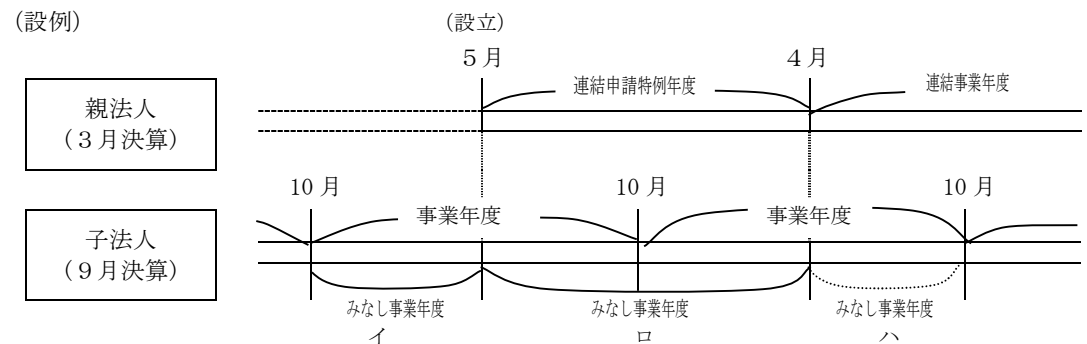
ロ 連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間

ハ 連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間

(注) 申請に対する承認を受けた場合には、ハのみなし事業年度は生じません。

(2) 上記(1)イに掲げる事業年度については、承認の有無に関係なく法人税確定申告書及び消費税確定申告書の提出が必要となります。

(設例)



改 正 後

(202 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を記載した書類
(初葉)

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

加入

提出法人
納税地
法人名
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

- 法人税法施行令第14条の7第3項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分
法人税法第4条の3第10項(同条第12項)
法人税法第4条の3第11項(同条第12項)

完全支配関係を有することとなった日(加入日)
平成・令和 年 月 日

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合
加入日の前日の属する月次決算期間
初日平成・令和 年 月 日
末日平成・令和 年 月 日
連結子法人適用開始年度
自平成・令和 年 月 日
至平成・令和 年 月 日

連結子法人となる法人
法人名
納税地
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
発行済株式等の状況
署名
整理番号
部門
決算期
業種番号
備考

税理士署名押印

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 入力 備考 通信日付印 年月日 適用状態 1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ 確認印

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(203 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を記載した書類
(初葉)

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

加入

提出法人
納税地
法人名
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

- 法人税法施行令第14条の7第3項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分
法人税法第4条の3第10項(同条第12項)
法人税法第4条の3第11項(同条第12項)

完全支配関係を有することとなった日(加入日)
平成 年 月 日

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合
加入日の前日の属する月次決算期間
初日平成 年 月 日
末日平成 年 月 日
連結子法人適用開始年度
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

連結子法人となる法人
法人名
納税地
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
発行済株式等の状況
署名
整理番号
部門
決算期
業種番号
備考

税理士署名押印

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 入力 備考 通信日付印 年月日 適用状態 1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ 確認印

31.04 改正

(規格 A 4)

改正後

(203) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成・令和 年 月 日

法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

Table with columns for account types (e.g., 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳) and checkboxes for their presence.

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) □ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日

(規格A4)

改正前

(204) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成 年 月 日

法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

Table with columns for account types (e.g., 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳) and checkboxes for their presence.

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) □ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(規格A4)

改正後

(204 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

離脱

3通提出
(添付書類含む)

税務署受付印

提出法人
納税地
法人名
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由
連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
連結完全支配関係を有しなくなった日
平成・令和 年 月 日

事由の発生の実
解散
合併による解散
破産手続開始決定
残余財産確定
その他

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況
付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

Table with columns for company name, tax office, representative name, business type, and capital.

税理士署名押印

Table with columns for tax office, department, fiscal year, business type, number, input, applicable status, and notes.

01.06 改正

改正前

(205 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

離脱

税務署受付印

提出法人
納税地
法人名
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由
連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
連結完全支配関係を有しなくなった日
平成 年 月 日

事由の発生の実
解散
合併による解散
破産手続開始決定
残余財産確定
その他

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況
付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

Table with columns for company name, tax office, representative name, business type, and capital.

税理士署名押印

Table with columns for tax office, department, fiscal year, business type, number, input, applicable status, and notes.

30.06 改正

(規格A4)

(規格A4)

改正後

(206 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	
	殿

(記 号 番 号)
令和 年 月 日

国税庁長官

連結納税の承認申請の承認
却下 通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、
調査したところ 相当 以下の理由により不相当 と認められるので、これを承認 却下 したから通知し
ます。

(処分の理由)

改正前

(207 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	
	殿

(記 号 番 号)
平成 年 月 日

国税庁長官

連結納税の承認申請の承認
却下 通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査
したところ 相当 以下の理由により不相当 と認められるので、これを承認 却下 したから通知します。

(処分の理由)

改正後

(208) 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)

連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

3通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	申請法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	Ⓜ
		事業種目	業
資本金又は出資金の額	円		
連結子法人	次葉のとおり(子法人数 法人)		

税務署長経由

国税庁長官 殿

法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。

1 連結納税を取りやめる理由

2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成・令和 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印

(規格A4)

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----	----

01.06改正

改正前

(209) 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)

連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

平成 年 月 日	申請法人	納税地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	Ⓜ
		事業種目	業
資本金又は出資金の額	円		
連結子法人	次葉のとおり(子法人数 法人)		

税務署長経由

国税庁長官 殿

法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。

1 連結納税を取りやめる理由

2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印

(規格A4)

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----	----

27.06改正

改正後

(209 連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

連 結 子 法 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 業 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法 人 名			決 算 期	
	法 人 番 号			業 種 番 号	
	(フリガナ)			入 力	
	代 表 者 氏 名	Ⓣ		備 考	
	事 業 種 目	業 欄			
資 本 金 又 は 出 資 金 額	円				

4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
平成・令和 年 月 日

5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参
考
事
項

※ 税 務 署 処 理 欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調 査 課		
	連 結 親 法 人 名	所 轄 局 署	局	署
	備 考			

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(210 連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

連 結 子 法 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 業 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法 人 名			決 算 期	
	法 人 番 号			業 種 番 号	
	(フリガナ)			入 力	
	代 表 者 氏 名	Ⓣ		備 考	
	事 業 種 目	業 欄			
資 本 金 又 は 出 資 金 額	円				

4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
平成 年 月 日

5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参
考
事
項

※ 税 務 署 処 理 欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調 査 課		
	連 結 親 法 人 名	所 轄 局 署	局	署
	備 考			

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(210 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 氏 表 者 名	
	殿

(記 号 番 号)
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請
については、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承認 し
以下の理由により不相当 却下
たから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(211 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 氏 表 者 名	
	殿

(記 号 番 号)
平成 年 月 日

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承認 したから
以下の理由により不相当 却下
通知します。

(処分の理由)

改 正 後

(212 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)—である連結法人の分 ※平成28年1月1日前開始連結事業年度用)

(廃止)

改 正 前

(212 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)—である連結法人の分 ※平成28年1月1日前開始連結事業年度用)

個

Form for individual tax reporting, including fields for business type, location, representative, and tax details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

Checkboxes for 'Return required for the year' and 'Tax Law Article 30 submission'.

平成 年 月 日

Main table for tax calculation with columns for 'Individual Income or Deduction' and 'Individual Tax Liability', rows 1-37.

28.04

Signature and stamp area for the tax preparer.

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書(連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。))平成二十八・四・一以後終了連結事業年度分(平成二十八・一以前開始連結事業年度用)

改 正 後	改 正 前
<p>(212 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分 ※平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用）</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(212 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分 ※平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用）</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>② 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>② 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改正後

(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書)

Header form for Form 211, including fields for date, tax authority, location, and company details.

平成・令和 年 月 日 連結事業年度分の 申告に係る届出書

Main calculation table for Form 211, with columns for tax amounts and rows for various income and deduction items.

Bottom section of Form 211, including a signature line for the tax preparer.

改正前

(213 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分)

Header form for Form 213, including fields for date, tax authority, location, and company details.

平成 年 月 日 連結事業年度分の 申告に係る届出書

Main calculation table for Form 213, with columns for tax amounts and rows for various income and deduction items.

Bottom section of Form 213, including a signature line for the tax preparer.

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書...平成三十一年四月一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書...平成三十一年四月一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（個別帰属額等の届出）の規定により、連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

⑥ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

⑥ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二各連結事業年度の連結所得に係る申告書」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(213 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（個別帰属額等の届出）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

⑥ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

⑥ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(214 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分 ※平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用)

(廃 止)

改 正 前

(214 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分 ※平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用)

個

Header information form including fields for date, tax authority, business type, location, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

Checkboxes for '翌年以降送付要否' and '税理士法第30条の書面提出有'.

平成 年 月 日

Main calculation table with columns for tax amounts and rows for various tax items like '個別所得金額', '連結法人税個別帰属額', and '連結地方法人税個別帰属額'.

28.04

Tax preparer signature and stamp area.

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分...平成二十八・四・一以後終了連結事業年度分(平成二十八・一以前開始連結事業年度用)

改 正 後	改 正 前
<p>(214 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分 ※平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(214 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分 ※平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>④ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>④ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

(廃 止)

改 正 前

(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

(個)

平成 年 月 日 税務署長殿		事業種目	個別帰属一連番号
所在地	電話() -	期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	連結グループ 整理番号
(フリガナ) 連結 法人名		旧所在地及び 旧法人名	整理番号
法人番号			連結事業年度 (至)
(フリガナ) 代表者 記名押印			売上金額
代表者 住 所		添付書類 貸借対照表、損益計算書、 株主(社員)資本等変動計 算書又は損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、事 業概況書、組織再編成に 係る契約書等のうち、組 織再編成に係る移転資産 等の明細書	届出年月日
連結親法 人名及び 納 税 地			申告区分 庁指定 届指定 指導等 区分
			通信日付印 確認印 省略
			年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	<input type="checkbox"/>
税理士法第30条 の書面提出有	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

個別所得金額又は 個別 欠 損 金 額 (イ)+(ロ)	十 億 百 万 千 円	連結欠損金の繰戻しに よる還付金の個別帰属額	十 億 百 万 千 円
(イ) 納税額又は控除額 (別表四の二「表」5の①)	1	11 外	
(ロ) 連結欠損金繰戻金発生額 (別表七の二「表」14)		12 外	
算出連結法人税個別帰属額 (24)	2	13	
法人税額の準備金等の繰戻金 (別表三(一)「表」24)	3	14	
差引連結法人税個別帰属額 (2)-(3)	4	15	
連結納税の承認を取り消され た場合等における既に控除さ れた連結法人税額の特別控除 額の加算額の個別帰属額	5	16 外	
土利 地 益 譲 渡 金 課税別地上地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6	17	
同上に対する税額 (25)+(26)+(27)	7	18	
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)	8	19	
個 別 控 除 税 額 (28)+(29)+(30)	9	20	
差引連結所得に対する 連結法人税個別帰属額 (8)-(9)	10	21	
連結所得金額 (別表一(二)「1」)	21	22	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	22	23	
土利 地 額 同 上 譲 渡 金 (別表三(二)「27」)	25	24	
土利 地 額 同 上 譲 渡 金 (別表三(二)「28」)	26	25	
所有税の額の個別帰属額 (別表六(一)「22」)	28	26	
外国税額の個別帰属額 (別表六(二)「表」18)	29	27	
控 除 税 額 (別表七(三)「表」11)	30	31	
連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「表」4)	32 外	32	

30.04

税 理 士
署 名 押 印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分...平二十一年四月一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

(廃 止)

改 正 前

(215 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

⑥ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

⑦ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(216 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分 ※平成28年1月1日前開始連結事業年度用)

(廃止)

改 正 前

(216 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分 ※平成28年1月1日前開始連結事業年度用)

個

Header form containing fields for date, address, business type, representative, and tax-related information.

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有

連結事業年度分の申告に係る届出書

平成 年 月 日

Main calculation table with columns for tax amounts and rows for various tax items like individual income, losses, and credits.

28.04

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分...平成二十八・四・一以後終了連結事業年度分(平成二十八・一以前開始連結事業年度用)

改 正 後	改 正 前
<p>(216 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分 ※平成28年1月1日前開始連結事業年度用)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(216 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分 ※平成28年1月1日前開始連結事業年度用)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>② 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>② 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改正後

(217 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

(廃止)

改正前

(217 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form containing fields for date, location, business type, and tax authority information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

平成 年 月 日

Main calculation table with columns for tax amounts and rows for various tax items like individual income, losses, and credits.

30.04

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分...平三十・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(217 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

(廃 止)

改 正 前

(217 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

⑤ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

⑥ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(213 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
	連結親法人			百万円 円 外 円	
連 結 子 法 人	1			外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
連結子法人数 ____ 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額			外	

(規格 A 4)

参 考	期中	期首の連結子法人数	法人
	中	加入した連結子法人数	法人
		離脱した連結子法人数	法人
	期末	期末の連結子法人数	法人

改 正 前

(219 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
	連結親法人			百万円 円 外 円	
連 結 子 法 人	1			外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
連結子法人数 ____ 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額			外	

(規格 A 4)

参 考	期中	期首の連結子法人数	法人
	中	加入した連結子法人数	法人
		離脱した連結子法人数	法人
	期末	期末の連結子法人数	法人

改 正 後

(213 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

なお、この一覧表は、地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、地方法人税確定申告書の添付書類として提出してください。

(注) 削 除

1 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

2 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七の二(三)付表二〕の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七の二(三)付表二〕の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) ～ (3) (省 略)

(4) 「個別帰属額」欄の本書には、次の区分に応じ、それぞれ「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の次の欄の金額を記載してください。

イ 平成31年4月1日前に終了した連結事業年度又は課税事業年度

(イ) 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

(ロ) 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(ハ) 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ロ 平成31年4月1日以後に終了する連結事業年度又は課税事業年度……「連結法人税個別帰属額14」欄

(以下省略)

改 正 前

(219 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

なお、この一覧表は、地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、地方法人税確定申告書の添付書類として提出してください。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七の二(三)付表二〕の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七の二(三)付表二〕の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) ～ (3) (同 左)

(4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の欄の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(追 加)

(同 左)

改正後

(214 更正の請求書 (連結申告用) (平成30年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 (連結事業年度の連結確定申告) に係る 至平成 年 月 日 (課税事業年度の地方税法確定申告) に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記 区分 この請求前の金額 更正の請求金額 連 結 内 訳 連結所得金額又は連結欠損金額 1 円 法人税額の特別控除額 5 差引法人税額 (4-5) 6 土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額 8 000 000 連結留保金 課税連結留保金額 10 000 000 使途秘匿金 使途秘匿金額 12 000 000 法人税額計 (6+7+9+11+13) 14 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 15 控 除 税 額 16 差引連結所得に対する法人税額 (14-15-16) 17 00 00 連結中間申告分の法人税額 18 00 00 差 引 納付すべき法人税額 19 00 00 還 付 金 額 20 翌期へ繰り越す連結欠損金 21 課税標準法人税額の計算 22 23 24 000 000 (22)に係る地方法人税額 25 (23)に係る地方法人税額 26 所得地方法人税額 (25+26) 27 外国税額の控除額 28 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 29 差引地方法人税額 (27-28-29) 30 00 00 中間申告分の地方法人税額 31 00 00 差 引 納付すべき地方法人税額 32 00 00 還 付 金 額 33

(更正の請求をする理由等) 修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類 更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名押印

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

改正前

(220 更正の請求書 (連結申告用) (平成30年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 (連結事業年度の連結確定申告) に係る 至平成 年 月 日 (課税事業年度の地方税法確定申告) に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記 区分 この請求前の金額 更正の請求金額 連 結 内 訳 連結所得金額又は連結欠損金額 1 円 法人税額の特別控除額 5 差引法人税額 (4-5) 6 土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額 8 連結留保金 課税連結留保金額 10 使途秘匿金 使途秘匿金額 12 法人税額計 (6+7+9+11+13) 14 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 15 控 除 税 額 16 差引連結所得に対する法人税額 (14-15-16) 17 連結中間申告分の法人税額 18 差 引 納付すべき法人税額 19 還 付 金 額 20 翌期へ繰り越す連結欠損金 21 課税標準法人税額の計算 22 23 24 (22)に係る地方法人税額 25 (23)に係る地方法人税額 26 所得地方法人税額 (25+26) 27 外国税額の控除額 28 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 29 差引地方法人税額 (27-28-29) 30 中間申告分の地方法人税額 31 差 引 納付すべき地方法人税額 32 還 付 金 額 33

(更正の請求をする理由等) 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類 更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名押印

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

改 正 後	改 正 前
<p>(214 更正の請求書（連結申告用）（平成30年4月1日前終了連結事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p style="text-align: center;"><u>【平成30年4月1日前終了連結事業年度分】</u></p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で<u>決定を受けた連結事業年度</u>の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p> <p>2 ～ 4 （省 略）</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (5) （省 略）</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士<u>又は</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(220 更正の請求書（連結申告用）（平成30年4月1日前終了連結事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（<u>連結欠損金額又は還付金額</u>については過少となる場合）</p> <p>2 ～ 4 （同 左）</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (5) （同 左）</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(215 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分))

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊟
代表者住所	〒		
事業種目			業

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方法人税法第24条
租税特別措置法第68条の88
の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る
至平成 年 月 日(課税事業年度の地方法人税確定申告)に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
	連 結 同 上 の 軽 減 税 率 適 用 連 結 所 得 金 額	2	
	内 訳 その他の金額(1-2)	3	
	法人税額	4	
	法人税額の特別控除額	5	
	差引法人税額(4-5)	6	
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額 8 000	000
	同上に対する税額	9	
	連結留保金	課税連結留保金額 10 000	000
	同上に対する税額	11	
	使途秘匿金	使途秘匿金額 12 000	000
	同上に対する税額	13	
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	
	控除税額	16	
	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)	17 00	00
	連結中間申告分の法人税額	18 00	00
	差引 納付すべき法人税額	19 00	00
	還 付 金 額	20	
翌期へ繰り越す連結欠損金	21		
地方法人税額	課税標準法人税額	22	
	基準法人税額	23	
	連結所得の金額に対する法人税額	24 000	000
	(22)に係る地方法人税額	25	
	(23)に係る地方法人税額	26	
	所得地方法人税額(25+26)	27	
	外国税額の控除額	28	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29	
	差引地方法人税額(27-28-29)	30 00	00
	中間申告分の地方法人税額	31 00	00
	差引 納付すべき地方法人税額	32 00	00
	還 付 金 額	33	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日	

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
	郵便局名等	

(規格 A 4)

税理士署名押印	㊟	※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	通 信 日 付 印	確 認 印
---------	---	----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----------	-------

改正前

(221 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊟
代表者住所	〒		
事業種目			業

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方法人税法第24条
租税特別措置法第68条の88
の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る
至平成 年 月 日(課税事業年度の地方法人税確定申告)に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
	連 結 同 上 の 軽 減 税 率 適 用 連 結 所 得 金 額	2	
	内 訳 その他の金額(1-2)	3	
	法人税額	4	
	法人税額の特別控除額	5	
	差引法人税額(4-5)	6	
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額 8	
	同上に対する税額	9	
	連結留保金	課税連結留保金額 10	
	同上に対する税額	11	
	使途秘匿金	使途秘匿金額 12	
	同上に対する税額	13	
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	
	控除税額	16	
	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)	17	
	連結中間申告分の法人税額	18	
	差引 納付すべき法人税額	19	
	還 付 金 額	20	
翌期へ繰り越す連結欠損金	21		
地方法人税額	課税標準法人税額	22	
	基準法人税額	23	
	連結所得の金額に対する法人税額	24	
	(22)に係る地方法人税額	25	
	(23)に係る地方法人税額	26	
	所得地方法人税額(25+26)	27	
	外国税額の控除額	28	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29	
	差引地方法人税額(27-28-29)	30	
	中間申告分の地方法人税額	31	
	差引 納付すべき地方法人税額	32	
	還 付 金 額	33	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
	郵便局名等	

(規格 A 4)

税理士署名押印	㊟	※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	通 信 日 付 印	確 認 印
---------	---	----------	-----	-------	---------	-----	-------	-----------	-------

改 正 後	改 正 前
<p>(215 更正の請求書（連結申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p style="text-align: center;">【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で<u>決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合</u>（還付金額については過少となる場合）</p> <p>2 ～ 4 （省 略）</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (5) （省 略）</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(221 更正の請求書（連結申告用）（平成30年4月1日以後終了連結事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（<u>連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合</u>）</p> <p>2 ～ 4 （同 左）</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (5) （同 左）</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

(216 更正の請求書 (連結申告用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

(216 更正の請求書 (連結申告用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日

税務署長殿

納税地 〒 (フリガナ)
法人名等 (フリガナ)
法人番号
代表者氏名 (フリガナ) ㊞
代表者住所 〒
事業種目 業

国税通則法第23条
法人税法第32条
地方税法第24条
租税特別措置法第68条の88

の規定に基づき 自平成・令和 年 月 日〔連結事業年度〕の連結確定申告に
至平成・令和 年 月 日〔課税事業年度〕の地方税法確定申告に
係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分		この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	連結所得金額又は連結欠損金額	1	円
	同上の軽減税率適用連結所得金額	2	
	上記以外の金額(1-2)	3	
	法人税額	4	
	法人税額の特別控除額	5	
	差引法人税額(4-5)	6	
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	
	土地譲渡課税土地譲渡利益金額	8	000
	同上に対する税額	9	
	連結課税連結留保金額	10	000
	同上に対する税額	11	
	使途秘匿金額	12	000
	同上に対する税額	13	
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に 係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額	15	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	16	
	控除税額	17	
	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16-17)	18	00
	連結中間申告分の法人税額	19	00
	差引 納付すべき法人税額	20	00
	還付金額	21	
翌期へ繰り越す連結欠損金	22		
地方法人税額	課税標準額	23	
	基準法人税額	24	
	連結所得の金額に対する法人税額	25	000
	課税標準法人税額(23+24)	26	000
	(23)に係る地方法人税額	27	
	(24)に係る地方法人税額	28	
	所得地方法人税額(26+27)	29	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に 係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額	30	
	外国税額の控除額	31	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	32	00
差引地方法人税額(28-29-30-31)	33	00	
中間申告分の地方法人税額	34	00	
差引 納付すべき地方法人税額	35	00	
還付金額			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

税理士署名押印 ㊞ ※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 通信日付印 確認印

(新設)

改 正 後

(216 更正の請求書（連結申告用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）)

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(216 更正の請求書（連結申告用）（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）)

(新 設)

改正後

(219 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ)

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第 号
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ

平成・令和 年 月 日付 自平成・令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税額
至平成・令和 年 月 日

等の により、税額計算上のその連結事業年度の翌期首現在連結利益積立金額、
各連結法人の翌期首現在連結個別利益積立金額及び当期個別所得金額又は個別欠損金額
等は、それぞれ別紙1（翌期首現在連結利益積立金額）及び別紙2（翌期首現在連結個
別利益積立金額等）のとおりと認められましたので、お知らせします。

なお、別紙2は、この更正等により翌期首現在連結個別利益積立金額が異動した連結
法人について記載しています。

改正前

(224 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ)

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第 号
平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ

平成 年 月 日付 自平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税額
至平成 年 月 日

等の により、税額計算上のその連結事業年度の翌期首現在連結利益積立金額、
各連結法人の翌期首現在連結個別利益積立金額及び当期個別所得金額又は個別欠損金額
等は、それぞれ別紙1（翌期首現在連結利益積立金額）及び別紙2（翌期首現在連結個
別利益積立金額等）のとおりと認められましたので、お知らせします。

なお、別紙2は、この更正等により翌期首現在連結個別利益積立金額が異動した連結
法人について記載しています。

改 正 後

(220 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自 年 月 日 自 年 月 日 又は 自 年 月 日 至 年 月 日

連結事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(225 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

連結事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

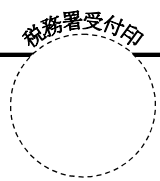
○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
納税地	〒	電話() -	
(フリガナ)			
法人名			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名		Ⓜ	
代表者住所	〒		
事業種目		業	

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			

請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

- 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
- 法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
- 租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

01.06改正

改正前

(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日前終了連結事業年度分))

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
納税地	〒	電話() -	
(フリガナ)			
法人名			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名		Ⓜ	
代表者住所	〒		
事業種目		業	

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			

請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

- 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
- 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
- 租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

30.06改正

(平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から<u>令和2年</u>3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除きます。)において生じた連結欠損金額については、次の①又は②の連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)</p> <p>① 連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額(省略)</p> <p>② 次のイからハマまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額(設備廃棄等欠損金額)(租税特別措置法第68条の98②)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 平成29年8月1日から<u>令和2年</u>3月31日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 法第81条の31第<u>4</u>項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散(適格合併による解散を除きます。)</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限(省略)</p> <p>(2) 法第81条の31第<u>4</u>項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二<u>平成31年4月1日前終了事業年度</u>においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二<u>平成31年4月1日前終了事業年度</u>においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p>	<p>(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日前終了連結事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から<u>平成32年</u>3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除きます。)において生じた連結欠損金額については、次の①又は②の連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)</p> <p>① 連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額(同左)</p> <p>② 次のイからハマまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額(設備廃棄等欠損金額)(租税特別措置法第68条の98②)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 平成29年8月1日から<u>平成32年</u>3月31日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) 法第81条の31第<u>3</u>項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散(適格合併による解散を除きます。)</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限(同左)</p> <p>(2) 法第81条の31第<u>3</u>項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二<u>(一)</u>等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二<u>(一)</u>等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ ～ ホ (省 略)</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) ～ (6) (省 略)</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ <u>地方法人税の額の還付</u></p> <p><u>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得連結事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</u></p>	<p>(229 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成30年4月1日前終了連結事業年度分))</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ ～ ホ (同 左)</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) ～ (6) (同 左)</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ <u>法人課税信託の名称の併記</u></p> <p><u>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u></p>

改 正 後

(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

 平成 年 月 日 税務署長殿		連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
				※連結グループ番号	
納 税 地		〒			
(フリガナ)		電話() -			
法 人 名					
法 人 番 号					
(フリガナ)					
代 表 者 氏 名		⑩			
代 表 者 住 所		〒			
事 業 種 目		業			
法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記					
欠損連結事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
区 分		請 求 金 額	※ 金 額		
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)				
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)				
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 (3)				
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)				
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)				
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00		
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)				
	控 除 税 額 (8)				
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)				
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)				
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)				
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)				
既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)					
	差引法人税額((12)-(13)) (14)				
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)				
請 求 期 限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 81 条の 31 第 3 項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第 68 条の 98 第 2 項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明書の写し					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認 印
30.06		(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分)			

(規格 A 4)

改正後	改正前
<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分））</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 31 第 1 項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 法第 81 条の 31 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した連結事業年度を除きます。)において生じた連結欠損金額については、次の①又は②の連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第 68 条の 98①)</p> <p>① 連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額</p> <p>イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 68 条の 98②）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限り。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（租税特別措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する連結事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) 法第 81 条の 31 第 3 項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）、提出してください。この場合、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分））</p>	<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分））</p> <p>還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 法第 81 条の 31 第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限</p> <p>なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 法第 81 条の 31 第 3 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後 1 年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1 (1) (注)②の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額（災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>

改正後	改正前
<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分））</p>	<p>(230 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分））</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(225 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(正 本)	法第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官



連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日
至平成・令和 年 月 日

(還付連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(231 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(正 本)	法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官



連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(還付連結事業年度) 自平成 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至平成 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(226 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※連結グループ整理番号

税務署受付印

納税地
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。記

災害欠損連結事業年度
自平成・令和 年 月 日 [確定申告書]
至平成・令和 年 月 日 [中間申告書]

区分
請求金額
※金額
災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額
還付所得連結事業年度の連結所得金額
還付所得連結事業年度の法人税額
還付金額((14) x (2) / (5))

請求期限
令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合

税理士署名押印

※税務署 処理欄
部門
決算期
業種番号
番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

改正前

(232 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※連結グループ整理番号

税務署受付印

納税地
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。記

災害欠損連結事業年度
自平成 年 月 日 [確定申告書]
至平成 年 月 日 [中間申告書]

区分
請求金額
※金額
災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額
還付所得連結事業年度の連結所得金額
還付所得連結事業年度の法人税額
還付金額((14) x (2) / (5))

請求期限
平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合

税理士署名押印

※税務署 処理欄
部門
決算期
業種番号
番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(226 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 ～ 2 (省 略)</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二 <u>(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三)の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</u></p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「<u>差引連結所得に対する法人税額</u>」欄 <u>(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)</u>の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ ～ ホ (省 略)</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二 <u>(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</u></p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) ～ (8) (省 略)</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士<u>又は</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p><u>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得連結事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</u></p>	<p>(232 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 ～ 2 (同 左)</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p><u>(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した連結事業年度の法人税の連結確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同日前に提出した連結親法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) ～ (3) (同 左)</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二 <u>(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</u></p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二 (一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ ～ ホ (同 左)</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二 <u>(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</u></p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) ～ (8) (同 左)</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士<u>及び</u>税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

(廃止)

(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連結/レーン整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		印
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

災 害 欠 損 連 結 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	(確 定 申 告 書) 中 間	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損 連結事業 年度の災害 損失欠損 金額	災 害 損 失 欠 損 金 額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額	(3)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	(6)	00	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得金額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控 除 税 額	(8)		
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	(9)		
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額	(10)		
	連結前税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
差引法人税額((12)-(13))	(14)			
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))	(15)			
請 求 期 限	平 成 年 月 日	連 結 確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	平 成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -	
			3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税 理 士 署 名 押 印 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

改 正 後	改 正 前
<p>(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 この還付請求書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の前日2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に(仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。</p> <p>また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国関係会社等に係る個別控除対象所得金額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した外国関係会社等に係る個別控除対象所得金額等相当額の控除額と仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額の金額の合計額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p>

改正後	改正前
<p>(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p>	<p>(233 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>

改正後

(227 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (8)	(1)	円	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額 (3)
			平/全	・	円
			平/全	・	円
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	(2)		平/全	・	円
			平/全	・	円
災害損失欠損金額の計算					
連結欠損金額(別表四の二「55の①」)	(4)				円
各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額	(5)				
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額	(6)				
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	(7)				
(4) と (7) の い ず れ か 少 な い 金 額	(8)				

各連結法人の個別災害損失金額の計算				連 結 法 人 名
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。) ②	計 ①+② ③	
資産の滅失等により生じた損失の額	円	円	円	
被害資産の原状回復のための費用等に 係る損失の額				
被害の拡大又は発生の防止のための 費用に係る損失の額				
計 (9)+(10)+(11)				
保険金又は損害賠償金等の額				
差引災害により生じた損失の額 (12)-(13)				

(規格A4)

改正前

(234 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (8)	(1)	円	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額 (3)
			平	・	円
			平	・	円
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	(2)		平	・	円
			平	・	円
災害損失欠損金額の計算					
連結欠損金額(別表四の二「55の①」)	(4)				円
各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額	(5)				
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額	(6)				
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	(7)				
(4) と (7) の い ず れ か 少 な い 金 額	(8)				

各連結法人の個別災害損失金額の計算				連 結 法 人 名
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。) ②	計 ①+② ③	
資産の滅失等により生じた損失の額	円	円	円	
被害資産の原状回復のための費用等に 係る損失の額				
被害の拡大又は発生の防止のための 費用に係る損失の額				
計 (9)+(10)+(11)				
保険金又は損害賠償金等の額				
差引災害により生じた損失の額 (12)-(13)				

(規格A4)

改正後

(228 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納税地 法人名 代表者名	(正本)	法第 号
		令和 年 月 日
		殿

税務署長
財務事務官

㊟

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(災害欠損連結事業年度) 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日 至 平成 年 月 日

(還付所得連結事業年度) 自 平成 年 月 日 についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付
至 平成 年 月 日

請求については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(235 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納税地 法人名 代表者名	(正本)	法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税務署長
財務事務官

㊟

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(災害欠損連結事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(還付所得連結事業年度) 自 平成 年 月 日 についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付
至 平成 年 月 日

請求については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正後

(229 更正の請求書(復興特別法人税))

更正の請求書
(復興特別法人税)

令和 年 月 日

〒 _____
電話 () _____

納税地 (フリガナ) _____

法人名等 _____

法人番号 _____

代表者又は清算人氏名 (フリガナ) _____

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____

税務署長殿

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の4又は同法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	法人税額 (1)	円	
	法人税額の特別控除額 (2)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (3)		
	基準法人税額 (1) - (2) + (3) (4)		
	課税標準法人税額 (4)又は(4) × 一 (5)		
復興特別法人税額 (5) × 10% (6)			
控除税額 (7)			
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6) - (7) (8)		
	還付金額 (9)		

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日

添付書類

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金口座番号 _____

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 _____

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等 _____

税理士署名押印 _____

(規格A4)

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

01.06 改正

改正前

(236 更正の請求書(復興特別法人税))

更正の請求書
(復興特別法人税)

平成 年 月 日

〒 _____
電話 () _____

納税地 (フリガナ) _____

法人名等 _____

法人番号 _____

代表者又は清算人氏名 (フリガナ) _____

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____

税務署長殿

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の4又は同法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	法人税額 (1)	円	
	法人税額の特別控除額 (2)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (3)		
	基準法人税額 (1) - (2) + (3) (4)		
	課税標準法人税額 (4)又は(4) × 一 (5)		
復興特別法人税額 (5) × 10% (6)			
控除税額 (7)			
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6) - (7) (8)		
	還付金額 (9)		

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

添付書類

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金口座番号 _____

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 _____

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等 _____

税理士署名押印 _____

(規格A4)

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	---------

27.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(242 事業年度分の適用額明細書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(242 事業年度分の適用額明細書)</p> <p style="text-align: center;">適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領</p> <ol style="list-style-type: none">1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。3 この明細書の各欄の記載は、次によります。<ol style="list-style-type: none">(1) 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。(2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。(3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号欄に掲げる番号を記載してください。(4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。(5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(235 事業年度分の適用額明細書)

FB4011

様式第一

令和 年 月 日 自平成 年 月 日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

至平成 年 月 日

税務署長殿

取受印

納税地 電話() -

整理番号

提出枚数 枚 うち 枚目

法人名

事業種目 業種番号

法人番号

提出年月日 令和 年 月 日

※税務署処理欄

期末現在の資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円

所得金額又は欠損金額 十億 百万 千 円

この用紙はとじまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額			
		十億	百万	千	円
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。折ったり汚したりしないでください。

改正前

(243 事業年度分の適用額明細書 ※平成28年1月1日以後開始事業年度分から使用)

FB4011

様式第一

平成 年 月 日 自平成 年 月 日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

至平成 年 月 日

税務署長殿

取受印

納税地 電話() -

整理番号

提出枚数 枚 うち 枚目

法人名

事業種目 業種番号

法人番号

提出年月日 平成 年 月 日

※税務署処理欄

期末現在の資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円

所得金額又は欠損金額 十億 百万 千 円

この用紙はとじまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額			
		十億	百万	千	円
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。折ったり汚したりしないでください。

改正後

(244 連結事業年度分の適用額明細書)

(廃止)

改正前

(244 連結事業年度分の適用額明細書)

F B 4 0 6 0

様式第二

平成 年 月 日 自平成 年 月 日 連結事業年度分の適用額明細書
税務署長殿 至平成 年 月 日 (当初提出分・再提出分)

取受印

納 税 地	電話() -	連結グループ整理番号	[] [] [] [] []
(フリガナ)		連結親法人整理番号	[] [] [] [] []
連結親法人名		提出枚数	[] 枚 うち [] 枚目
期末現在の資本金の額又は出資金の額	十 百 千 円	事業種目	業種番号 [] []
連結所得金額又は連結欠損金額	十 百 千 円	提出年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日

※税務署処理欄

租 税 特 別 措 置 法 の 条 項	区 分 番 号	適 用 額
		十 百 千 円
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第 6 8 条 の 第 項 第 号	[] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はといてこまないでください

改 正 後	改 正 前
<p>(244 連結事業年度分の適用額明細書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(244 連結事業年度分の適用額明細書)</p> <p style="text-align: center;">適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領</p> <p>1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。</p> <p>2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>3 この明細書の各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。</p> <p>(2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。</p> <p>(3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号欄に掲げる番号を記載してください。</p> <p>(4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後


(257 異動届出書 (認定特定非営利活動法人用))

(廃止)

改正前

(257 異動届出書 (認定特定非営利活動法人用))

異動届出書 (認定特定非営利活動法人用)

 平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿		主たる事務所の所在地又は納税地	〒
		(フリガナ)	電話 () -
		法人名	
		(フリガナ)	
		代表者の氏名	Ⓜ
認定の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		整理番号

次の事項について異動したので特定非営利活動促進法施行令 (平成 23 年政令第 319 号) 附則第 4 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 15 項の規定に基づき、届け出ます。

異動事項	異動前	異動後	異動年月日
所轄税務署	税務署	税務署	

異動事項に応じて次の書類の添付が必要となります。

異動事項	添付書類	チェック
(1) 公示事項の変更 (法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)	・登記事項証明書 (代表者変更の場合は、その変更を明らかにする書類の写しを含みます。)	<input type="checkbox"/>
(2) 定款の変更	・特定非営利活動促進法 (以下「NPO法」といいます。) 第 25 条第 3 項の認証を受けたことを証する書類の写し ・変更後の定款の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 合併	・NPO法第 34 条第 3 項の認証を受けたことを証する書類の写し ・合併に係る各被合併法人と合併法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(4) 解散 (合併による解散を除きます。)	・解散したことを明らかにする登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(5) その他の重要な変更	・その重要な変更の内容を明らかにする書類の写し	<input type="checkbox"/>

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

税務署処理欄	部門	整理簿	名簿	備考
--------	----	-----	----	----

改正後

(258 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

(廃止)

改正前

(258 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書

平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官殿	主たる事務所の 所在地又は納税地 (フリガナ) 法人名 (フリガナ)	〒 電話 () -
	代表者の氏名	⑩
	認定年月日	平成 年 月 日
	認定の有効期間の始期	平成 年 月 日
	整理番号	〃

助成金の支給を行ったので、旧租税特別措置法施行令第39条の23第1項第4号ホに規定する助成の実績を以下のとおり届け出ます。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

税理士署名押印 ⑩

税務署処理欄 部門 整理簿 備考

改 正 後

(258 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(258 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書」の記載上の留意点等

この届出書は、認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）附則第 4 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（この届出書において「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ホの規定により助成の実績を記載した書類を遅滞なく国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

改 正 後


(259 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(259 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書

 平成 年 月 日		整理番号	
		〒	
主たる事務所の 所在地又は納税地 (フリガナ) 法 人 名 (フリガナ) 代表者の氏名		電話 () -	
		税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	
		認 定 年 月 日 認 定 の 有 効 期 間 の 始 期	
認 定 年 月 日 平成 年 月 日		平成 年 月 日 平成 年 月 日	
海外へ200万円超の [送金 金銭の持出し] を [行うことになった 行った] ので、旧租税特別措置法施行令 第39条の23第1項第4号への規定に基づき、以下のとおり届け出ます。			
金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
(事前に提出できなかった場合の理由)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
税 務 署 処 理 欄	部 門	整 理 簿	備 考

改 正 後	改 正 前
<p>(259 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(259 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)</p> <p style="text-align: center;">「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書」の記載上の留意点等</p> <p>この届出書は、認定特定非営利活動法人が 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）附則第 4 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（この届出書において「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 39 条の 23 第 1 項第 4 号への規定により金額等を記載した書類を事前に国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。</p> <p>なお、認定申請書を提出する際又は認定申請書の提出から認定を受けるまでの間に 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行うこととなった場合にも、この届出書を提出する必要があります。この場合においては、「認定年月日」欄は記載せず「認定の有効期間の始期」欄を「認定申請書の提出日」と補正して、当該日を記載します。</p> <p>「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。</p>

改 正 後

(260 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(廃 止)

改 正 前

(260 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書

整理番号

平成 年 月 日	主たる事務所の所在地又は納税地	〒	
	(フリガナ)	電 話 ()	—
	法 人 名	FAX ()	—
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	印	
認 定 の 有 効 期 間		事 業 年 度	
自 平 成 年 月 日		自 平 成 年 月 日	
至 平 成 年 月 日		至 平 成 年 月 日	
被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名	
被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名	
被合併法人が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。			

旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項の規定に基づき、以下の書類を提出します。

① 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人。以下同じです。）に係る旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 6 号並びに第 7 号の要件を満たしている旨（認定を受けていない法人ごとにこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類	チェック欄
② 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ハ及びニの要件を満たしている旨（認定を受けていない法人が二以上あるときは、これらの法人を一の法人とみなした場合にこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類	
③ 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る特定非営利活動促進法第 29 条に規定する事業報告書等の写し	
※ 認定を受けていない被合併法人の上記①～③の書類等については、実績判定期間（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 3 項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じです。）に係るものとなります。 認定を受けていない合併法人の上記①～③の書類等については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合の当該実績判定期間に係るものとなります。	

税 理 士 署 名 押 印 印

税 務 署 処 理 欄	部 門	整 理 簿	備 考
-------------	-----	-------	-----

改 正 後	改 正 前
<p>(260 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(260 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)</p> <p style="text-align: center;">認定特定非営利活動法人が合併した場合の注意事項</p> <p>認定特定非営利活動法人が合併した場合には、以下の事項に注意してください。</p> <p>○ 認定の取消事由について</p> <p>認定特定非営利活動法人と認定を受けていない法人とが合併した場合には、合併により存続する法人及び合併により新たに設立した法人は、認定特定非営利活動法人となります。</p> <p>なお、次に掲げる要件をそれぞれの法人が満たしていない場合には、認定が取り消されることとなります。</p> <p>① 認定を受けていない被合併法人については、実績判定期間（特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）附則第 4 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 39 条の 23 第 3 項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じ。）における同条第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ並びに第 7 号に掲げる要件並びに同項第 4 号ハ及びニ並びに第 6 号に掲げる要件（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年財務省令第 69 号）による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧租税特別措置法施行規則」といいます。）第 22 条の 12 第 33 項）</p> <p>② 認定を受けていない合併法人については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合における上記①に掲げる要件（旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 33 項）</p> <p>③ 認定を受けている被合併法人及び合併法人については、旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ、ロ、ホ及びへ、第 5 号並びに第 7 号の要件（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 9 項）</p> <p>この場合、当該合併に係る各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人）のうち認定を受けていない法人が 2 以上あるときにおける要件を満たしているか否かの判定は次のように行います（旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項）。</p> <p>i 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 6 号並びに第 7 号 認定を受けていない法人ごとに判定する。</p> <p>ii 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ハ及びニ 認定を受けていない法人を一の法人とみなして判定する。</p> <p>○ 提出する書類について</p> <p>上記①及び②の要件を満たしている旨の説明その他参考となるべき事項を記載した書類を遅滞なく、合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければなりません。（旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項）</p> <p>(注) 1 上記③の要件を満たしている旨の説明書類等については、ここでの提出は必要ありませんが、後日、要件を満たしているかどうかの確認が必要となったときには、提出を求める場合があります。</p> <p>2 認定を受けていない被合併法人及び合併法人が旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 6 号に掲げる要件を満たすことを説明する書類として、認定を受けていない法人が特定非営利活動促進法第 29 条に基づき所轄庁に提出した事業報告書等の写しも合わせて提出願います（実績判定期間に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 70 号。以下「改正特定非営利活動促進法」といいます。)の施行日（平成 24 年 4 月 1 日）前に開始した各事業年度が含まれる場合には、改正特定非営利活動促進法の規定による改正前の特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項に規定する定款等の写しについても、合わせて提出願います）。</p> <p>3 この書類とは別に、合併について特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の認証を受けたことを証する書類の写し並びに合併に係る各被合併法人及び合併法人の登記事項証明書を異動届出書とともに合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出していただく必要があります（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 15 項、旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 28 項第 3 号）。</p> <p>○ 提出する書類の様式について</p> <p>上記の提出書類のうち要件を満たしている旨の説明を記載した書類として、「認定要件チェック表」第 3 表～第 7 表及びその付表を使用される場合には、各表等は次のように使用してください。</p> <p>① 第 3 表、第 3 表付表 1～2、第 4 表（初葉（イ及びロに係る部分））、第 4 表付表、第 6 表及び第 7 表については、認定を受けていない法人ごとに作成することになりますので、右上欄外の余白に合併前の法人名を記載してください。</p> <p>② 第 4 表（次葉（ハ及びニに係る部分））については、認定を受けていない法人を一の法人とみなして（認定を受けていない法人に係る金額等を合算して）作成してください。</p> <p>なお、認定を受けていない各被合併法人の実績判定期間が不一致の場合には原則としていずれかの法人の実績判定期間に合わせて金額等を調整することになりますが、実績判定期間の不一致期間が短い場合（例えば、3 月程度の場合）には、あえて決算を組み直して調整を行わずに、それぞれの被合併法人の実績判定期間に係る金額等を合算する方法で行っても構いません（いずれかの法人の実績判定期間に合わせて調整した場合には調整に係る資料も添付してください。）。</p>

改 正 後

(261 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

(廃 止)

改 正 前

(261 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

		課法 平成 年 月 日
主たる事務 所の所在地 又は納税地		
法 人 名		
代表者氏名		殿

国税庁長官

認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知)

貴法人に対する平成 年 月 日付の認定特定非営利活動法人としての認定は、次の理由により平成 年 月 日に取り消したから通知します。

(理 由)

改 正 後	改 正 前
<p>(261 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書（通知））</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(261 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書（通知））</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(265 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

(廃 止)

(265 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評議員	人	人	%
その他 ()	人	人	%

2 経理内容 (令 39 条の 25①三)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

3 法令違反 (旧令 39 条の 25①五)

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
税務調査結果		有 ・ 無
その他公益に 反する事実		有 ・ 無

改正後	改正前
<p>(265 承認要件を満たす旨を説明する書類（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>（廃止）</p>	<p>(265 承認要件を満たす旨を説明する書類（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領</p> <p>1 「1 運営組織」欄</p> <p>「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載してください。</p> <p>2 「2 経理内容」欄</p> <p>(1) 「法人の特殊関係者に対する内容」欄には、「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載してください。</p> <p>① 「施設の利用」欄</p> <p>法人の特殊関係者が法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載してください。</p> <p>② 「金銭の貸付け」欄</p> <p>法人の特殊関係者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載してください。</p> <p>③ 「資産の譲渡」欄</p> <p>法人の特殊関係者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載してください。</p> <p>④ 「給与の支給」欄</p> <p>法人の特殊関係者に対し支給している給与について、その支給の内容を記載してください。</p> <p>⑤ 「役員等の選任」欄</p> <p>法人の特殊関係者が理事、監事又は評議員等に選任された場合に、その選任状況の内容を記載してください。</p> <p>⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄</p> <p>法人の特殊関係者からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載してください。</p> <p>(2) 法人の特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。</p> <p>なお、親族等とは、次の者をいいます。</p> <p>イ 設立者等と親族関係にある者</p> <p>ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>3 「3 法令違反」欄</p> <p>① 「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実がある場合に、その内容を記載してください。</p> <p>② 「税務調査結果」欄には、直近に受けた法人の税務調査結果について、その内容を記載してください。</p> <p>③ 「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実がある場合に、その内容を記載してください。</p>

改正後

(251 承認要件を満たす旨を説明する書類)

法人名： _____

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評 議 員	人	人	%
社 員	人	人	%

2 特殊関係者に対する特別の利益 (令 39 条の 25①三)

(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況

区 分		事実の有無	基 準 等	特別の利益の有無
施 設 の 利 用	施 設 の 与 貸	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき貸与 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき貸与 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき貸与 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	病 院 の 利 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一般患者と同じ基準により利用料金を受領している <input type="checkbox"/> 福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	そ の 他 の 施 設 利 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一般利用者と同じ基準により利用料金を受領している <input type="checkbox"/> 福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
金 銭 の 貸 付 け		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき貸付け (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき貸付け <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき貸付け <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
資 産 の 譲 渡		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき譲渡 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき譲渡 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき譲渡 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
給 与 の 支 給		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき支給 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき支給 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき支給 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
役 員 等 の 選 任		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の規定に基づき社員総会又は理事会により選任 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
そ の 他 財 産 の 運 用 及 び 事 業 の 運 営		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき運用 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき運用 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき運用 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(2) 特別の利益の内容

01.06 改正
(以下省略)

改正前

(266 承認要件を満たす旨を説明する書類 (平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分))

法人名： _____

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評 議 員	人	人	%
社 員	人	人	%

2 特殊関係者に対する特別の利益 (令 39 条の 25①三)

(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況

区 分		事実の有無	基 準 等	特別の利益の有無
施 設 の 利 用	施 設 の 与 貸	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき貸与 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき貸与 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき貸与 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	病 院 の 利 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一般患者と同じ基準により利用料金を受領している <input type="checkbox"/> 福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	そ の 他 の 施 設 利 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 一般利用者と同じ基準により利用料金を受領している <input type="checkbox"/> 福利厚生規程等に基づき利用料金の補助を行っている <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
金 銭 の 貸 付 け		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき貸付け (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき貸付け <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき貸付け <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
資 産 の 譲 渡		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき譲渡 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき譲渡 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき譲渡 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
給 与 の 支 給		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき支給 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき支給 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき支給 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
役 員 等 の 選 任		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の規定に基づき社員総会又は理事会により選任 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
そ の 他 財 産 の 運 用 及 び 事 業 の 運 営		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 規程に基づき運用 (規程の名称: _____) <input type="checkbox"/> 契約に基づき運用 <input type="checkbox"/> 社員総会等の決議に基づき運用 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(2) 特別の利益の内容

31.04 改正
(同 左)

(平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度分)

改正後

(252 役員等に関する明細表(書類付表1))

(書類付表1)

法人名: _____

役員等に関する明細表

1 理事に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日	職業
					退任年月日	
1	理事長				・	
					・	
2					・	
					・	
3					・	
					・	
4					・	
					・	
5					・	
					・	
6					・	
					・	
7					・	
					・	
8					・	
					・	
9					・	
					・	
10					・	
					・	
11					・	
					・	
12					・	
					・	
13					・	
					・	
14					・	
					・	
15					・	
					・	

2 監事に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日	職業
					退任年月日	
1					・	
					・	
2					・	
					・	
3					・	
					・	
4					・	
					・	
5					・	
					・	

01.06 改正

(以下省略)

改正前

(267 役員等に関する明細表(書類付表1) (平成30年4月1日以後開始事業年度分))

(書類付表1)

法人名: _____

役員等に関する明細表

1 理事に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日	職業
					退任年月日	
1	理事長				・	
					・	
2					・	
					・	
3					・	
					・	
4					・	
					・	
5					・	
					・	
6					・	
					・	
7					・	
					・	
8					・	
					・	
9					・	
					・	
10					・	
					・	
11					・	
					・	
12					・	
					・	
13					・	
					・	
14					・	
					・	
15					・	
					・	

2 監事に関する明細

	氏名	住所	親族等の関係	設立者との関係	就任年月日	職業
					退任年月日	
1					・	
					・	
2					・	
					・	
3					・	
					・	
4					・	
					・	
5					・	
					・	

31.04 改正

(平成30年4月1日以後開始事業年度分)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(268 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(268 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」（書類付表1）の記載要領</p> <p>(1) 理事、監事及び評議員等（以下「役員等」といいます。）について、申請時に就任している全ての者を記載してください。</p> <p>(2) 「区分」欄には、役員等のいずれかを記載してください。なお、役職名（理事長等）を記載してください。</p> <p>(3) 「親族等の関係」欄には、役員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載してください。</p> <p>なお、ここにいう「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <p>イ 親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ロ 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(4) 「設立者との関係」欄には、設立者と当該役員等との関係（例えば、設立者本人、〇〇の長男等）を記載してください。</p> <p>(5) 「社員との関係」欄には、社員と当該役員等との関係（例えば、社員本人、〇〇の従兄等）を記載してください。</p> <p>(6) 「給与月額」欄及び「給与支給総額」欄には、法人が役員等としての報酬を支給している場合に、その報酬の額（「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分）を記載してください。</p> <p>なお、その者が法人の従業員となっている場合には、従業員としての給与の額は含めないで、役員等としての報酬の額のみを記載してください。</p> <p>(7) 「職業」欄には、当該法人における役職等及び当該法人以外の勤務先等の名称並びに役職等をできる限り具体的に（例えば当法人院長、〇〇会社社長、△△事務所事務員等）記載してください。</p>

改正後

(269 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2) (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

(廃止)

改正前

(269 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2) (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

(書類付表 2)

申請者の経理等に関する明細表

1 法人の特殊関係者の施設の利用明細

区分	特殊関係者の氏名	特殊の関係	内容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
病院の利用					
その他					

2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

30.06 改正

(平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分)

改 正 後

(269 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2) (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(269 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2) (平成 30 年 4 月 1 日前開始事業年度分))

4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細

氏 名	職務内容	生年月日	就職年月日	常勤又は非常勤の別	給与月額	給与支給総額	役員等との関係

5 その他

(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

改 正 後

(269 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日前開始事業年度分））

(廃止)

改 正 前

(269 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日前開始事業年度分））

(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細

特殊関係者の氏名	特殊の関係	法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細					
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等	給与支給総額

(5) その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者の氏名	具体的な内容

改 正 後	改 正 前
<p>(269 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(269 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領</p> <p>1 各欄共通</p> <p>① 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。</p> <p>なお、親族等とは、次の者をいいます。</p> <p>イ 設立者等と親族関係にある者</p> <p>ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。</p> <p>2 「1 法人の特殊関係者の施設の利用明細」欄</p> <p>① 次の区分に応じて記載してください。</p> <p>イ 法人の特殊関係者に対して、法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含みます。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載してください。</p> <p>ロ 法人の特殊関係者に対して、病院等において診療を行っている場合には、「病院の利用」欄にその内容を記載してください。</p> <p>ハ 法人の特殊関係者に対して、上記以外に当該法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載してください。</p> <p>② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p> <p>③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、診療、入院による診療等）を記載してください。</p> <p>④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合には利用期間、診療であれば診療日）を記載してください。</p> <p>3 「2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細」欄</p> <p>① 法人の特殊関係者に対する貸付金がある場合に記載してください。</p> <p>② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載してください。</p> <p>③ 貸付金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。</p> <p>④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。</p> <p>⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p> <p>4 「3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細」欄</p> <p>① 3期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内又は定期提出書類の対象事業年度において、法人の特殊関係者（譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。）に対して、法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載してください。</p> <p>② 「特殊の関係」欄には、譲渡の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p> <p>5 「4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細」欄</p> <p>① 申請時の従業員（法人の業務に従事している理事、監事又は評議員等を含みます。）のうち、法人の特殊関係者について記載してください。</p> <p>② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載してください。</p> <p>③ 「給与月額」及び「給与支給総額」欄には、その者が理事、監事又は評議員となっている場合には、理事、監事又は評議員としての報酬の額を含めなくて、従業員としての給与の額（「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分）のみを記載してください。</p> <p>④ 「役員等との関係」欄には、法人の設立者、理事、監事、評議員又は社員との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」等）について記載してください。</p> <p>6 「5 その他」の「(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細」欄</p> <p>① 法人が前期の末日現在において、法人の特殊関係者から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含みます。）している場合に記載してください。</p> <p>② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(269 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(269 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日前開始事業年度分））</p> <p>③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載してください。</p> <p>7 「5 その他」の「(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細」欄</p> <p>① 法人の特殊関係者からの借入金がある場合に記載してください。</p> <p>② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載してください。</p> <p>③ 借入金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。</p> <p>④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。</p> <p>⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p> <p>8 「5 その他」の「(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細」欄</p> <p>① 3期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内又は定期提出書類の対象事業年度において、法人の特殊関係者（譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。）から、法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載してください。</p> <p>② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p> <p>9 「5 その他」の「(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細」欄</p> <p>① 法人の特殊関係者が役員等（従業員を含みます。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載してください。</p> <p>② 「特殊の関係」欄には、当該特殊関係者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。</p> <p>③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載してください。</p> <p>④ 「役職等」欄には、他の法人における当該特殊関係者の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載してください。</p> <p>⑤ 「給与支給総額」欄には、他の法人における当該特殊関係者の給与支給総額（前期分）を記載してください。</p> <p>10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」欄</p> <p>上記以外で他に財産の運用及び事業の運営に関し、法人の特殊関係者が利益を受けている場合に、その内容を記載してください。</p>

改 正 後

(253 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2））

（書類付表2）

法人名： _____

特殊関係者の施設の利用等に関する明細表

1 特殊関係者の施設の利用明細

(1) 施設の貸与

貸与者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	貸与期間	利用料金 月額	利用料金 総額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与

(2) 病院の利用

利用者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	利用年月日	利用料金 総額	補助金額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用

01.06 改正

(以下省略)

改 正 前

(270 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2）（平成30年4月1日以後開始事業年度分））

（書類付表2）

法人名： _____

特殊関係者の施設の利用等に関する明細表

1 特殊関係者の施設の利用明細

(1) 施設の貸与

貸与者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	貸与期間	利用料金 月額	利用料金 総額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で貸与 <input type="checkbox"/> 異なる基準で貸与

(2) 病院の利用

利用者の氏名 (特殊関係者の区分)	内容	利用年月日	利用料金 総額	補助金額	特殊関係者以外 の職員との比較
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用
()					<input type="checkbox"/> 同じ基準で利用 <input type="checkbox"/> 異なる基準で利用

30.06

(同 左)

(平成30年4月1日以後開始事業年度分)

改正後

(255 特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知))

課法
令和 年 月 日

納 税 地

法 人 名

代表者氏名

殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知)

貴法人から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請については、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項に規定する要件を満たすものとして承認したから通知します。

なお、承認後においても、同項の要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この承認を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

改正前

(272 特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知))

課法
平成 年 月 日

納 税 地

法 人 名

代表者氏名

殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知)

貴法人から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請については、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項に規定する要件を満たすものとして承認したから通知します。

なお、承認後においても、同項の要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この承認を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

改 正 後

(256 特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知))

課法
令和 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知)

貴法人から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請について審査したところ、以下の理由により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 号に規定する要件を満たさないと認められるので、これを却下したから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(273 特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知))

課法
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知)

貴法人から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請について審査したところ、以下の理由により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 号に規定する要件を満たさないと認められるので、これを却下したから通知します。

(処分の理由)

改正後

(257 特定医療法人の承認の取消通知書（通知）)

課法
令和 年 月 日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認の取消通知書（通知）

貴法人に対する平成・令和 年 月 日付で通知した租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認については、以下の事実により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第号に定める要件を満たさなくなったと認められるので、同法第 67 条の 2 第 2 項の規定により、その事実があったと認められる平成・令和 年 月 日以後に終了する事業年度に係る特定医療法人の法人税率の特例の承認を取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

改正前

(274 特定医療法人の承認の取消通知書（通知）)

課法
平成 年 月 日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認の取消通知書（通知）

貴法人に対する平成 年 月 日付で通知した租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認については、以下の事実により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第号に定める要件を満たさなくなったと認められるので、同法第 67 条の 2 第 2 項の規定により、その事実があったと認められる平成 年 月 日以後に終了する事業年度に係る特定医療法人の法人税率の特例の承認を取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

改正後

(260 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 ~ 4 (省略)

5 出力要領

(1) (省略)

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項目	内容
標題 ~ 第 号 (省略)	
年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。

(以下省略)

改正前

(277 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 ~ 4 (同 左)

5 出力要領

(1) (同 左)

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項目	内容
標題 ~ 第 号 (同 左)	
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。

(同 左)

改正後

(264 源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号：	

第 号
令和 年 月 日

財務事務官

税務署長

印

源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書

平成・令和 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用に
ついての申請は、承認しましたから通知します。

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(281 源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号：	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長

印

源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書

平成 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用について
の申請は、承認しましたから通知します。

13.07

(規格 A 4)

改正後

(265 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官
税務署長 [印]

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ
いての申請は、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(282 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官
税務署長 [印]

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

平成 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ
いての申請は、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

改正後

(267 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ
いては、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(284 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

平成 年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ
いては、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

改正後

(270 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号

令和 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成・令和 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する
 第 203 条の 5 第 5 項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

改正前

(287 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号

平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する源泉徴
 第 203 条の 5 第 5 項

収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

前

改正

(290 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

平成 年 月 日提出

税務署長殿
給与等の支払者

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

〒

所属部署名

住所 〒

氏名

氏名

A に対する源泉徴収税額

B 年末調整による不足額

C 給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)

D 給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額

E 平均月額額の7割相当額(E×70%)

F 平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)

G 年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)

H 徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額
C×H(C-H)の1/2

申請年月日

承認額
1月 円
2月 円

備考

税理士署名押印

(却下の理由)

既未済欄

整理簿 通知書

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書と複写により記載してください。(規格A4)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

〒

所属部署名

住所 〒

氏名

氏名

A に対する源泉徴収税額

B 年末調整による不足額

C 給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)

D 給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額

E 平均月額額の7割相当額(E×70%)

F 平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)

G 年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)

H 徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額
C×H(C-H)の1/2

申請年月日

承認額
1月 円
2月 円

備考

税理士署名押印

(却下の理由)

既未済欄

整理簿 通知書

28.06改正

後 正 改

(273 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

平成・令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

令和 年 月 日提出

給与等の支払者

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

〒

所属部署名

住所 〒

氏名

氏名

A に対する源泉徴収税額

B 年末調整による不足額

C 給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)

D 給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額

E 平均月額額の7割相当額(E×70%)

F 平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)

G 年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)

H 徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額
C×H(C-H)の1/2

申請年月日

承認額
1月 円
2月 円

備考

税務署長殿

給与等の支払者

個人番号又は法人番号

〒

所属部署名

住所 〒

氏名

氏名

A に対する源泉徴収税額

B 年末調整による不足額

C 給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)

D 給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額

E 平均月額額の7割相当額(E×70%)

F 平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)

G 年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)

H 徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額
C×H(C-H)の1/2

申請年月日

承認額
1月 円
2月 円

備考

税理士署名押印

(却下の理由)

既未済欄

整理簿 通知書

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書と複写により記載してください。(規格A4)

01.06改正

既未済欄

整理簿 通知書

承認額
1月 円
2月 円

備考

税理士署名押印

(却下の理由)

既未済欄

整理簿 通知書

前

正

改

(291 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

給与等の支払者

住所又は所在地
氏名又は名称

〒

殿

申請年月日

所属部署名	申請年月日
住所	
氏名	

徴収申請者	所属部署名	申請年月日								
住所										
氏名										
繰延承認額	Aに対する源泉徴収額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額	平均月額額の7割相当額(E×70%)	平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C-H)の1/2	備考
繰延承認額	A	B	C	D	E	F	G	H	承認額 1月.....円 2月.....円	

上記の者から平成 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認(却下)しましたから通知します。

平成 年 月 日 税務署長 ㊟

28.06改正

(規格 A4)

後

正

改

(274 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

給与等の支払者

住所又は所在地
氏名又は名称

〒

殿

申請年月日

所属部署名	申請年月日
住所	
氏名	

徴収申請者	所属部署名	申請年月日								
住所										
氏名										
繰延承認額	Aに対する源泉徴収額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額(A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額	平均月額額の7割相当額(E×70%)	平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C-H)の1/2	備考
繰延承認額	A	B	C	D	E	F	G	H	承認額 1月.....円 2月.....円	

上記の者から令和 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認(却下)しましたから通知します。

令和 年 月 日 税務署長 ㊟

01.06改正

(規格 A4)

改正後

(275 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 名称	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者の住所又は居所	〒 電話 - -

所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

事業開始年月日	平成・令和 年 月 日	申請日現在の加入(見込)職員数	人
---------	-------------	-----------------	---

① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明	
② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明	
③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明	

税理士署名押印	㊟
---------	---

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処	処理内容	承認	・	却下
	決裁	・							理	通知年月日	・	・
	(摘要)							番号	通知書	(却下理由)		

(規格A4)

改正前

(292 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 名称	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者の住所又は居所	〒 電話 - -

所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

事業開始年月日	平成 年 月 日	申請日現在の加入(見込)職員数	人
---------	----------	-----------------	---

① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明	
② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明	
③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明	

税理士署名押印	㊟
---------	---

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処	処理内容	承認	・	却下
	決裁	・							理	通知年月日	・	・
	(摘要)							番号	通知書	(却下理由)		

(規格A4)

改正後

(276 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書)

所在地 名称 代表者名		第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の承認通知書

貴互助会から平成・令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当するので、これを承認します。

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(293 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書)

所在地 名称 代表者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の承認通知書

貴互助会から平成 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当するので、これを承認します。

(規格 A 4)

13.07

改正後

(277 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号	年 月 日
	令和	
	殿	

税務署長
財務事務官

㊦

地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から平成・令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(294 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号	年 月 日
	平成	
	殿	

税務署長
財務事務官

㊦

地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から平成 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

24.12 改正

改 正 後

(277 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認…却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(294 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付でされた」 の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(278 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名		第	号
		令和	年 月 日
		殿	

税務署長
財務事務官

㊦

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

貴互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認は、以下の理由により、その制度が
所得税法施行令第208条第2号に掲げる要件に該当しないこととなったので、令和 年
月 日以後これを取り消します。

(処分の理由)

(規格A4)

01.06 改正

改正前

(295 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名		第	号
		平成	年 月 日
		殿	

税務署長
財務事務官

㊦

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

貴互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認は、以下の理由により、その制度が
所得税法施行令第208条第2号に掲げる要件に該当しないこととなったので、平成 年
月 日以後これを取り消します。

(処分の理由)

(規格A4)

24.12 改正

改 正 後

(278 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消の施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(295 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消の施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(279 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒
	所在地	電話 - -
	名称 (フリガナ)	
	法人番号	
	代表者氏名 (フリガナ)	㊟
	退職金共済事業の責任者氏名 (フリガナ)	

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日	令和 年 月 日
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数 人 従業員の数 人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数(A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数(B)	人
	$(B \div A) \times 100$ (注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

次の①又は②に該当する場合におけるその年月日

① 承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
② 退職金共済事業を廃止したことがある場合には、その廃止年月日	平成・令和 年 月 日

申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)	1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限りません。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限りません。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限りません。)
----------------------------------	---

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁							通知年月日	
	(摘要)						番号	通知書	(却下理由)

01.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(296 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒
	所在地	電話 - -
	名称 (フリガナ)	
	法人番号	
	代表者氏名 (フリガナ)	㊟
	退職金共済事業の責任者氏名 (フリガナ)	

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日	平成 年 月 日
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数	事業者の数 人 従業員の数 人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください。	理事の総数(A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数(B)	人
	$(B \div A) \times 100$ (注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。	%

次の①又は②に該当する場合におけるその年月日

① 承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日	昭和・平成 年 月 日
② 退職金共済事業を廃止したことがある場合には、その廃止年月日	平成 年 月 日

申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)	1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限りません。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限りません。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限りません。)
----------------------------------	---

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁							通知年月日	
	(摘要)						番号	通知書	(却下理由)

28.04 改正

(規格A4)

(281 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書)

所在地		第	号
名		令和	年 月 日
氏 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認 通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する承認
変更承認 申請については、 の退職金共済規程が所得税法施行令
第73条第1項及び第2項に規定する要件の全てに該当するので、これを承認します。

(規格A4)

(298 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書)

所在地		第	号
名		平成	年 月 日
氏 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認 通知書

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承認
変更承認 申請については、 の退職金共済規程が所得税法施行令第73条
第1項及び第2項に規定する要件の全てに該当するので、これを承認します。

(規格A4)

改正後

(282 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地		第 号
名称		令和 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する承認
変更承認申請については、以下の理由により、 の退職金共済
規程が所得税法施行令第 73 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件に該当しないので、
これを却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改正前

(299 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地		第 号
名称		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認申請の却下通知書

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承認
変更承認申請については、以下の理由により、 の退職金共済規程が
所得税法施行令第 73 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件に該当しないので、これを
却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(282 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成・令和 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該当条項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(299 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該当条項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(283 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名		第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

の特定共済団体に関する承認は、以下の理由により令和 年 月 日以後これを取消します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(300 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名		第	号
		平成	年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

の特定共済団体に関する承認は、以下の理由により平成 年 月 日以後これを取消します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

24.12 改正

改 正 後

(283 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本 文 の 空 白 欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(300 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本 文 の 空 白 欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

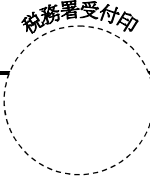
○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(284 特定退職金共済団体に関する廃止届出書)

特定退職金共済団体に関する廃止届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	所在地	〒	
	(フリガナ)		
	名 称	電話 - -	
	法 人 番 号		
(フリガナ)			
代 表 者 氏 名			㊞
所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止しますので、この旨届け出ます。			
退職金共済事業を廃止しようとする年月日		令和 年 月 日	
【参考事項】			

税 理 士 署 名 押 印	㊞
---------------	---

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	番 号	通 信 日 付 印
	決裁	. .							年 月 日
	(摘要)								

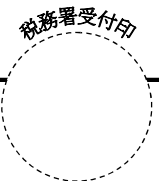
01.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(301 特定退職金共済団体に関する廃止届出書)

特定退職金共済団体に関する廃止届出書

平成 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	所在地	〒	
	(フリガナ)		
	名 称	電話 - -	
	法 人 番 号		
(フリガナ)			
代 表 者 氏 名			㊞
所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止しますので、この旨届け出ます。			
退職金共済事業を廃止しようとする年月日		平成 年 月 日	
【参考事項】			

税 理 士 署 名 押 印	㊞
---------------	---

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	番 号	通 信 日 付 印
	決裁	. .							年 月 日
	(摘要)								

28.04

(規格A4)

改正後

(285) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等)



税務署長 殿 年 月 日提出
住所 (居所) 氏名 個人番号 職業 電話

平成 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

Table with 8 columns: 災害の原因, 被害を受けた日, 被災財産の所在地, 被災直前の価額(A), 損害額(A×被害割合)(B), 保険金などで補てんされる金額(C), 差引損害額(B-C)(D), 損害割合(D/A)(E). Includes checkboxes for 住宅 and 家財.

2 所得の見積額 あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

Table with 7 columns: 所得の種類, 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額(A), 必要経費等(B), 事業専従者控除額(C), 所得金額(A-B-C). Includes a total row for 合計.

3 徴収猶予期間 または還付金額等 あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。

Table for 3.1: 給与等、公的年金等、報酬等の別, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地, 給与等、公的年金等の支払者の個人番号又は法人番号. Includes a table for 3.2: 徴収猶予期間, 還付を受けようとする額, 銀行等, 金庫・組合, 農協・漁協, 預金, 口座番号, ゆうちょ銀行の貯金口座, 貯金口座の記号番号, 郵便局等窓口.

4 支払者の証明 あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。

Table for 4: 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日, 平成・令和 年 月 日. 今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額(内訳は別紙のとおり). 上の税額の納付先税務署長, 税務署長. (支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。所在地, 給与等又は公的年金等の支払者の令和 年 月 日, 名称.

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

Table for 5: 起案・決裁 (署長, 副署長, 統括官, 担当者, 整理簿, 管理部門, 通信日付印, 確認印). 調査事項 (区分: 住宅, 家財; 災害直前の価額, 損害額, 補てん金額, 差引損害額, 損害割合). 処理区分 (還付承認・却下, 徴収猶予承認・却下; 還付税額, 猶予期間, 猶予税額, 却下事由). 番号 (番号確認, 身元確認, 確認書類).

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(302) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等)



税務署長 殿 年 月 日提出
住所 (居所) 氏名 個人番号 職業 電話

平成 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

Table with 8 columns: 災害の原因, 被害を受けた日, 被災財産の所在地, 被災直前の価額(A), 損害額(A×被害割合)(B), 保険金などで補てんされる金額(C), 差引損害額(B-C)(D), 損害割合(D/A)(E). Includes checkboxes for 住宅 and 家財.

2 所得の見積額 あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

Table with 7 columns: 所得の種類, 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額(A), 必要経費等(B), 事業専従者控除額(C), 所得金額(A-B-C). Includes a total row for 合計.

3 徴収猶予期間 または還付金額等 あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。

Table for 3.1: 給与等、公的年金等、報酬等の別, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地, 給与等、公的年金等の支払者の個人番号又は法人番号. Includes a table for 3.2: 徴収猶予期間, 還付を受けようとする額, 銀行等, 金庫・組合, 農協・漁協, 預金, 口座番号, ゆうちょ銀行の貯金口座, 貯金口座の記号番号, 郵便局等窓口.

4 支払者の証明 あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。

Table for 4: 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日, 平成 年 月 日. 今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額(内訳は別紙のとおり). 上の税額の納付先税務署長, 税務署長. (支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。所在地, 給与等又は公的年金等の支払者の平成 年 月 日, 名称.

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

Table for 5: 起案・決裁 (署長, 副署長, 統括官, 担当者, 整理簿, 管理部門, 通信日付印, 確認印). 調査事項 (区分: 住宅, 家財; 災害直前の価額, 損害額, 補てん金額, 差引損害額, 損害割合). 処理区分 (還付承認・却下, 徴収猶予承認・却下; 還付税額, 猶予期間, 猶予税額, 却下事由). 番号 (番号確認, 身元確認, 確認書類).

27.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(286 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

第 号

令和 年 月 日

住所氏名 殿

税務署長
財務事務官

印

平成 令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

あなたから、平成・令和 年 月 日付でされた平成・令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認・却下しましたから通知します。

記

承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 報酬等 に対する税額の 全額 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処分の理由			

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(303 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

第 号

平成 年 月 日

住所氏名 殿

税務署長
財務事務官

印

平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

あなたから、平成 年 月 日付でされた平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認・却下しましたから通知します。

記

承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 報酬等 に対する税額の 全額 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処分の理由			

24.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(286 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金 等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等 その理由を記載する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(303 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」 の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金 等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等 その理由を記載する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(287 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書)

第 号

平成・令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第 2 項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 務 署 長



(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 前

(304 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書)

第 号

平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第 2 項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

平成 年 月 日

税 務 署 長



(規格 A 4)

24.12 改正

改正後

(288 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書)

(所在地) 注		第 号
		令和 年 月 日
(氏名) 氏 名称		殿

税務署長
財務事務官



令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書

あなたが下記の者から徴収する令和 年分給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税及び復興特別所得税について、同人から徴収猶予の申請があり、これに対し下記のように処理することとしましたから、承認のあった分については、「徴収を猶予する税額」欄記載の税額の徴収を猶予してください。

なお、申請が却下されたもの又は申請した猶予期間と異なる期間により承認があったものについて、すでに同人の申請に基づいて徴収を猶予している場合には、この通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、速やかに徴収して納付してください。

(注) 給与等に関して徴収猶予をした申請者については、その税額の精算は本人の確定申告によって行うこととなりますから、年末調整を行う必要はありません。

なお、確定申告をしなければならない旨本人にもご指導くださるようお願いいたします。

記

申請者	申請内容					処理内容					
	給与等、公的年金等、報酬等の別			徴収猶予、還付の別		承認、却下の別		徴収を猶予する期間		徴収を猶予する税額	
住所氏名	給与	年金	報酬	猶予	還付	承認	却下	自	至	全額	半額
								(自)	・		
								(至)	・		
								(自)	・		
								(至)	・		
								(自)	・		
								(至)	・		

(注) 徴収を猶予する税額欄の「全額」及び「半額」は、徴収を猶予する期間内に支払を受ける給与等に対する税額的全額及び半額をいいます。

(規格 A 4)

改正前

(305 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書)

(所在地) 注		第 号
		平成 年 月 日
(氏名) 氏 名称		殿

税務署長
財務事務官



平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書

あなたが下記の者から徴収する平成 年分給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税及び復興特別所得税について、同人から徴収猶予の申請があり、これに対し下記のように処理することとしましたから、承認のあった分については、「徴収を猶予する税額」欄記載の税額の徴収を猶予してください。

なお、申請が却下されたもの又は申請した猶予期間と異なる期間により承認があったものについて、すでに同人の申請に基づいて徴収を猶予している場合には、この通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、速やかに徴収して納付してください。

(注) 給与等に関して徴収猶予をした申請者については、その税額の精算は本人の確定申告によって行うこととなりますから、年末調整を行う必要はありません。

なお、確定申告をしなければならない旨本人にもご指導くださるようお願いいたします。

記

申請者	申請内容					処理内容					
	給与等、公的年金等、報酬等の別			徴収猶予、還付の別		承認、却下の別		徴収を猶予する期間		徴収を猶予する税額	
住所氏名	給与	年金	報酬	猶予	還付	承認	却下	自	至	全額	半額
								(自)	・		
								(至)	・		
								(自)	・		
								(至)	・		
								(自)	・		
								(至)	・		

(注) 徴収を猶予する税額欄の「全額」及び「半額」は、徴収を猶予する期間内に支払を受ける給与等に対する税額的全額及び半額をいいます。

(規格 A 4)

改正後

(289) 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

Form for tax return (289) including fields for address, name, date, and reasons for overpayment.

残存過納額明細書

Table for residual overpayment details (289) with columns for residence, name, adjustment period, and amount.

税理士署名押印

Table for administrative processing (289) including signature, date, and confirmation fields.

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(306) 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

Form for tax return (306) including fields for address, name, date, and reasons for overpayment.

残存過納額明細書

Table for residual overpayment details (306) with columns for residence, name, adjustment period, and amount.

税理士署名押印

Table for administrative processing (306) including signature, date, and confirmation fields.

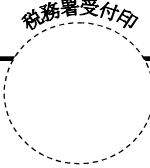
27.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(293 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書

 令和 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は名称	※整理番号
		住所又は所在地 〒 電話 - -	
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟

下記の金額を令和 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする誤納額 円

給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等	誤納を生じた理由
	<input type="checkbox"/> 賞与(役員賞与を除く。)	
	<input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金	
	<input type="checkbox"/> 役員賞与	

誤納額の計算内容	納期等の区分	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日
	納付先税務署					
		徴収高計算書に記載したもの(A)	人	円	円	・ ・
		正当計算によるもの(B)				
		差引(A-B)				

摘要	添付書類 <input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
----	---------------------------------------

税理士署名押印	㊟
---------	---

※税務署処理欄	起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	
	決裁	・ ・							
	処理	・ ・	(摘要)						

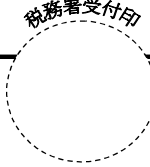
01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(310 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書

 平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は名称	※整理番号
		住所又は所在地 〒 電話 - -	
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟

下記の金額を平成 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする誤納額 円

給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等	誤納を生じた理由
	<input type="checkbox"/> 賞与(役員賞与を除く。)	
	<input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金	
	<input type="checkbox"/> 役員賞与	

誤納額の計算内容	納期等の区分	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日
	納付先税務署					
		徴収高計算書に記載したもの(A)	人	円	円	・ ・
		正当計算によるもの(B)				
		差引(A-B)				

摘要	添付書類 <input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
----	---------------------------------------

税理士署名押印	㊟
---------	---

※税務署処理欄	起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	
	決裁	・ ・							
	処理	・ ・	(摘要)						

24.12 改正

(規格 A 4)

改正後

(296 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

住は 所居 又所		第	号
氏 名		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

⑩

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成・令和 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

01.06 改正

改正前

(313 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

住は 所居 又所		第	号
氏 名		平成	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

⑩

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

24.12 改正

改 正 後

(296 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ)

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ**

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成・令和 年 月 日付で」 の 空 白 欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書 交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入す る。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(313 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ)

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ**

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書 交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入す る。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		住所又は居所	〒	※整理番号
		(フリガナ)	電話	- -
氏名		(フリガナ)		
		名称		

所得税法第 206 条第 2 項又は所得税法施行令第 325 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。
 なお、前に交付を受けた証明書 [] 部を添付します。

1 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更

(変更年月日) 平成・令和 年 月 日

(変更前) _____

(変更後) _____

2 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

(該当しないこととなった年月日) 平成・令和 年 月 日

(該当しないこととなった理由) _____

税理士署名押印

㊞

※ 税務署処理欄	起案	・	署長		副署長		統括官		担当者		整理簿		返還実績	返還年月日	・
	決裁	・										返還部数		部	
													有効期限	・	
													証明書番号	～	
													公示	交付部数	部
												有効期限		・	
												証明書番号		～	
												交付年月日		・	
													通知年月日	・	
													公示年月日	・	

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(314 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		住所又は居所	〒	※整理番号
		(フリガナ)	電話	- -
氏名		(フリガナ)		
		名称		

所得税法第 206 条第 2 項又は所得税法施行令第 325 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。
 なお、前に交付を受けた証明書 [] 部を添付します。

1 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更

(変更年月日) 平成 年 月 日

(変更前) _____

(変更後) _____

2 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

(該当しないこととなった年月日) 平成 年 月 日

(該当しないこととなった理由) _____

税理士署名押印

㊞

※ 税務署処理欄	起案	・	署長		副署長		統括官		担当者		整理簿		返還実績	返還年月日	・
	決裁	・										返還部数		部	
													有効期限	・	
													証明書番号	～	
													公示	交付部数	部
												有効期限		・	
												証明書番号		～	
												交付年月日		・	
													通知年月日	・	
													公示年月日	・	

28.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(298 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

住は 所居 又所		第 号 令和 年 月 日
氏 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととな
ったものと認められますから、通知します。

なお、平成・令和 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この
通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

(処分の理由)

01.06 改正

改正前

(315 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

住は 所居 又所		第 号 平成 年 月 日
氏 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないことと
なったものと認められますから、通知します。

なお、平成 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この通知
があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

(処分の理由)

24.12 改正

改正後

(298 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
本文の「平成・令和 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正前

(315 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。


3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(299) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付(追加)申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿	納税地又は所得所の所在地 〒	※整理番号
	(フリガナ)	
	名称又は氏名	
	法人番号 <small>※個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>	
	代表者その他の責任者の氏名 <small>㊦</small>	
	(フリガナ)	
	納税管理人の氏名 <small>㊦</small>	

① 所得税法第180条第1項に規定する 部 の交付を
 所得税法第214条第1項 証明書 申請します。
 租税特別措置法施行令第3条の3第2項 証明書 申請します。
(追加申請書の場合 当初の申請書の提出年月日 平成・令和 年 月 日)

② 国外にある本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所 ③ 非居住者で国内に居所がある場合のその居所

④ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日 昭・平・令 年 月 日

⑤ 会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日 昭・平・令 年 月 日

⑥ 支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要

⑦ 当社(私)は 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にいたします。
 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にいたします。

⑧ 外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要

⑨ 証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得の支払者の		支払を受ける		所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	氏名・名称	住所・所在地	所得の種類	見込期間	

⑩ 租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の		支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	名称	所在地		

⑪ 証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書によりこれらの項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情

税理士署名押印 ㊦

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付
	決裁						交付部数	部
							有効期限	部
							証明書番号	～
							交付通知	年月日

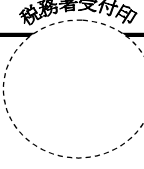
01.06改正

(規格A4)

改 正 前

(316) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付(追加)申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿	納税地又は所得所の所在地 〒	※整理番号
	(フリガナ)	
	名称又は氏名	
	法人番号 <small>※個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>	
	代表者その他の責任者の氏名 <small>㊦</small>	
	(フリガナ)	
	納税管理人の氏名 <small>㊦</small>	

① 所得税法第180条第1項に規定する 部 の交付を
 所得税法第214条第1項 証明書 申請します。
 租税特別措置法施行令第3条の3第2項 証明書 申請します。
(追加申請書の場合 当初の申請書の提出年月日 平成 年 月 日)

② 国外にある本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所 ③ 非居住者で国内に居所がある場合のその居所

④ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日 昭・平 年 月 日

⑤ 会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日 昭・平 年 月 日

⑥ 支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要

⑦ 当社(私)は 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にいたします。
 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にいたします。

⑧ 外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要

⑨ 証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得の支払者の		支払を受ける		所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	氏名・名称	住所・所在地	所得の種類	見込期間	

⑩ 租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の		支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	名称	所在地		

⑪ 証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書によりこれらの項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情

税理士署名押印 ㊦

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付
	決裁						交付部数	部
							有効期限	部
							証明書番号	～
							交付通知	年月日

29.06改正

(規格A4)

(300 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		
		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 項第 4 号（裏面 2 (5) を参照してください。）、第 5 号（裏面 2 (6) を参照してください。）、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p>		

(裏面)

注 意 事 項	
1	この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
	(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
	(2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
	この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
	(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
	(4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
	(5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
2	この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
	(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
	(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。
	(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
	① 有効期限を経過したとき
	② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
	(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。
	(5) 所得税法第 161 条第 1 項第 4 号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限り、
	(6) 所得税法第 161 条第 1 項第 5 号に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限り、

(317 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		
		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 項第 4 号（裏面 2 (5) を参照してください。）、第 5 号（裏面 2 (6) を参照してください。）、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p>		

(裏面)

注 意 事 項	
1	この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
	(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
	(2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
	この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
	(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
	(4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
	(5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
2	この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
	(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
	(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。
	(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
	① 有効期限を経過したとき
	② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
	(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。
	(5) 所得税法第 161 条第 1 項第 4 号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限り、
	(6) 所得税法第 161 条第 1 項第 5 号に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限り、

(301 外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③
上記の者は、所得税法施行令第 304 条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第 8 条第 1 項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和 年 月 日

財務事務官

税務署長

㊟

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
 - この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第 8 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
 - 証明書の有効期間中に国外営業所を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
 - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
 - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
 - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
 - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
 - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第 8 条第 1 項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
 - この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - 有効期限を経過したとき
 - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
 - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(318 外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③
上記の者は、所得税法施行令第 304 条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第 8 条第 1 項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

平成 年 月 日

財務事務官

税務署長

㊟

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
 - この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第 8 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
 - 証明書の有効期間中に国外営業所を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
 - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
 - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
 - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
 - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
 - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第 8 条第 1 項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
 - この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - 有効期限を経過したとき
 - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
 - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(302 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③ 上記の者は、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1項第4号（裏面2(5)を参照してください。）、第6号、第7号、第10号、第11号、第12号イ（給与に係る部分を除きます。）又は第14号に掲げる国内源泉所得（一定のものを除きます。裏面2(6)を参照してください。）で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 ㊟</p>		

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第214条第1項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第161条第1項第4号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限ります。</p> <p>(6) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第161条第1項第11号に掲げる使用料又は対価で同法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬で同法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第161条第1項第14号に掲げる年金でその支払額が25万円以上のもの</p>	

(319 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③ 上記の者は、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1項第4号（裏面2(5)を参照してください。）、第6号、第7号、第10号、第11号、第12号イ（給与に係る部分を除きます。）又は第14号に掲げる国内源泉所得（一定のものを除きます。裏面2(6)を参照してください。）で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 ㊟</p>		

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第214条第1項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第161条第1項第4号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限ります。</p> <p>(6) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第161条第1項第11号に掲げる使用料又は対価で同法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬で同法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第161条第1項第14号に掲げる年金でその支払額が25万円以上のもの</p>	

改正後

(303 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

所在地		第 号
名称		令和 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

外 国 法 人 に 対 す る 源 泉 徴 収 の
免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ と の 通 知 書

貴社は、以下の理由により に規定する要件を備えて
いないものと認められますので、平成・令和 年 月 日付で申請のあった外国法人
に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(320 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

所在地		第 号
名称		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

外 国 法 人 に 対 す る 源 泉 徴 収 の
免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ と の 通 知 書

貴社は、以下の理由により に規定する要件を備
えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった外国法
人に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

28.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(303 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

外国法人に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」又は「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」と記入する。
本文の「平成・令和 年 月 日付」 の 空 白 欄	外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 180 条又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「…3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(320 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

外国法人に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」又は「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」と記入する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 180 条又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「…3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(304 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

住所		第	号
		令和	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官



非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

貴殿は、以下の理由により所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成・令和 年 月 日付で申請のあった非居住者に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

01.06 改正

改正前

(321 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

住所		第	号
		平成	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官



非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

貴殿は、以下の理由により所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった非居住者に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

28.11 改正

改 正 後

(304 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

非 居 住 者 に 対 す る 源 泉 徴 収 の
免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ と の 通 知 書

1 使用目的

「非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成・令和 年 月 日付」 の 空 白 欄	非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長・・・」の空白部分には、処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名」の欄には、受託者の氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(321 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

非 居 住 者 に 対 す る 源 泉 徴 収 の
免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ と の 通 知 書

1 使用目的

「非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長・・・」の空白部分には、処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名」の欄には、受託者の氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(305 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		所在地	〒
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		名称	
		法人番号	
		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		(フリガナ)	
		代表者その他の責任者の氏名	
		Ⓜ	
		(フリガナ)	
		納税管理人の氏名	
		Ⓜ	

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税理士署名押印

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・	・
	決裁						返還部数		部
	(摘要)					番号	公示	証明書番号	~
					番号	公示	有効期限	・	・
							失効年月日	・	・
							公示年月日	・	・

(規格 A 4)

改正前

(322 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		所在地	〒
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		名称	
		法人番号	
		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		(フリガナ)	
		代表者その他の責任者の氏名	
		Ⓜ	
		(フリガナ)	
		納税管理人の氏名	
		Ⓜ	

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税理士署名押印

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・	・
	決裁						返還部数		部
	(摘要)					番号	公示	証明書番号	~
					番号	公示	有効期限	・	・
							失効年月日	・	・
							公示年月日	・	・

(規格 A 4)

改 正 後

(308 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
法人税又は所得税の納税地	所在地	〒	
		電話 - -	
	(フリガナ)	-----	
	名 称	-----	
主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地	〒	
		電話 - -	
	(フリガナ)	-----	
	名 称	-----	
		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者その他の責任者の氏名	
		〒	
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	

① 平成・令和 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

変更内容		変更前	変更後
届出	主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地 電話 - -	〒 電話 - -
	(フリガナ) 名 称	-----	-----
内容	法人税等の納税地	所在地 電話 - -	〒 電話 - -
	(フリガナ) 名 称	-----	-----
	代 表 者 そ の 他 の 責 任 者 氏 名		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返 還 年 月 日	. .
	決裁	. .						返 還 部 数	. . 部
								有 効 期 限	. .
								証 明 書 番 号	~
								再 交 付 部 数	. . 部
								有 効 期 限	. .
							証 明 書 番 号	~	
							交 付 年 月 日	. .	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(325 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
法人税又は所得税の納税地	所在地	〒	
		電話 - -	
	(フリガナ)	-----	
	名 称	-----	
主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地	〒	
		電話 - -	
	(フリガナ)	-----	
	名 称	-----	
		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者その他の責任者の氏名	
		〒	
		電話 - -	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	

① 平成 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

変更内容		変更前	変更後
届出	主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地 電話 - -	〒 電話 - -
	(フリガナ) 名 称	-----	-----
内容	法人税等の納税地	所在地 電話 - -	〒 電話 - -
	(フリガナ) 名 称	-----	-----
	代 表 者 そ の 他 の 責 任 者 氏 名		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返 還 年 月 日	. .
	決裁	. .						返 還 部 数	. . 部
								有 効 期 限	. .
								証 明 書 番 号	~
								再 交 付 部 数	. . 部
								有 効 期 限	. .
							証 明 書 番 号	~	
							交 付 年 月 日	. .	

29.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(309 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 1
FORM

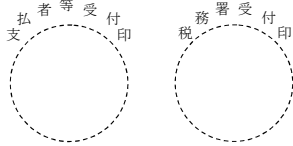
租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税務署整理欄)
For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.



適用；有、無

番号			
確認			

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention

日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

- 限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される国 及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes), <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

(1) 名 称 Full name	
(2) 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 法 人 番 号 Corporate Number	
(4) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 (注11) Name of Nominee of Principal (Note 11)
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks)		
<input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust		
元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal

5 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note 12)

--

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(326 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

(同 左)

改 正 後 **改 正 前**

(309) 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除) **(326) 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)**

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If dividends mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
 他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 _____
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の配当について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If dividends mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

私は、この届出書の「4」に記載した配当が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日
 配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Dividends or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注13)
 Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date 年 月 日 Signature _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の配当については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。
 The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
 届出書の「2」の欄に記載した団体は、「4」の配当につき、「1」の欄の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
 The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 _____
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

私は、この届出書の「4」に記載した配当が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日
 配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Dividends or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注13)
 Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date 年 月 日 Signature _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____

改正後

(309) 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注意事項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、配当の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（上場株式の配当等の一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。
無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

- 4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。
外国法人が支払を受ける配当であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける配当が、相手国の法合においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

- 5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が支払を受ける配当が、居住地国の法合において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

- 6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

- 4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
For dividends that a foreign company receives and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① In the case that dividends that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

- 5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① In the case that dividends that an entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

- 6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- 7 Applicable boxes must be checked.

【Continue on the reverse】

改正前

(326) 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注意事項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、配当の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（上場株式の配当等の一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。
無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

- 4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

- 5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

- 6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

- 8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

- 4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

- 5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

- 6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- 7 Applicable boxes must be checked.

- 8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the reverse】

改

正

後

(309) 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「3」の「(4)」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。

10 届出書の「4」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。

11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者（配当の支払を受ける者以外の者）の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2」配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)

14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください（平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)

なお、配当の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Column (4) of 3 must be filled in if the Recipient of Dividends owns not less than 10% of the total voting shares issued by the Payer of such Dividends.

10 Enter into Column 4 Dividends which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Dividends as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

11 Enter into item “Name of Nominee of Principal” in 4 the registered name of the owner of shares in question.

If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

12 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b)(i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

13 If the Dividends are subject to the tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer(except for cases described in Note 14).

14 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the dividends shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the dividends, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the dividends who confirms the above-mentioned items is required to enter ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改

正

前

(326) 租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

9 届出書の「3」の「(4)」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。

10 届出書の「4」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。

11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者（配当の支払を受ける者以外の者）の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2」配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)

14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください（平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)

なお、配当の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9 Column (4) of 3 must be filled in if the Recipient of Dividends owns not less than 10% of the total voting shares issued by the Payer of such Dividends.

10 Enter into Column 4 Dividends which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Dividends as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

11 Enter into item “Name of Nominee of Principal” in 4 the registered name of the owner of shares in question.

If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

12 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b)(i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

13 If the Dividends are subject to the tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer(except for cases described in Note 14).

14 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the dividends shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the dividends, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the dividends who confirms the above-mentioned items is required to enter ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

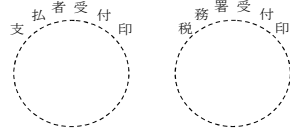
改 正 後

(311 租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 1-3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)



譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Capital Gains

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用；有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 譲渡収益の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Capital Gains

氏 名 Full name		
個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)		
住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)	
国 籍 Nationality		
下記「4」の譲渡収益につき居住者として課税される国及び納税地（注6） Country where the recipient is taxable as resident on Capital Gains mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 譲渡収益の支払者に関する事項；
Details of Payer of Capital Gains

氏 名 又 は 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける譲渡収益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Capital Gains received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

株式又は出資の種類 Kind of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の銘柄 Description of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の譲渡数量 Transfer Quantity of Shares(Stocks) or Contributions	株式又は出資の取得年月日 Date of Acquisition of Shares(Stocks) or Contributions
<input type="checkbox"/> 株式 Shares (Stocks)			
<input type="checkbox"/> 出資 Contributions			

5 その他参考となるべき事項（注7）；
Others (Note 7)

Blank box for other reference items.

私は、この届出書の「4」に記載した譲渡収益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Capital Gains mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

譲渡収益の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Capital Gains or his Agent _____

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(311 租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(311 租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

(311 租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

Submission of the FORM

1 この届出書は、租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定による譲渡収益に係る日本国における源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

1 This form is to be used by the Recipient of Capital Gains under the provision of Paragraph 1 of Article 37-11-4 of the Act on Special Measures Concerning Taxation in claiming the relief from Japanese withholding tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 この届出書は、譲渡収益の支払者ごとに作成してください。

2 This form must be prepared separately for each Payer of Capital Gains.

3 この届出書は、正副2通を作成して譲渡収益の支払者に提出し、譲渡収益の支払者は、正本を、最初にその譲渡収益の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Capital Gains, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides at the time of, by the day before the payment of the Capital Gains is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the “Transfer Quantity of Shares(Stocks) or Contributions” mentioned in column 4 (Regarding Capital Gains from transfer of certain shares, etc. of a listed corporation, the submission of the application form related to change in information already provided need not to be submitted even in the case of receiving the payment of a capital gain from transfer of shares or capital contributions that are of a different kind from those mentioned in the application form that has been already submitted.)

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「株式又は出資の譲渡数量」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(一定の上場株式等の譲渡による譲渡収益については、既に提出した届出書に記載した株式又は出資と異なる種類の株式又は出資の譲渡による譲渡収益の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。)

However, in case of Capital Gains listed in (b) subparagraph 4 of Paragraph 1 of Article 281, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Capital Gains.

ただし、所得税法施行令第281条第1項第4号ロに掲げる譲渡収益については、譲渡収益の支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して譲渡収益の支払者に提出し、譲渡収益の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

Completion of the FORM

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

5 Applicable boxes must be checked.

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

7 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

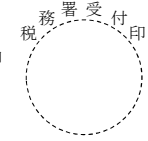
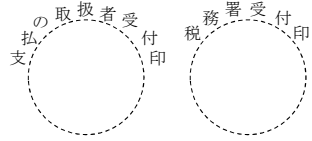
(310) 租税条約に関する特例届出書 (上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 特 例 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
For official use only

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and _____

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

氏名又は名称 (Full name)
個人番号又は法人番号 (Individual Number or Corporate Number)
個人の場合 (Individual): 住所又は居所 (Domicile or residence), 国籍 (Nationality)
法人その他の団体の場合 (Corporation or other entity): 本店又は主たる事務所の所在地 (Place of head office or main office), 設立又は組織された場所 (Place where the Corporation was established or organized), 事業が管理・支配されている場所 (Place where the business is managed and controlled)
上場株式等の配当等につき居住者として課税される国及び納税地 (注8) (Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 8))
日本国内の恒久的施設の状況 (Permanent establishment in Japan): 名称 (Name), 所在地 (Address), 事業の内容 (Details of Business)

3 上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項;
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

(1) 名称 (Full name)
(2) 本店の所在地 (Place of head office)
(3) 法人番号 (Corporate Number)

4 その他参考となるべき事項;
Others

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

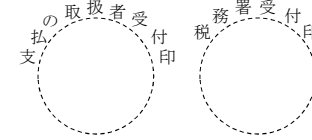
(327) 租税条約に関する特例届出書 (上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 特 例 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
For official use only

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and _____

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

氏名又は名称 (Full name)
個人番号又は法人番号 (Individual Number or Corporate Number)
個人の場合 (Individual): 住所又は居所 (Domicile or residence), 国籍 (Nationality)
法人その他の団体の場合 (Corporation or other entity): 本店又は主たる事務所の所在地 (Place of head office or main office), 設立又は組織された場所 (Place where the Corporation was established or organized), 事業が管理・支配されている場所 (Place where the business is managed and controlled)
上場株式等の配当等につき居住者として課税される国及び納税地 (注8) (Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 8))
日本国内の恒久的施設の状況 (Permanent establishment in Japan): 名称 (Name), 所在地 (Address), 事業の内容 (Details of Business)

3 上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項;
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

(1) 名称 (Full name)
(2) 本店の所在地 (Place of head office)
(3) 法人番号 (Corporate Number)

4 その他参考となるべき事項;
Others

5 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable regarding the dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above in the other contracting country mentioned in 1 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 (Applicable law) _____ 効力を生じる日 (Effective date) _____ 年 _____ 月 _____ 日

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(310) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

5 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
合計 Total		%	%	%

届出書の「2」の外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日
Effective date

年 月 日

6 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」の団体が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等について、「1」の欄の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If dividends of Listed Stocks that an entity at mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日
Effective date

年 月 日

私は、「3」に掲げる支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日
上場株式等の配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number) 税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 添付省略 Attachment not required
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 前

(327) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

6 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」の欄に記載した団体は、「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等につき、「1」の欄の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日
Effective date

年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「3」に掲げる支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日
上場株式等の配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number) 税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 添付省略 Attachment not required
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 後 改 正 前

(310) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

(327) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

様式 1-2
FORM

「租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"

注 意 事 項

特例届出書の提出について

- 1 この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第2条の2第9項、第2条の3第8項、第2条の4第8項、第2条の5第9項、第9条の5第7項、第9条の6第7項、第9条の7第8項、第9条の8第8項及び第9条の9第8項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。
2 この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。
3 この届出書は、正副2通を作成して上場株式等の配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）
外国法人が支払を受ける上場株式等の配当等であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける上場株式等の配当等が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。
5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が支払を受ける上場株式等の配当等が、居住地国の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。
6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (except for interests prescribed in the same paragraph) who submit the Special Application Form prescribed in paragraph 10 of Article 2, paragraph 9 of Article 2-2, paragraph 8 of Article 2-3, paragraph 8 of Article 2-4, paragraph 9 of Article 2-5, paragraph 7 of Article 9-5, paragraph 7 of Article 9-6, paragraph 8 of Article 9-7, paragraph 8 of Article 9-8 and paragraph 8 of Article 9-9 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
2 This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.
3 This form must be submitted in duplicate to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
For dividends of Listed Stocks that a foreign company receives and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① In the case that dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.
5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① In the case that dividends of Listed Stocks that an entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity(only when applicable).
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.
6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

【Continue on the reverse】

様式 1-2
FORM

「租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"

注 意 事 項

特例届出書の提出について

- 1 この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第2条の2第9項、第2条の3第8項、第2条の4第8項、第2条の5第9項、第9条の5第7項、第9条の6第7項、第9条の7第8項、第9条の8第8項及び第9条の9第8項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。
2 この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。
3 この届出書は、正副2通を作成して上場株式等の配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。
5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。
6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (except for interests prescribed in the same paragraph) who submit the Special Application Form prescribed in paragraph 10 of Article 2, paragraph 9 of Article 2-2, paragraph 8 of Article 2-3, paragraph 8 of Article 2-4, paragraph 9 of Article 2-5, paragraph 7 of Article 9-5, paragraph 7 of Article 9-6, paragraph 8 of Article 9-7, paragraph 8 of Article 9-8 and paragraph 8 of Article 9-9 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
2 This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.
3 This form must be submitted in duplicate to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.
5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.
6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- 7 Applicable boxes must be checked.

【Continue on the reverse】

改 正 後

(310) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

Completion of the FORM

7 Applicable boxes must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(327) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(313) 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 2
FORM

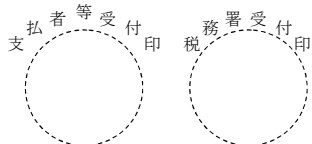
租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.



適用；有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention

日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 利子の支払を受ける者に関する事項；Details of Recipient of Interest

氏 名 又 は 名 称
Full name
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
個人の場合
住所又は居所
Domicile or residence
法人その他の団体の場合
本店又は主たる事務所の所在地
Place of head office or main office
設立又は組織された場所
Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所
Place where the business is managed and controlled
下記「4」の利子につき居住者として課税される国及び納税地(注8)
Country where the recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況
Permanent establishment in Japan
名 称
Name
所 在 地
Address
事業の内容
Details of business

3 利子の支払者に関する事項；Details of Payer of Interest

氏 名 又 は 名 称
Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号
Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等
Office, etc. located in Japan
名 称
Name
所 在 地
Address
事業の内容
Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；

Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)
○ 元本の種類: 公社債 公社債投資信託 預貯金、合同運用信託 貸付金 その他
Kind of principal: Bonds and debentures Bond investment trust Deposits or Joint operation trust Loans Others

(1) 債券に係る利子の場合；In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	名義人の氏名又は名称(注10) Name of Nominee of Securities (Note 10)	債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities
額面金額 Face Value of Securities	債券の数量 Quantity of Securities	利子の支払期日 Due Date for Payment
		利子の金額 Amount of Interest

(2) 債券以外のものに係る利子の場合；In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under Which Interest is paid	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	元本の金額 Amount of Principal	利子の支払期日 Due Date for Payment	利子の金額 Amount of Interest

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改 正 前

(329) 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

(同 左)

改正後

(313) 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

5 その他参考となるべき事項(注11); Others (Note 11)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4); Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention. Includes a Total row.

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」の団体が支払を受ける「4」の利子について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If interest mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名 Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 権限ある当局の証明(注12) Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国ととの間の租税条約第条第項に規定する居住者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and , Article , para. .

Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Name (Full name); Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改正前

(329) 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

5 その他参考となるべき事項(注11); Others (Note 11)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の利子については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention. Includes a Total row.

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名 Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 権限ある当局の証明(注12) Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国ととの間の租税条約第条第項に規定する居住者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and , Article , para. .

Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Name (Full name); Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合; If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes 添付省略 Attachment not required (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日) Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefit Article

改正後

(313 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

- 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached

有 Yes

添付省略 Attachment not required

(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
Date of previous submission of the application for income tax
convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefit
Article" _____ 年 月 日)

改正前

(329 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

改 正 後 改 正 前

(313) 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

(329) 租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 届出書の「4」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

9 Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者－利子の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2 利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

10 Enter into item “Name of Nominee of Securities” of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)

12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).

13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)

13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

なお、利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

9 届出書の「4」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

9 Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者－利子の支払を受ける者以外の者－の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2 利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

10 Enter into item “Name of Nominee of Securities” of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)

12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).

13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)

13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

なお、利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(314 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 3
FORM

租税条約に関する届出書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

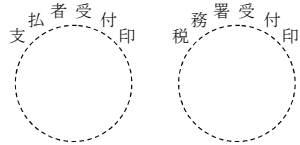
（ 使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special
Income Tax for Reconstruction on Royalties ）

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用；有、無

番号 確認		身元 確認	
----------	--	----------	--



税務署長殿
To the District Director,
_____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ , Article _____ , para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税 (注11)
Exemption (Note 11)

2 使用料の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
個 人 の 場 合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number) 国 籍 Nationality
法 人 其 他 の 団 体 の 場 合 Corporation or other entity	本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number) 設 立 又 は 組 織 さ れ た 場 所 Place where the Corporation was established or organized 事 業 が 管 理 ・ 支 配 さ れ て い る 場 所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
下 記 「 4 」 の 使 用 料 に つ き 居 住 者 と し て 課 税 さ れ る 国 及 び 納 税 地 (注 8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納 税 者 番 号 Taxpayer Identification Number)
日 本 国 内 の 恒 久 的 施 設 の 状 況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有 (Yes) , <input type="checkbox"/> 無 (No) If "Yes", explain:	名 称 Name 所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number) 事 業 の 内 容 Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項；
Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住 所 (居 所) 又 は 本 店 (主 た る 事 務 所) の 所 在 地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
日 本 国 内 に あ る 事 務 所 等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name (事業の内容 Details of Business) 所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10)；
Others (Note 10)

--

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(330 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

(同 左)

改 正 後

(314) 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の外国法人の株主等が租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
合計 Total			%		%

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

届出書の「2」に記載した団体が支払を受ける「4」の使用料について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If royalties mentioned in 4 above that an entity at mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

私は、この届出書の「4」に記載した使用料が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Royalties or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略Attachment not required

(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 前

(330) 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の使用料については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。
 The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

届出書の「2」の外国法人の株主等が租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
合計 Total			%		%

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等（注5）；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の使用料につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した使用料が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Royalties or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略Attachment not required

(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 後	改 正 前
<p>(314 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))</p> <p>様式 3 FORM</p> <p>「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。</p> <p>外国法人が支払を受ける使用料であって、<u>租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。</u>上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける使用料が、<u>相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）</u></p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した団体が支払を受ける使用料が、<u>居住地域の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）</u></p> <p>② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」</p> <p>③ 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">【裏面に続きます】</p>	<p>(330 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))</p> <p>様式 3 FORM</p> <p>「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。</p> <p>外国法人であって、<u>相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。</u>上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地域において<u>法人として課税を受けていることを明らかにする書類</u></p> <p>② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」</p> <p>③ 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>9 届出書の「4」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。</p> <p>工業所有権、著作権等の譲渡収益で租税条約において使用料に準じて取り扱われるものについては、その譲渡収益の内容、譲渡価額の計算方法、支払期日、支払金額等を、それぞれ使用料の場合に準じて記載してください。</p> <p style="text-align: center;">【裏面に続きます】</p>
<p style="text-align: center;">【Continue on the reverse】</p>	<p style="text-align: center;">【Continue on the reverse】</p>

改正後

(314 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

9 届出書の「4」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。
工業所有権、著作権等の譲渡収益で租税条約において使用料に準じて取り扱われるものについては、その譲渡収益の内容、譲渡価額の計算方法、支払期日、支払金額等を、それぞれ使用料の場合に準じて記載してください。

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類(届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)
なお、使用料の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

9 Enter into column 4 the Royalties which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Royalties as not accounted for in the books of the permanent establishment).
As to be proceeds from alienation of patent, copyright, etc., to which the same treatment with royalties is applicable under the provisions of the Convention, enter into column 4 the description such as the content of the contract, method of computation for the amount of payment, due date for payment and the amount of the proceeds.

10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.
In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient.');

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正前

(330 租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類(届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)
なお、使用料の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.
In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient.');

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

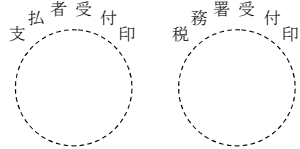
改 正 後

(317 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for
Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal
Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用；有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 対価の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
個人の場合 Individual	住 所 Domicile (電話番号 Telephone Number)
	日本国内における居所 Residence in Japan (電話番号 Telephone Number)
	(国 籍 Nationality) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service	
下記「4」の対価につき居住者として課税される国 及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8) (納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name
	所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business

3 対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name (事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)；
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	対 価 の 金 額 Amount of Remuneration

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(333 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

(同 左)

改 正 後

(317 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 その他参考となるべき事項 (注10) ; Others (Note 10)

Blank box for item 5.

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4); Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

Table with 4 columns: Name of member, Indirect Ownership, Ratio of Ownership, Proportion of benefit. Includes a Total row.

届出書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名 Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ; If the applicable convention has article of limitation on benefits 特典条項に関する付表の添付 □有Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached □添付省略 Attachment not required (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日) Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article"

改 正 前

(333 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 その他参考となるべき事項 (注10) ; Others (Note 10)

Blank box for item 5.

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4); Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

Table with 4 columns: Name of member, Indirect Ownership, Ratio of Ownership, Proportion of benefit. Includes a Total row.

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名 Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ; If the applicable convention has article of limitation on benefits 特典条項に関する付表の添付 □有Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached □添付省略 Attachment not required (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日) Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article"

改 正 後

(317 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第1項第6号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人が支払を受ける対価であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける対価が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください。)

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraph 6 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

For remuneration that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

① In the case that remuneration that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).

② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable boxes must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(333 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第1項第6号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraph 6 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.

② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable boxes must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(319 租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7-2
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

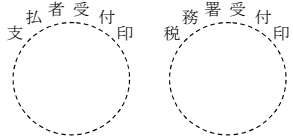
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除

Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on
Income Earned by International Traffic Workers

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無	
番号 確認	身元 確認



税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 給与の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Salary

氏 名	名	
住 所		(電話番号 Telephone Number)
個人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)		
日本国内における居所 Residence in Japan		(電話番号 Telephone Number)
国 籍		
下記「4」の給与につき居住者として課税される国 及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Salary or Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note6)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 給与の支払者に関する事項；
Details of Payer of Salary

氏 名 又 は 名 称	Full name	
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Salary received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

提供する役務の概要 Description of Services performed	役務提供期間 Period of Services performed	給与の支払期日 Due Date for Payment	給与の支払方法 Method of Payment of Salary, etc.	給与の金額及び月額・年額の区分 Amount of Salary, etc. (per month, year)

5 その他参考となるべき事項 (注7)；
Others (Note 7)

--

私は、この届出書の「4」に記載した給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary _____

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(319 租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(319 租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出した税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	(電話番号 Telephone Number)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” _____

注 意 事 項

I N S T R U C T I O N S

届出書の提出について

- 1 この届出書は、国際運輸（租税条約に規定する国際運輸をいいます。）の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因して支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる給与に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、給与の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して給与の支払者に提出し、その支払者は、正本を、最初にその給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- 4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 5 届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 7 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used if a person applies for an exemption under the provisions of the convention in connection with the amounts of income tax and special income tax for reconstruction withheld at the source in Japan concerning salaries, prescribed in Article 161, paragraph (1), item (12), (a) of the Income Tax Act, which are paid as a result of work in ships and aircraft for international traffic (which refers to international traffic prescribed in the convention. Hereinafter, this shall apply in this form).
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Salary.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Salary, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Salary, is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- 4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- 5 Applicable boxes must be checked.
- 6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 7 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(319 租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

改正後

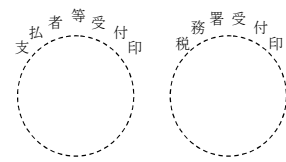
(323 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄) For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

Form for official use only with fields for '通信日付印', '確認印', '還付金;有、無', '番号確認', '身元確認'.

To the District Director, Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項; Details of the Person claiming the Refund(Recipient of Income)

Table for personal details including name, address, and individual/corporate number.

2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください(注6。))

Kind of Refund claimed; (Check applicable box below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

- 第1号(Subparagraph 1)
□第3号(Subparagraph 3)
□第5号(Subparagraph 5)
□第7号(Subparagraph 7)

に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed

Input field for the amount of refund in Yen.

(3) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)

Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Table for receiving options with columns for bank/branch, account type, and account holder name.

3 支払者に関する事項; Details of Payer

Table for payer details including name, address, and individual/corporate number.

4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent

Table with 7 columns: (1)所得の種類, (2)所得の支払期日, (3)所得の支払金額, (4)③の支払金額から源泉徴収した税額, (5)④の税額の納付年月日, (6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額, (7)還付を受けるべき金額.

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。 I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者 Signature of withholding agent 印

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

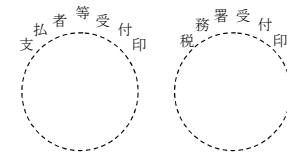
(338 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄) For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

Form for official use only with fields for '通信日付印', '確認印', '還付金;有、無', '番号確認', '身元確認'.

To the District Director, Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項; Details of the Person claiming the Refund(Recipient of Income)

Table for personal details including name, address, and individual/corporate number.

2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください(注6。))

Kind of Refund claimed; (Check applicable box below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

- 第1号(Subparagraph 1)
□第3号(Subparagraph 3)
□第5号(Subparagraph 5)
□第7号(Subparagraph 7)

に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed

Input field for the amount of refund in Yen.

(3) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)

Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Table for receiving options with columns for bank/branch, account type, and account holder name.

3 支払者に関する事項; Details of Payer

Table for payer details including name, address, and individual/corporate number.

4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent

Table with 7 columns: (1)所得の種類, (2)所得の支払期日, (3)所得の支払金額, (4)③の支払金額から源泉徴収した税額, (5)④の税額の納付年月日, (6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額, (7)還付を受けるべき金額.

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。 I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者 Signature of withholding agent 印

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正後

(323 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

私は、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Domicile (Residence or location), Name of the Tax Office. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注意事項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状とその翻訳文とともに添付してください。
4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- 第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第3号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第5号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第7号…… 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

7 受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード(SWIFTコード、ABAナンバー等)を記載し、送金通貨を指定してください。なお、欧州向けの場合は、口座番号欄にIBANコードを記載してください。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph_____of paragraph_____of Article_____of Income Tax Convention between Japan and_____is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded(including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below) .
2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- 6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

- Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
□Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
□Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
□Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

7 If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, ABA number, etc.) and specify a currency for remittance. In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

改正前

(338 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

私は、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Domicile (Residence or location), Name of the Tax Office. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注意事項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状とその翻訳文とともに添付してください。
4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- 第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第3号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第5号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第7号…… 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph_____of paragraph_____of Article_____of Income Tax Convention between Japan and_____is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded(including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below) .
2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- 6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

- Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
□Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
□Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
□Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

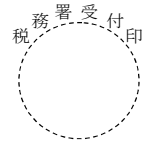
改 正 後 改 正 前

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name	
個人番号又は法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman in Japan	
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name (電話番号 Telephone Number)
	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered 税務署 Tax Office

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund

(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥

(2) 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座(注12) a bank account outside Japan(Notes 12)	支店住所(国名、都市名) Branch Address (Country, City):		銀行コード(Bank Code)	送金通貨(Currency)
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

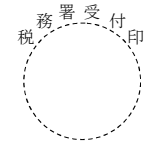
【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(339 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name	
個人番号又は法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled (電話番号 Telephone Number)
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman in Japan	
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name (電話番号 Telephone Number)
	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered 税務署 Tax Office

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund

(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥

(2) 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名) Branch Address (Country, City):		銀行コード(Bank Code)	送金通貨(Currency)
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提 供 す る 役 務 の 概 要 Description of Services rendered		(2) 役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	
(3) 対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	(4) 対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	(5) 対 価 の 金 額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収された税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項;
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		(電話番号 Telephone Number)
日本国内の恒久的施設の様況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項;
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1) 提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2) 役務提供期間 Period of Services exercised	(3) 報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4) 報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5) 報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6) 源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7) (6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項;
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent _____

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者(個人に限る。)との関係に関する事項;
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above

(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項;
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

--

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等;
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合	当該法人その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合
Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

【次葉に続きます (Continue on the next sheet)】

改 正 前

(339 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

(同 左)

改 正 後

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

9 その他参考となるべき事項(注11) ;
Others (Note11)

10 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限りません。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
合計 Total				%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「5」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日
Effective date

年 月 日

私は、上記「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受ける上記「5」の対価について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake, I hereby claim the refund of tax withheld on the Remuneration mentioned in 5 above to which the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable, and also hereby declare that the statement on this form and attachment form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent

適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 有Yes

改 正 前

(339 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

9 その他参考となるべき事項(注11) ;
Others (Note11)

10 日本の税法上、請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限りません。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「5」の対価については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 5 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令
Applicable law

効力を生じる日
Effective date

年 月 日

請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
	<input type="checkbox"/>			%
合計 Total				%

私は、上記「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受ける上記「5」の対価について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake, I hereby claim the refund of tax withheld on the Remuneration mentioned in 5 above to which the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable, and also hereby declare that the statement on this form and attachment form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent

適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached 有Yes

改 正 後

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注 意 事 項

還付請求書の提出について

1 この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2 この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。

3 この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第41条の22第1項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第1項の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。

なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人が支払を受ける対価であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける対価が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 還付請求書の「6」の欄に記載した者が短期滞在者（日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者）で、その支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

6 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

7 この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.

3 This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides, together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Act or paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation and the provisions of paragraph 1 of Article 28 of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”(Form 17).

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

For remuneration that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

① In the case that remuneration that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).

② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)”(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 12 (a) of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

* “Temporary Visitor” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).

6 If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Act, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

7 An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【Continue on the reverse】

改 正 前

(339 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注 意 事 項

還付請求書の提出について

1 この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2 この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。

3 この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第41条の22第1項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第1項の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。

なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

① 請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 還付請求書の「6」の欄に記載した者が短期滞在者（日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者）で、その支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

6 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

7 この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.

3 This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides, together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Act or paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation and the provisions of paragraph 1 of Article 28 of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”(Form 17).

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.

② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)”(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 12 (a) of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

* “Temporary Visitor” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).

6 If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Act, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

7 An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【Continue on the reverse】

改

正

後

(324 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

還付請求書の記載について

- 8 還付請求書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。

11 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

12 受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード(SWIFTコード、ABAナンバー等)を記載し、送金通貨を指定してください。

なお、欧州向けの場合は、口座番号欄にIBANコードを記載してください。

この還付請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

Completion of the FORM

8 Applicable boxes must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.

11 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

12 If you designate a "bank account outside Japan" as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, ABA number, etc.) and specify a currency for remittance.

In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改

正

前

(339 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

還付請求書の記載について

- 8 請求書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。

11 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

Completion of the FORM

8 Applicable boxes must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.

11 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

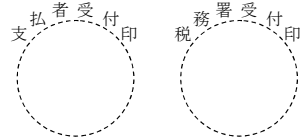
改 正 後

(325 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用))

様式 13
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の
還付請求書 (発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用)

(税務署整理欄)
(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)
この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

還付金 ; 有、無

- 限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
- 免 税
Exemption

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項 ;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
個人番号又は法人番号 (Individual Number or Corporate Number) (Limited to case of a holder)			
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)	
	国 籍 Nationality		
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)	

3 償還差益の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 称 Full name	日本銀行 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)	東京都中央区日本橋本石町2-1-1 (電話番号Telephone Number) 1-1,2 Chome, Nihonbashi-hongokuchou, Chuo-ku, Tokyo, Japan 03(3279)1111
法 人 番 号 Corporate Number	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 ; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 発行価額の合計額 発行価額()×数量×() Total Amount of Issue Price	円yen	円yen	円yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term(in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period(in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 (5)-(6)×8/7 Profit from Redemption corresponding to Holding Period	円yen	円yen	円yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 (5)-(6)×10 Amount of Tax Withheld	円yen	円yen	円yen
⑬ 還付請求金額 ⑫×8/7-(9)×11 (免税の場合 ⑫×8/7) Amount of Tax to be Refunded (In case of Exemption)	円yen	円yen	円yen

・免税の場合、⑨及び⑪の記入を要しない。 ; In case of Exemption ⑨ and ⑪ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項 (注6) ; Others (Note 6)

[Empty box for other reference items]

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(340 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用))

(同 左)

改 正 後

(325 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載(国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Proportion of ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

私は、日本国ととの間の租税条約第条第項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明(注7)
Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国ととの間の租税条約第条第項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and
Article, para.
Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Full name; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached □有Yes

改 正 前

(340 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載(国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Proportion of ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

私は、日本国ととの間の租税条約第条第項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明(注7)
Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国ととの間の租税条約第条第項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and
Article, para.
Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Full name; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached □有Yes

改 正 後

(325 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用))

様式 13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
2 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
3 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人が支払を受ける償還差益であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等(その株主等への受益する部分に限ります。)の所得として取り扱われる部分についてはのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける償還差益が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
7 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限りません。また、注意事項8の場合を除きます。)。
8 注意事項7の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。
なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限りません。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
2 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
3 Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
For Profit from Redemption of Securities that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive).Such foreign company should attach the following documents to this form:
① In the case that Profit from Redemption of Securities that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4
7 If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 8).
8 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 7, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.
In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.
In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改 正 前

(340 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用))

様式 13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
2 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
3 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。) についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
7 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限りません。また、注意事項8の場合を除きます。)。
8 注意事項7の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。
なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限りません。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
2 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
3 Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to US resident members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

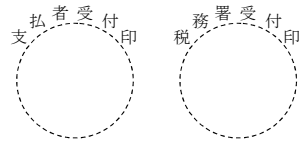
Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4
7 If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 8).
8 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 7, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.
In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.
In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改 正 後

(326 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄)
FORM (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)
この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無

番号確認			
------	--	--	--

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 還付の請求をする者（償還差益の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人番号又 は 法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	
法 人 番 号 Corporate Number	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注6) Date of Acquisition (Note 6)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売価額(注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売価額の合計額(注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額(買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額(注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数(注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen

5 その他参考となるべき事項(注13)；Others (Note 13)

--

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(341 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

(同 左)

改 正 後

(326 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載 (銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。

I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date (日 付) _____

Certifier (証明者) _____ 印

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4); Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
合計 Total			%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「4」の償還差益について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注14)
Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para _____.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ Signature _____

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. 有Yes

改 正 前

(341 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載 (銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。

I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date (日 付) _____

Certifier (証明者) _____ 印

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
	<input type="checkbox"/>		%	%
合計 Total			%	%

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注14)
Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para _____.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ Signature _____

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. 有Yes

改 正 後

(326 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人が支払を受ける償還差益であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける償還差益が、相手国の法合においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × (⑤ / 1万円)
9 ①①欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1ヵ月...0.084 5ヵ月...0.417 9ヵ月...0.75
2ヵ月...0.167 6ヵ月...0.5 10ヵ月...0.834
3ヵ月...0.25 7ヵ月...0.584 11ヵ月...0.917
4ヵ月...0.334 8ヵ月...0.667 12ヵ月...1
なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。

【裏面に続きます】

後

(341 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × (⑤ / 1万円)
9 ①①欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1ヵ月...0.084 5ヵ月...0.417 9ヵ月...0.75
2ヵ月...0.167 6ヵ月...0.5 10ヵ月...0.834
3ヵ月...0.25 7ヵ月...0.584 11ヵ月...0.917
4ヵ月...0.334 8ヵ月...0.667 12ヵ月...1
なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。

【裏面に続きます】

改 正 前

(341 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of profit from redemption of securities who withheld the tax to be refunded.
2 Submit this form in duplicate to the Payer of profit from redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

- 4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 Date of Acquisition means the date of purchase.
7 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.
8 ⑦shall be calculated by the following formula ;
⑥ × (⑤ / 10,000yen)
9 ①①shall be calculated by the following formula ;
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.

- 11 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.
1M...0.084 5M...0.417 9 M...0.75
2M...0.167 6M...0.5 10M...0.834
3M...0.25 7M...0.584 11M...0.917
4M...0.334 8M...0.667 12M...1
In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

【Continue on the reverse】

改 正 後

(326 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

12 ⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

期限後償還の場合
$$\text{⑩} \times \text{⑬} - [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑩}}{100 - \text{⑨}}] \times \text{⑬}$$

繰上償還・買入消却の場合
$$[\text{⑩} - (\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

$$- [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑩}}{100 - \text{⑨}}] - [(\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑩}}{100}] \times \text{⑬}$$

13 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項15の場合を除きます。)

15 注意事項14の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。また、居住者証明書の添付を省略することができます。)

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

12 ⑭shall be calculated by the following formula ;

• when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$\text{⑩} \times \text{⑬} - [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑩}}{100 - \text{⑨}}] \times \text{⑬}$$

• when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[\text{⑩} - (\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

$$- [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑩}}{100 - \text{⑨}}] - [(\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑩}}{100}] \times \text{⑬}$$

13 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

14 If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 15).

15 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改 正 前

(341 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

(同左)

(327 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

(342 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15
FORM

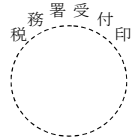
租税条約に関する届出書

[税務署整理欄
For official use only]

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax
for Japanese Source Income to report

適用：有、無
番号確認 身元確認



この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

前回提出年月日：(注6) 年 月 日
Date of Previous Submission (Note 6)

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と 間の租税条約第 条第 項
The Income Tax Convention between Japan and Article para.

- 限度税率 %
Applicable Tax Rate
 免除
Exemption

- 2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項；
Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

Table with recipient details including name, address, nationality, and tax status.

- 3 申告対象国内源泉所得のうち「1」の租税条約の規定の適用を受けるもの(条約適用所得)に関する事項(注10)；
Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income) (Note10)

Table for applicable income types and descriptions.

- 4 「1」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項(注11)；
Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

Table for payer details including income type, name, and address.

- 5 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note12)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(同 左)

改 正 後

(327 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13);
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (): 第 条第 項)
 (): , Article , para.)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15);
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等 所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を 受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention
	(%)	
	(%)	
	(%)	
合 計 Total	(100.0%)	
申告対象株主等所得に係る国内源泉所得のうち、外国法人の株主等である者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる金額 (申告対象株主等所得を除きます。) Amount of income that is treated as income of the members of the foreign corporation in their country regarding Japanese source income pertaining to Japanese source income to report (excluding Japanese source income to report)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われるものに対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16);
 Details of Entity, etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (): 第 条第 項)
 (): , Article , para.)

(2) 相手国団体に関する事項;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得(「6」の②に記載した申告対象株主等所得又は「7」の②に記載した申告対象相手国団体所得)が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
 Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report _____

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ 代理人に関する事項; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(342 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13);
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (): 第 条第 項)
 (): , Article , para.)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15);
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等 所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を 受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention	差 引 金 額 (a)-(b) Balance
	(%)		_____
	(%)		_____
	(%)		_____
「1」の租税条約の規定の適用を受けない申告対象株主等所得に係る外国法人の株主等 Amount not applicable to the Relief of Convention mentioned in 1 above	(%)	_____	
合 計 Total	(100.0%)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われるものに対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16);
 Details of Entity, etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (): 第 条第 項)
 (): , Article , para.)

(2) 相手国団体に関する事項;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得(「6」の②に記載した申告対象株主等所得又は「7」の②に記載した申告対象相手国団体所得)が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
 Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report _____

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ 代理人に関する事項; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 後

(327 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第 165 条又は法人税法第 142 条若しくは第 142 条の 10 の規定の適用を受けるもの (申告対象国内源泉所得) に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。

3 この届出書には、「特典条項に関する付表 (様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書 (法人税法第 144 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を記載したものに限ります。) に添付してください。

個人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 5 項各号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、その事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年 3 月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出している個人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、その事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出している法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 5 項各号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

【Continue on the reverse】

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act) to which Article 165 of the Income Tax Act, Article 142 or Article 142-10 of the Corporation Tax Act is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.

3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return, final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 or paragraph 2 of Article 144-4 of Corporation Tax Act).

If an individual(excluding person pertaining to he provisions listed in item 2 of paragraph 2 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

If a corporation (excluding person pertaining to the provisions listed in subparagraphs of paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.

If an individual (excluding person pertaining to the provisions listed in item 2 of paragraph 2 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions)filed this form regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment)

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.

If a corporation (excluding person pertaining to the provisions listed in item 2 of paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed this form regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable boxes must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

改 正 前

(342 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第 165 条又は法人税法第 142 条若しくは第 142 条の 10 の規定の適用を受けるもの (申告対象国内源泉所得) に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。

3 この届出書には、「特典条項に関する付表 (様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書 (法人税法第 144 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を記載したものに限ります。) に添付してください。

個人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 5 項各号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、その事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年 3 月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出している個人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、その事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出している法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 5 項各号に掲げる規定に係る者を除きます。) は、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

【裏面に続きます】

【Continue on the reverse】

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act) to which Article 165 of the Income Tax Act, Article 142 or Article 142-10 of the Corporation Tax Act is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.

3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return, final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 or paragraph 2 of Article 144-4 of Corporation Tax Act).

If an individual(excluding person pertaining to he provisions listed in item 2 of paragraph 2 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

If a corporation (excluding person pertaining to the provisions listed in subparagraphs of paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.

If an individual (excluding person pertaining to the provisions listed in item 2 of paragraph 2 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions)filed this form regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment)

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.

If a corporation (excluding person pertaining to the provisions listed in item 2 of paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions) filed this form regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable boxes must be checked.

改 正 後 改 正 前

(327 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

- 10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得 (条約適用所得) について、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。
- 11 所得の支払者が 3 名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。
- 12 届出書の「5」の欄には、届出書の「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第 161 条第 1 項第 12 号 (旧所得税法第 161 条第 8 号) に規定する国内源泉所得につき、届出書の「1」の租税条約の規定 (短期滞在者免税、芸能人免税、教授等免税) の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。
- 13 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの (申告対象株主等所得) に対する法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国の法令において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われている場合には、それを明らかにする書類 (該当する場合のみ添付してください。) (その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 「外国法人の株主等の名簿 (様式 16)」 (全ての株主等である者について記載してください。)
③ 届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表 (様式 17)」は、③の株主等である者のものを添付してください。

- 14 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その法令の条項を記載してください。
- 15 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得 (条約適用株主等所得) に係る外国法人の株主等が 3 名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

- 16 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体 (相手国団体) の所得として取り扱われるもの (申告対象相手国団体所得) に対する所得税又は法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国の法令において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われている場合には、それを明らかにする書類 (該当する場合のみ添付してください。) (その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 届出書の「2」の非居住者又は外国法人が届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表 (様式 17)」は、②の相手国団体のものを添付してください。

- 17 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる場合には、その法令の条項を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

- 10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act), and provide a description of income in brackets.
- 11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.
- 12 Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 12 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or subparagraph 8 of Article 161 of the former Income Tax Act (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.
- 13 Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2, which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the convention mentioned in 1 (Members' income to report)
In this case, attach following documents to this form.
① In the case that the Japanese source income to report of the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign corporation in the other contracting country of the convention mentioned in 1, documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that (only when applicable).
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.
- 14 If Japanese source income to report that a foreign corporation mentioned in 2 above owns is treated as income of those who are members of the foreign corporation under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the number of the provision of the law.
- 15 Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.
- 16 Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
In this case, attach the following documents to this form.
① In the case that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1, documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that (only when applicable).
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for this entity described in ②.
- 17 Japanese source income to report that a non-resident or a foreign corporation mentioned in 2 above owns is treated as income of an entity of which the non-resident or foreign corporation is a member under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the number of the provision of the law.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(342 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得 (条約適用所得) について、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。

- 11 所得の支払者が 3 名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。
- 12 届出書の「5」の欄には、届出書の「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第 161 条第 1 項第 12 号 (旧所得税法第 161 条第 8 号) に規定する国内源泉所得につき、届出書の「1」の租税条約の規定 (短期滞在者免税、芸能人免税、教授等免税) の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

- 13 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの (申告対象株主等所得) に対する法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われていることを明らかにする書類 (その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 「外国法人の株主等の名簿 (様式 16)」 (全ての株主等である者について記載してください。)
③ 届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表 (様式 17)」は、③の株主等である者のものを添付してください。

- 14 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。
- 15 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得 (条約適用株主等所得) に係る外国法人の株主等が 3 名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

- 16 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体 (相手国団体) の所得として取り扱われるもの (申告対象相手国団体所得) に対する所得税又は法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われていることを明らかにする書類 (その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 届出書の「2」の非居住者又は外国法人が届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表 (様式 17)」は、②の相手国団体のものを添付してください。

- 17 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

- 9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act), and provide a description of income in brackets.
- 11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.
- 12 Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 12 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or subparagraph 8 of Article 161 of the former Income Tax Act (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.
- 13 Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2, which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the laws in the other contracting country of the convention (Members' income to report)
In this case, attach following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that the Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.
- 14 Enter the number of provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income of the foreign company is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country.
- 15 Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.
- 16 Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the laws in the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
In this case, attach the following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language) showing that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for this entity described in ②.
- 17 Enter the number of the provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income to report of non-resident or the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of an entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

様式 17-ベルギー王国
Form 17- the Kingdom of Belgium

特典条項に関する付表 (ベルギー王国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Kingdom of Belgium)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項;
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とベルギー王国との間の租税条約第 22 条第 1 項から第 8 項
The Income Tax Convention between Japan and the Kingdom of Belgium, paragraph 1 to paragraph 8 of Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称;
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	--

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項;
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No". If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note6)

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes , □非該当 No						
(2) 適格政府機関 (注7) Qualified Governmental Entity (Note7)	□該当 Yes , □非該当 No						
(3) 公開会社 (注8) Publicly Traded Company (Note8)	□該当 Yes , □非該当 No						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange</td> <td style="width: 50%;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code					
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code						
(4) 銀行、保険会社又は証券会社 (ベルギー王国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限ります。) Bank, insurance company or securities dealer that is established and regulated as such under the laws of the Kingdom of Belgium	□該当 Yes , □非該当 No						
設立の根拠法令 Law for Establishment _____ 規制の根拠法令 Law for Regulation _____							
(5) 年金基金 (注9) Pension Fund (Note9)	□該当 Yes , □非該当 No						
(特典の申請が行われる課税期間の開始の時において次の(a)又は(b)に該当するものに限ります。受益者等の50%超が、日本又はベルギー王国の居住者である個人である事情、又は基金の75%超が適格者(注10)である日本又はベルギー王国の居住者が拠出した年金基金である事情を記入してください。) (a) その受益者、構成員又は参加者の50%超が日本又はベルギー王国の居住者である個人であるもの (b) その基金の75%超が適格者である日本又はベルギー王国の居住者によって拠出されたもの (The "Pension Fund" is limited to the fund which fall under (a) or (b) as of the beginning of the taxable period in which the claim to the benefit is made. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries, etc. are individual residents of either Japan or the Kingdom of Belgium, or more than 75% of the contributions made to the pension fund is derived from residents of either Japan or the Kingdom of Belgium which are qualified persons.) (a) more than 50% of the beneficiaries, members or participants of the pension fund are individuals who are residents of Japan or the Kingdom of Belgium (b) more than 75% of the contributions made to the pension fund is derived from residents of Japan or the Kingdom of Belgium which are qualified persons(Note10)							
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td> </td> </tr> </table>							
・設立等の根拠法令 Law for Establishment _____ ・金融サービス・金融市場庁若しくはベルギー国立銀行によって監督されていること又はベルギー連邦財務省に登録されていること : Supervised by the Financial Services and Markets Authority or by the National Bank of Belgium or registered with the Belgian Federal Public Service Finance	□はい Yes , □いいえ No						
(6) 公益団体 (注11) Public Service Organisation (Note11)	□該当 Yes , □非該当 No						
設立等の根拠法令 Law for Establishment _____ 設立の目的 Purpose of Establishment _____ 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption _____							

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

改 正 前

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

(新 設)

改 正 後

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

B

(1) 個人以外の者 □該当 Yes , □非該当 No
 Person other than an Individual
 (「個人以外の者」の場合、Aの(1)から(6)までのいずれかに該当する日本又はベルギー王国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の50%以上を直接又は間接に所有するものに限ります。(注12)
 The "Person other than an Individual" is limited to a person, where residents of Japan or the Kingdom of Belgium who fall under (1),(2),(3),(4),(5) or (6) of A own, either directly or indirectly, at least 50% of the voting power or other beneficial interests of the person. (Note12)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) _____ / _____ / _____

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主等の居住地域における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Aの番号 Number in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

(2) ベルギー王国の居住者 □該当 Yes , □非該当 No
 Resident of the Kingdom of Belgium
 「同等受益者」が、その居住者の議決権その他の受益に関する持分の75%以上を直接又は間接に所有する場合に限り、「同等受益者」に関する事情を記入してください。(注12)(注13)
 (注) 同等受益者とは、日本国とベルギー王国との間の租税条約(以下「日・ベルギー租税条約」といいます。)の特典を申請する所得について、日本の法令、日・ベルギー租税条約又は他の国際的な枠組みに基づき、日本により認められる特典(日・ベルギー租税条約に基づきその所得について認められる特典と同等であるものに限り)を受ける権利を有する者をいいます。
 The resident is limited to those whose shares representing at least 75% of the voting power or other beneficial interests of that resident are owned, either directly or indirectly, by persons who are "equivalent beneficiaries". Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note12)(Note13)
 (Note) "equivalent beneficiaries" means any person who would be entitled to a benefit, with respect to the item of income in respect of which the benefit of this Convention is claimed to Japan, granted by Japan under the law of Japan, this Convention or any other international instrument, provided that such benefit is equivalent to the benefit to be granted to that item of income under the Convention.

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) _____ / _____ / _____

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主等の居住地域における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	「同等受益者」か否か Satisfaction of "equivalent beneficiaries"	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
		□はい Yes , □いいえ No	<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio(%) of Shares owned)				(%)

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

改 正 前

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

改 正 後

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

C

- (1) 次の(a)及び(b)の要件を満たすベルギー王国の居住者 該当 Yes, 非該当 No
 Resident of the Kingdom of Belgium satisfying all of the following conditions of (a) and (b)
- (a) 多国籍企業集団の本拠である法人(※)として機能すること はい Yes, いいえ No
 The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group (※)
- ※ ベルギー王国の居住者が、次の(i)から(vi)までの要件を全て満たす場合に限り、(a)の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
 The resident of the Kingdom of Belgium shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (i) through (vi) are satisfied
- (i) ベルギー王国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
 The resident of the Kingdom of Belgium provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group
- (ii) その多国籍企業集団が、5以上の国の居住者である法人により構成され、それらの法人が5以上の国の国内において事業を行うこと。ただし、それらの5以上の国のうちいずれかの5の国の国内において行われる事業が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の5%以上を生み出す場合に限り。 (注14)
 The group consists of companies which are residents in, and are carrying on business in, at least five countries, and the business carried on in each of the five countries generates at least 5% of the gross income of the group (Note14)
- (iii) ベルギー王国以外の一の国の国内において行われる事業が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の50%未満しか生み出さないこと(注14)
 The business carried on in any one country other than the Kingdom of Belgium generate less than 50% of the gross income of the group (Note14)
- (iv) ベルギー王国の居住者の総所得のうち、日本国内において取得するものの占める割合が50%以下であること(注14)
 No more than 50% of its gross income is derived from Japan (Note14)
- (v) (i)の機能を果たすために、そのベルギー王国の居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること
 The resident of the Kingdom of Belgium has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in clause (i)
- (vi) そのベルギー王国の居住者が、ベルギー王国において、所得に対する課税上の規則であって②に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
 The resident of the Kingdom of Belgium is subject to the same income taxation rules in the Kingdom of Belgium as persons described in (2)
- (b) 所得が上記(ii)の事業に関連し、又は付随して取得されるものであること はい Yes, いいえ No
 An item of income is derived in connection with, or is incidental to, the business referred to above (ii)

- (2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たすベルギー王国の居住者 該当 Yes, 非該当 No
 Resident of the Kingdom of Belgium satisfying all of the following conditions from (a) through (c)
- ベルギー王国において行っている事業の概要(注15) ; Description of business in the Kingdom of Belgium (Note15)
-
- (a) ベルギー王国において行っている事業が、自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。)ではないこと(注16) : はい Yes, いいえ No
 The business in the Kingdom of Belgium is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer). (Note16)
- (b) 所得がベルギー王国において行っている事業に関連し、又は付随して取得されるものであること(注17) : はい Yes, いいえ No
 An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the Kingdom of Belgium. (Note17)
- (c) (日本国内において行う事業から所得を取得する場合) ベルギー王国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注18) : はい Yes, いいえ No
 (If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the Kingdom of Belgium is substantial in relation to the business carried on in Japan. (Note 18)
- 日本国内において行う事業の概要 ; Description of Business in Japan.
-

D 国税庁長官の認定 (注19) ;
 Determination by the NTA Commissioner (Note19)
 国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
 If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through C are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of authorization 年 月 日 _____

・認定を受けた所得の種類
 Type of income for which the authorization was received _____

改 正 前

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

改 正 後

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

様 式 17- ベルギー王国
FORM 17-the Kingdom of Belgium

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE”

注 意 事 項

付表の提出について

1 この付表は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9条の2第2項第1号に掲げる租税条約の規定（この付表において「特典条項」といいます。）に掲げる基準を満たす者が、租税条約の特典を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。）以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2 特典条項の適用を受けようとするベルギー王国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得の支払者に居住者証明書（提示の前日1年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式15）」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）
この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
日・ベルギー租税条約の適用を受ける者が「3」のA～Dのいずれかに該当する場合には、その適用を受けることができます（なお、B(2)又はCに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、日・ベルギー租税条約の適用を受けることができます。また、日・ベルギー租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

7 適格政府機関とは、①ベルギー王国の政府、地方政府又は地方公共団体、②ベルギー王国の中央銀行をいいます。

【裏面に続きます。】

改 正 前

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

Submission of the Attachment Form

1 This attachment form is to be submitted as an attachment to an Application Form for Income Tax Convention when a person who qualifies for the requirements pursuant to the provisions of the Income Tax Convention as prescribed in Article 9-2, paragraph 2, item 1 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions (referred to as “LOB convention” in this attachment form), applies for the obtaining of benefits under the Income Tax Convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.) (Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
If any line of A of Section 3 applies: 3 years
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3 If the income for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already received, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone with the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5 In the case that recipient of the income presents his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the presentation) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).
In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter the following information into the column “Others” of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been presented residency certification by the recipient’.); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is presented; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6 Applicable boxes must be checked.
If any of A through D in 3 applies, the benefits of the Japan - Belgium Income Tax Convention will be granted. (If B(2) or C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in B(2) or C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of the Japan - Belgium Income Tax Convention must be satisfied.

7 “Qualified Governmental Entity” means ① the government of the Kingdom of Belgium, any political subdivision or local authority thereof, ② the central bank of the Kingdom of Belgium.

【Continue on the reverse】

改 正 後

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

- 8 公開会社とは、その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日・ベルギー租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、①日本国の金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づき設立された有価証券市場、②金融商品市場に関する並びに指令2002・92・EC及び指令2011・61・EUを改正する2014年5月15日付けの欧州議会・閣僚理事会指令2014・65・EU(改正を含みます。)又は同指令を承継する指令に従って規制される市場、③香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所、④両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。
- 9 年金基金とは、次の①、②及び③の要件を満たす者をいいます。
 ① ベルギー王国の法令に基づいて設立されること。
 ② 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営される一若しくは二以上の者の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営されること。
 ③ 金融サービス・金融市場庁若しくはベルギー国立銀行によって監督されていること又はベルギー連邦財務省に登録されていること。
- 10 適格者とは、「3」の「Aの(1)から(6)」又は「Bの(1)」のいずれかに該当する者をいいます。
- 11 公益団体とは、ベルギー王国の法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます(ベルギー王国の租税に関する法令において、所得の全部若しくは一部に対する租税が免除されるもの又はある種の所得に対してのみ租税が課されるものに限ります。)。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでも構いません。)を添付してください。
- 12 「3」の「B」の要件は、その所得の支払が行われる日(配当の場合は、その配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ12か月の期間を通じてその要件を満たしているかどうかにより、判定します。
 なお、「年月日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。
- 13 持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が75%以上に達したときには、その他の株主については記載する必要はありません。
- 14 ベルギー王国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税期間の直前の3課税期間におけるそれぞれの総所得の平均が総所得に関する要件を満たす場合には、その所得を取得する課税期間について要件を満たすものとみなされます。
 なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。
- 15 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地区において行う事業はあなたが居住地区において行う事業とされます。
- 16 「3」の「Cの(2)(a)」の「自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。
- 17 「3」の「Cの(2)(b)」の「所得がベルギー王国において行っている事業に関連し、又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動がベルギー王国において行っている事業そのものである場合や、その活動がベルギー王国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。
- 18 「3」の「Cの(2)(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連企業が行う事業から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地区において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や、事業全体の貢献度からみて居住地区の活動の貢献度がほとんどない場合には、この条件を満たしません。
- 19 「3」の「D」の「国税庁長官の認定」とは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令第1条第1号による認定をいいます。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

改 正 前

(347 特典条項に関する付表 (ベルギー王国))

- 8 A “Publicly Traded Company” means a company whose principal class of shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges. In the case of the Japan - Belgium Income Tax Convention, “Recognised Stock Exchange” means ① any stock exchange established under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan; ② any regulated market pursuant to the Directive 2014/65/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU (as amended) or any successor Directive; ③ Hong Kong Exchanges and Clearing, the NASDAQ System, the New York Stock Exchange, Singapore Exchange, SIX Swiss Exchange and the Taiwan Stock Exchange; and ④ any other stock exchange which the competent authorities of the Contracting States agree to recognise.
- 9 A “Pension Fund” means any person that is: ① established under the laws of the Kingdom of Belgium; ② operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of one or more persons operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration; and ③ supervised by the Financial Services and Markets Authority or by the National Bank of Belgium or registered with the Belgian Federal Public Service Finance.
- 10 A “Qualified persons” refers to any person that is listed in (1) through (6) of A or (1) of B of 3.
- 11 A “Public Service Organisation” means an organisation established under the laws of the Kingdom of Belgium and operated exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose, only if the tax laws of the Kingdom of Belgium provide that all or part of its income is exempted from tax or that such person is only subjected to tax with respect to some types of income. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organisation’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.
- 12 The condition stated in B of 3 is tested by whether such condition is satisfied or not during the 12 month period which precedes the date of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividends is determined).
 In “State of Shareholders etc. as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.
- 13 Please fill in shareholders information in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.
- 14 Resident of the Kingdom or Belgium shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable period in which the item of income is derived if that resident satisfies each of those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable periods preceding that taxable period.
 The term “gross income” means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.
- 15 If you have a connected person (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the connected person or the partnership in your country of residence is considered as your business conducted in that country.
- 16 “Making or managing investments for the resident’s own account” in (2)(a) of C of 3 means a business which has the nature of investment such as a business merely acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.
- 17 “An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the Kingdom of Belgium” in (2)(b) of C of 3 means an income derived from activities which themselves constitute the business in the Kingdom of Belgium, or which are conducted as part of the business in the Kingdom of Belgium.
- 18 “Substantial in relation to the business carried on in Japan” in (2)(c) of C of 3 refers to an additional condition if you derive income from a business conducted in Japan either by yourself or by your associated enterprise. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.
- 19 “Determination by the NTA Commissioner” in D of 3 means a determination by Article 1, item 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under the Convention pursuant to the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act regarding the Application of Conventions.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改 正 後

(348) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係)

様式 18
FORM 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係)
APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)
この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付 印	整理番号	
令和 年 月 日 麴町税務署長経由 国税庁長官殿 To the Commissioner, National Tax Agency via the District Director, Kojimachi Tax Office	(フリガナ) 申請者の名称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (If applicable)	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
	居住者として課税される国及び納税地 (注8) Country where you are taxable as resident and place where you are to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本において法人税の納税義務がある場合には、その納税地 Place where you file a tax return to pay the corporation tax in Japan, if any	(電話番号 Telephone Number)	
認定を受けようとする国内源泉所得の種類及びその概要 (注9) Type and Brief description of Japanese source income for which a determination is sought (Note 9) <input type="checkbox"/> 所得税及び復興特別所得税 Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction <input type="checkbox"/> 法人税 Corporation Tax	税法第 条第 項第 号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph ___ of Paragraph ___ of Article ___ of ___ Tax Act ()	
適用を受けようとする租税条約に関する事項 Applicable Income Tax Convention <input type="checkbox"/> 限度税率 Applicable Tax Rate % <input type="checkbox"/> 免税 Exemption	日本国と との間の租税条約第 条第 項 The Income Tax Convention between Japan and Article ___, paragraph ,	
その他の必要な記載事項及び添付書類 Other required Information and Attachments	(法令により必要とされるその他の記載事項及び添付書類については、別紙を参照してください。) See instructions for information and attachments required by the relevant law and ordinances.	
当社は、日本国と との間の租税条約第 条第 項 に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、この申請書に記載する国内源泉所得について、同条第 項の規定に基づき当該租税条約の特典を受ける権利を有する者にも該当しませんが、当該国内源泉所得について、同条第 項に規定する日本国の権限ある当局の認定を受けることによって第 条第 項の特典を享受するために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第6条の2に基づき申請します。 なお、当社の設立、取得若しくは維持又は業務の遂行は日本国と当該特典を受けることをその主たる目的の一つとするものではありません。 当社は、日本、居住地国及びその他の国の法令に従って適正に納税を行っており、これからも適正な納税を行います。 We submit this application form in accordance with Article 6-2 of the Law concerning Special Measures of the Income Tax Act, Corporation Tax Act and Local Tax Act for the Enforcement of Tax Conventions in order to be granted benefits of the Convention between Japan and ___ by the Competent Authority Determination pursuant to paragraph ___ of Article ___ of the Income Tax Convention, although we are not the resident prescribed in subparagraphs from ___ of paragraph ___ of Article ___ of the Convention and further are not entitled to benefits with respect to an item of income in accordance with paragraph ___ of Article ___ of the Convention. We hereby declare that the establishment, acquisition, maintenance of us, or the conduct of our operations, do not have as one of their principal purpose the obtaining of benefits under the convention. We have been paying taxes properly under the relevant laws of Japan, country of our residence and other countries, and we will continue to pay taxes properly.		

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

申請者 (又はその代表者) の署名
Signature of the applicant (or its representative)

○ 代理人に関する事項；この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	住所 (居所又は所在地) Domicile (Residence or location)	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

改 正 前

(355) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係)

様式 18
FORM 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係)
APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)
この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付 印	整理番号	
平成 年 月 日 麴町税務署長経由 国税庁長官殿 To the Commissioner, National Tax Agency via the District Director, Kojimachi Tax Office	(フリガナ) 申請者の名称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (If applicable)	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
	居住者として課税される国及び納税地 (注8) Country where you are taxable as resident and place where you are to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本において法人税の納税義務がある場合には、その納税地 Place where you file a tax return to pay the corporation tax in Japan, if any	(電話番号 Telephone Number)	
認定を受けようとする国内源泉所得の種類及びその概要 (注9) Type and Brief description of Japanese source income for which a determination is sought (Note 9) <input type="checkbox"/> 所得税及び復興特別所得税 Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction <input type="checkbox"/> 法人税 Corporation Tax	税法第 条第 項第 号に規定する国内源泉所得 Japanese Source Income prescribed in Subparagraph ___ of Paragraph ___ of Article ___ of ___ Tax Act ()	
適用を受けようとする租税条約に関する事項 Applicable Income Tax Convention <input type="checkbox"/> 限度税率 Applicable Tax Rate % <input type="checkbox"/> 免税 Exemption	日本国と との間の租税条約第 条第 項 The Income Tax Convention between Japan and Article ___, paragraph ,	
その他の必要な記載事項及び添付書類 Other required Information and Attachments	(法令により必要とされるその他の記載事項及び添付書類については、別紙を参照してください。) See instructions for information and attachments required by the relevant law and ordinances.	
当社は、日本国と との間の租税条約第 条第 項 に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、この申請書に記載する国内源泉所得について、同条第 項の規定に基づき当該租税条約の特典を受ける権利を有する者にも該当しませんが、当該国内源泉所得について、同条第 項に規定する日本国の権限ある当局の認定を受けることによって第 条第 項の特典を享受するために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第6条の2に基づき申請します。 なお、当社の設立、取得又は維持及び業務の遂行は日本国と当該特典を受けることをその主たる目的とするものではありません。 当社は、日本、居住地国及びその他の国の法令に従って適正に納税を行っており、これからも適正な納税を行います。 We submit this application form in accordance with Article 6-2 of the Law concerning Special Measures of the Income Tax Act, Corporation Tax Act and Local Tax Act for the Enforcement of Tax Conventions in order to be granted benefits of the Convention between Japan and ___ by the Competent Authority Determination pursuant to paragraph ___ of Article ___ of the Income Tax Convention, although we are not the resident prescribed in subparagraphs from ___ of paragraph ___ of Article ___ of the Convention and further are not entitled to benefits with respect to an item of income in accordance with paragraph ___ of Article ___ of the Convention. We hereby declare that the establishment, acquisition or maintenance of us, and the conduct of our operations, do not have as their principal purpose the obtaining of benefits under the convention. We have been paying taxes properly under the relevant laws of Japan, country of our residence and other countries, and we will continue to pay taxes properly.		

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

申請者 (又はその代表者) の署名
Signature of the applicant (or its representative)

○ 代理人に関する事項；この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	住所 (居所又は所在地) Domicile (Residence or location)	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

改 正 後 改 正 前

(348 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係))

様式18 FORM (別紙)

【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)
 [Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

- 1 認定を受けることができるとする理由の詳細
 Details of the reasons you are to be given determination
 - (1) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
 Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention
 - (2) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
 Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention
 - (3) その設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものではないとする理由の詳細
 Details of the Reasons the Establishment, Acquisition, Maintenance of the Applicant or the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes
- 2 居住地国における法人税に相当する税の課税状況 (直前3事業年度分)
 Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)
- 3 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
 Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested
- 4 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
 Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested
- 5 その他参考となる事項
 Other relevant Information
- 6 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
 Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする株主等所得について、租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If the income for determination is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

- 7 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);
 Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
 申請書に記載した団体が支払を受ける認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得について、租税条約の相手国の法令に基づき団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
 If the income for determination is treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

(次の事項は、上記1から5の中に必ず記入してください。)

(Following Information must be included in 1 though 5 above.)

- ① 設立又は組織年月日
 Date of Establishment or Organization
- ② 設立又は組織された場所
 Place where Corporation was established or organized
- ③ 資本金額又は出資金額
 Amount of Capital
- ④ 居住地国における営業又は事業活動の内容
 Description of Business in Country of Residence
- ⑤ 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
 Details of Business in Japan, if any
- ⑥ 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
 Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

(355 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係))

様式18 FORM (別紙)

【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)
 [Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

- 1 認定を受けることができるとする理由の詳細
 Details of the reasons you are to be given determination
 - (1) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
 Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention
 - (2) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
 Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention
 - (3) その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細
 Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes
- 2 居住地国における法人税に相当する税の課税状況 (直前3事業年度分)
 Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)
- 3 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
 Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested
- 4 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
 Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested
- 5 その他参考となる事項
 Other relevant Information
- 6 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
 Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
 申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする株主等所得については、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。
 The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

- 7 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);
 Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
 申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
 The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

(次の事項は、上記1から5の中に必ず記入してください。)

(Following Information must be included in 1 though 5 above.)

- ① 設立又は組織年月日
 Date of Establishment or Organization
- ② 設立又は組織された場所
 Place where Corporation was established or organized
- ③ 資本金額又は出資金額
 Amount of Capital
- ④ 居住地国における営業又は事業活動の内容
 Description of Business in Country of Residence
- ⑤ 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
 Details of Business in Japan, if any
- ⑥ 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
 Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

改 正 後

(348 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係))

様式18
FORM

(別紙)

【必要な添付書類】(注10、11)

Required Attachments (Note 10,11)

1	居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certification issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons You are to be given Determination	
(1)	租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons you do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(2)	その設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものではないことを明らかにする書類 Documents showing that the Establishment, Acquisition, Maintenance of the Applicant or the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(3)	その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地国における法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類 (直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	
(1)	居住地国における法人税に相当する税の税務申告書の写し (直前3事業年度分) Copies of final Tax Returns for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(2)	財務諸表の写し (直前3事業年度分) Copies of financial Statements (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, Method of Payment, Date of Payment and underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 前

(355 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係))

様式18
FORM

(別紙)

【必要な添付書類】(注10、11)

Required Attachments (Note 10,11)

1	居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certification issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons You are to be given Determination	
(1)	租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons you do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(2)	その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないことを明らかにする書類 Documents showing that the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(3)	その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地国における法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類 (直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	
(1)	居住地国における法人税に相当する税の税務申告書の写し (直前3事業年度分) Copies of final Tax Returns for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(2)	財務諸表の写し (直前3事業年度分) Copies of financial Statements (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, Method of Payment, Date of Payment and underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 後 改 正 前

(348) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係)

様式18
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」(認定省令第一条第一号関係)に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Conv

注 意 事 項

申請書の提出について

- この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令(この申請書において認定省令といいます。)第1条第1号に掲げる租税条約の規定に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。
- この申請書は、正副2通を作成して麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
- この申請書の記載事項について異動が生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです)。

外国法人が支払を受ける認定を受けようとする所得であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- 申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする所得が、相手国の法合においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください)
- 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
- 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

- その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この申請書に次の書類(申請書に記載した団体に係るもの)を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。

- 申請書に記載した団体が支払を受ける認定を受けようとする所得が、居住地国の法合において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください)
- 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
- 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

- この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

申請書の記載について

- 申請書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 居住地国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税法第161条第1項又は法人税法第138条第1項の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

申請書の添付書類について

- 添付した書類については、□欄に✓印を付してください。
- 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the form

- This form is to be used when a person who does NOT qualify under the Limitation of Benefits Article in the Convention under the provisions of the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention applies for competent authority determination in order to be granted benefits of Convention.

- This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.

- To make any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.

- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).

For income that a foreign company receives, for which determination is requested, and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- In the case that the income that an entity mentioned in 2 above receives, for which determination is requested, are treated as income of the entity under the law in its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
- List of the Members of the Foreign Company (Form 16)
- The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Note that those documents must be for the members among those described in ② who require the competent authority determination.

- A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents (those documents must be for the entity).

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

- If the income for which determination is requested is treated as income of the entity under the law in its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
- List of the Partners of Entity (Form 16)
- The residency certification for entity of competent authority in the other country

- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Preparation of the form

- Applicable boxes must be checked.
- Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence.
The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- Enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or of Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

Attachments to the form

- Applicable boxes must be checked.
- Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

(355) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第1号関係)

様式18
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」(認定省令第一条第一号関係)に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Conv

注 意 事 項

申請書の提出について

- この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令(この申請書において認定省令といいます。)第1条第1号に掲げる租税条約の規定に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。

- この申請書は、正副2通を作成して麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

- この申請書の記載事項について異動が生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです)。

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- 申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
- 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
- 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

- その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この申請書に次の書類(申請書に記載した団体に係るもの)を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。

- 申請書に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
- 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
- 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

- この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

申請書の記載について

- 申請書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 居住地国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税法第161条第1項又は法人税法第138条第1項の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

申請書の添付書類について

- 添付した書類については、□欄に✓印を付してください。
- 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the form

- This form is to be used when a person who does NOT qualify under the Limitation of Benefits Article in the Convention under the provisions of the convention as listed in Item 1 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention applies for competent authority determination in order to be granted benefits of Convention.

- This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.

- To make any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.

- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).

In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- Documents showing that the member of the foreign company is treated as a taxable person in the Contracting State.
- List of the Members of the Foreign Company (Form 16)
- The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Note that those documents must be for the members among those described in ② who require the competent authority determination.

- A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents (those documents must be for the entity).

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

- Documents showing that the entity is taxable as a corporation in its residence country.
- List of the Partners of Entity (Form 16)
- The residency certification for entity of competent authority in the other country

- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Preparation of the form

- Applicable boxes must be checked.
- Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence.
The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- Enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or of Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

Attachments to the form

- Applicable boxes must be checked.
- Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改正後

(349) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係)

様式 18-2
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第二号関係)

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION(Under the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付印

Form with fields for applicant information, tax details, and declarations. Includes sections for full name, address, tax identification number, and applicable tax conventions.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 申請者 (又はその代表者) の署名 Signature of the applicant (or its representative)

○ 代理人に関する事項;この申請書を代理によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent; if this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full Name, and Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the

改正前

(355-2) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係)

様式 18-2
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第一条第二号関係)

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION(Under the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付印

Form with fields for applicant information, tax details, and declarations. Includes sections for full name, address, tax identification number, and applicable tax conventions.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 申請者 (又はその代表者) の署名 Signature of the applicant (or its representative)

○ 代理人に関する事項;この申請書を代理によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent; if this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full Name, and Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出及び納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who acts on behalf of a taxpayer, as appointed by the taxpayer and registered at the District Director of Tax Office that has jurisdiction over the taxpayer pursuant to the provisions of Act on General Rules for National Taxes, to take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications and claims, payment of taxes and so forth.

改 正 後

(349) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係)

様式 18-2
FORM

(別紙)

【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)

[Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

1 認定を受けることができる理由の詳細

Details of the reasons you are to be given determination

- (1) 第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約の特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約又はBEPS防止措置実施条約の規定により、当該租税条約の特典が与えられない、又は制限される理由の詳細

Details of the Reasons You do NOT qualify for the Benefits of the Convention pursuant to the provisions of the Convention denying or limiting the Benefits with respect to the income attributable to the Permanent Establishment situated in a Third Country

- (2) 第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約の特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約又はBEPS防止措置実施条約の規定により、当該租税条約の特典が与えられない、又は制限されるにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細

Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the provisions of the Convention denying or limiting the Benefits with respect to the Income attributable to the Permanent Establishment situated in a Third Country

- (3) 第三国恒久的施設の設定、取得又は維持又はその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものではないとする理由の詳細

Details of the Reasons the Establishment, Acquisition, Maintenance of the Permanent Establishment situated in a Third Country or the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes

2 居住地国における所得税又は法人税に相当する税の課税状況(直前3年分又は直前3事業年度分)

Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)

3 第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況(直前3年分又は直前3事業年度分)

Descriptions of Tax Obligation in the Third Country for Tax that is equivalent to the Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)

4 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容

Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested

5 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested

6 その他参考となる事項

Other relevant Information

7 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit= Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする株主等所得について、租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If the income for determination is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

8 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の事項等(注5);

Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

改 正 前

(355-2) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係)

様式 18-2
FORM

(別紙)

【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)

[Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

1 認定を受けることができる理由の詳細

Details of the reasons you are to be given determination

- (1) 第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約の特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約又はBEPS防止措置実施条約の規定により、当該租税条約の特典が与えられない、又は制限される理由の詳細

Details of the Reasons You do NOT qualify for the Benefits of the Convention pursuant to the provisions of the Convention denying or limiting the Benefits with respect to the income attributable to the Permanent Establishment situated in a Third Country

- (2) 第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約の特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約又はBEPS防止措置実施条約の規定により、当該租税条約の特典が与えられない、又は制限されるにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細

Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the provisions of the Convention denying or limiting the Benefits with respect to the Income attributable to the Permanent Establishment situated in a Third Country

- (3) 第三国恒久的施設の設定、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細

Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Permanent Establishment situated in a Third Country and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes

2 居住地国における所得税又は法人税に相当する税の課税状況(直前3年分又は直前3事業年度分)

Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)

3 第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況(直前3年分又は直前3事業年度分)

Descriptions of Tax Obligation in the Third Country for Tax that is equivalent to the Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)

4 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容

Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested

5 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested

6 その他参考となる事項

Other relevant Information

7 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする株主等所得については、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit= Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

8 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の事項等(注5);

Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

改 正 後

(349 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係))

様式 18-2
FORM

(別紙)

申請書に記載した団体が支払を受ける認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得について、租税条約の相手国の法令に基づきその団体の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。

If the income for determination is treated as income of the entity under the law in the other contracting country of the convention, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

(次の事項は、上記1から6の中に必ず記入してください。)

(Following Information must be included in 1 through 6 above.)

- ① 申請者(個人を除く。)及び第三国恒久的施設の設定又は組織年月日
Date of your Establishment or Organization and Establishment or Organization of the permanent establishment situated in a third country
- ② 申請者(個人を除く。)及び第三国恒久的施設の設定又は組織された場所
Place where you and the permanent establishment situated in a third country was established or organized
- ③ 申請者(個人を除く。)及び第三国恒久的施設に帰せられる資本金額又は出資金額
Amount of your Capital and Capital attributable to the permanent establishment situated in a third country
- ④ 居住地国における営業又は事業活動及び第三国恒久的施設を通じて行う営業又は事業活動の内容
Description of your Business in a Country of Residence and Business conducted thorough the permanent establishment situated in a third country
- ⑤ 認定を受けようとする国内源泉所得が第三国恒久的施設に帰せられている事実及び状況
Description of the facts and circumstances that the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested is attributable to the permanent establishment situated in a third country
- ⑥ 適用を受けようとする租税条約に当該租税条約に基づく特典を受ける権利を有する者を一又は二以上の類型別に区分された基準を満たす者に制限する旨を定める規定がある場合には、当該規定が定める要件を満たしている旨
Where an applicable Convention contains a limitation on benefits article, description of the fact that you satisfy the conditions of the limitation on benefits article provided in the Convention
- ⑦ 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
Details of your Business in Japan, if any
- ⑧ 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

【必要な添付書類】(注10、11)

Required Attachments (Note 10,11)

1	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certificate issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができる理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons you are to be given Determination	
	(1) 第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約の特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約又はBEPS防止措置実施条約の規定により、当該租税条約の特典が与えられない、又は制限される理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons You do NOT qualify for the benefits of the Convention pursuant to the provisions of the Convention denying or limiting the benefits with respect to the income attributable to the Permanent Establishment situated in a Third Country	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 第三国恒久的施設の設定、取得若しくは維持又はその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものではないことを明らかにする書類 Documents showing the Establishment, Acquisition, Maintenance of the Permanent Establishment situated in a Third Country or the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of its principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(3) その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地国における所得税又は法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類(直前3年分又は直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	
	(1) 居住地国における所得税又は法人税に相当する税の税務申告書の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of final Tax Return for Tax that is equivalent to Japanese Income tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 財務諸表の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of Financial Statements (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を明らかにする書類(直前3年分又は直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in the Third Country for Tax that is equivalent to Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	
	(1) 第三国における所得税又は法人税に相当する税の税務申告書の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of final Tax Return for Tax that is equivalent to Japanese Income tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 財務諸表の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of Financial Statements (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(3) 認定を受けようとする国内源泉所得が第三国恒久的施設に帰せられていることを明らかにする書類 Documents showing the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested is attributable to the permanent establishment situated in a third country	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
5	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 前

(355-2 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係))

様式 18-2
FORM

(別紙)

申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令 _____ 効力を生じる日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Applicable law _____ Effective date _____

(次の事項は、上記1から6の中に必ず記入してください。)

(Following Information must be included in 1 through 6 above.)

- ① 申請者(個人を除く。)及び第三国恒久的施設の設定又は組織年月日
Date of your Establishment or Organization and Establishment or Organization of the permanent establishment situated in a third country
- ② 申請者(個人を除く。)及び第三国恒久的施設の設定又は組織された場所
Place where you and the permanent establishment situated in a third country was established or organized
- ③ 申請者(個人を除く。)及び第三国恒久的施設に帰せられる資本金額又は出資金額
Amount of your Capital and Capital attributable to the permanent establishment situated in a third country
- ④ 居住地国における営業又は事業活動及び第三国恒久的施設を通じて行う営業又は事業活動の内容
Description of your Business in a Country of Residence and Business conducted thorough the permanent establishment situated in a third country
- ⑤ 認定を受けようとする国内源泉所得が第三国恒久的施設に帰せられている事実及び状況
Description of the facts and circumstances that the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested is attributable to the permanent establishment situated in a third country
- ⑥ 適用を受けようとする租税条約に当該租税条約に基づく特典を受ける権利を有する者を一又は二以上の類型別に区分された基準を満たす者に制限する旨を定める規定がある場合には、当該規定が定める要件を満たしている旨
Where an applicable Convention contains a limitation on benefits article, description of the fact that you satisfy the conditions of the limitation on benefits article provided in the Convention
- ⑦ 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
Details of your Business in Japan, if any
- ⑧ 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

【必要な添付書類】(注10、11)

Required Attachments (Note 10,11)

1	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certificate issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができる理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons you are to be given Determination	
	(1) 第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約の特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約又はBEPS防止措置実施条約の規定により、当該租税条約の特典が与えられない、又は制限される理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons You do NOT qualify for the benefits of the Convention pursuant to the provisions of the Convention denying or limiting the benefits with respect to the income attributable to the Permanent Establishment situated in a Third Country	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 第三国恒久的施設の設定、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないことを明らかにする書類 Documents showing the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Permanent Establishment situated in a Third Country and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of its principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(3) その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地国における所得税又は法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類(直前3年分又は直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	
	(1) 居住地国における所得税又は法人税に相当する税の税務申告書の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of final Tax Return for Tax that is equivalent to Japanese Income tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 財務諸表の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of Financial Statements (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を明らかにする書類(直前3年分又は直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in the Third Country for Tax that is equivalent to Japanese Income Tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	
	(1) 第三国における所得税又は法人税に相当する税の税務申告書の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of final Tax Return for Tax that is equivalent to Japanese Income tax or Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 財務諸表の写し(直前3年分又は直前3事業年度分) Copies of Financial Statements (for preceding 3 taxable Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(3) 認定を受けようとする国内源泉所得が第三国恒久的施設に帰せられていることを明らかにする書類 Documents showing the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested is attributable to the permanent establishment situated in a third country	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
5	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 後

(349) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係)

様式 18-2
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」(認定省令第一条第二号関係)に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)"

注 意 事 項

申請書の提出について

1 この申請書は、第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令(この申請書において認定省令といいます。)第1条第2号に掲げる租税条約の規定に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。

また、この申請書において、「BEPS防止措置実施条約」とは、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」をいいます。

2 この申請書は、正副2通を作成して麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

3 この申請書の記載事項について異動が生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に日本と居住地国との間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです。)

外国法人が支払を受ける認定を受けようとする所得であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする所得が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください。)
- ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
- ③ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この申請書に次の書類(申請書に記載した団体に係るもの)を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。

- ① 申請書に記載した団体が支払を受ける認定を受けようとする所得が、居住地国の法令において団体の所得として取り扱われる場合には、その団体が課税を受けていることを明らかにする書類(該当する場合のみ添付してください。)
- ② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
- ③ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

6 この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

申請書の記載について

7 申請書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

8 居住地国又は第三国恒久的施設が所在する国(日本の租税条約の相手国又は地域に限ります。)において納税者番号を有する場合には、それらの納税者番号を括弧書きで記載してください。

納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税法第161条第1項又は法人税法第138条第1項の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

申請書の添付書類について

10 添付した書類については、口欄に✓印を付けてください。

11 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the form

1 This form is to be used when a person applies for a competent authority determination in order to be granted the benefits of a convention with respect to the income attributable to the permanent establishment situated in a third country under the provisions of the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention pursuant to the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act regarding the Application of Conventions.

2 This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.

3 To make any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.

4 In the case where there exists an applicable Convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).

For income that a foreign company receives, for which determination is requested, and that are treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive).Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- ① In the case that the income that an entity mentioned in 2 above receives, for which determination is requested, are treated as income of the entity under the law in its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
- ② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
- ③ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Note that those documents must be for the members among those described in ② who require the competent authority determination.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under an applicable Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents (those documents must be for the entity).

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

- ① If the income for which determination is requested is treated as income of the entity under the law in its residence country, documents showing that tax is imposed on the entity (only when applicable).
- ② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
- ③ The residency certification for entity of competent authority in the other country

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Preparation of the form

7 Applicable boxes must be checked.

8 Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence and/or third country in which a permanent establishment is situated.

The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or of Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

Attachments to the form

10 Applicable boxes must be checked.

11 Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改 正 前

(355-2) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書 (認定省令第1条第2号関係)

様式 18-2
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」(認定省令第一条第二号関係)に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION (Under the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention)"

注 意 事 項

申請書の提出について

1 この申請書は、第三国恒久的施設に帰せられる所得について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令(この申請書において認定省令といいます。)第1条第2号に掲げる租税条約の規定に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。

また、この申請書において、「BEPS防止措置実施条約」とは、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」をいいます。

2 この申請書は、正副2通を作成して麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

3 この申請書の記載事項について異動が生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に日本と居住地国との間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです。)

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
- ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
- ③ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この申請書に次の書類(申請書に記載した団体に係るもの)を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。

- ① 申請書に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
- ② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
- ③ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

6 この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

申請書の記載について

7 申請書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

8 居住地国又は第三国恒久的施設が所在する国(日本の租税条約の相手国又は地域に限ります。)において納税者番号を有する場合には、それらの納税者番号を括弧書きで記載してください。

納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税法第161条第1項又は法人税法第138条第1項の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

申請書の添付書類について

10 添付した書類については、口欄に✓印を付けてください。

11 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the form

1 This form is to be used when a person applies for a competent authority determination in order to be granted the benefits of a convention with respect to the income attributable to the permanent establishment situated in a third country under the provisions of the convention as listed in Item 2 of Article 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under Convention pursuant to the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act regarding the Application of Conventions.

2 This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.

3 To make any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.

4 In the case where there exists an applicable Convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).

In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- ① Documents showing that the member of the foreign company is treated as a taxable person in the Contracting State.
- ② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
- ③ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Note that those documents must be for the members among those described in ② who require the competent authority determination.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under an applicable Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents (those documents must be for the entity).

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

- ① Documents showing that the entity is taxable as a corporation in its residence country.
- ② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
- ③ The residency certification for entity of competent authority in the other country

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Preparation of the form

7 Applicable boxes must be checked.

8 Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence and/or third country in which a permanent establishment is situated.

The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or of Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

Attachments to the form

10 Applicable boxes must be checked.

11 Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改正後

(353 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ)

(所在地)		第		号
(氏名 名称)	殿	令和	年	月
		日		

税 務 署 長
財務事務官

④

**租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価
に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ**

貴社（殿）から平成・令和 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知します。

(処分の理由)

01.06 改正

改正前

(359 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ)

(所在地)		第		号
(氏名 名称)	殿	平成	年	月
		日		

税 務 署 長
財務事務官

④

**租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価
に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ**

貴社（殿）から平成 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知します。

(処分の理由)

24.12 改正

改 正 後

(353 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成・令和 年 月 日付」 の 空 白 欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改 正 前

(359 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことのお知らせ」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(355 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象配当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

(361 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象配当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

様式 1 FORM 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (税務署整理欄) (For official use only)

Application form header with stamps for 'Payer' and 'Recipient' and a box for 'Applicable: Yes/No'.

To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項; Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
2 対象配当の支払を受ける者に関する事項(注8); Details of Recipient of Dividends (Note 8)

Table for recipient details including full name, individual/corporate status, domicile, office location, and tax identification number.

Table for payer details including full name, office location, and corporate number.

Table for principal details including kind of principal, description, name of nominee, quantity, and date of acquisition.

5 その他参考となるべき事項(注13); Others (Note 13)

(同 左)

改正後

(355 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象相当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

様式 1
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象相当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注意事項

届出書の提出について

- この届出書は、対象相当(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第15条第29項第1号に規定する対象相当をいいます。この届出書において同じです。)に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項、第3項、第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、対象相当の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して対象相当の支払者に提出し、対象相当の支払者は、正本を、最初にその対象相当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(上場株式の配当等の一定の対象相当については、既に提出した届出書に記載した対象相当と異なる種類の対象相当の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。)。
無記名の受益証券等に係る対象相当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して対象相当の支払者に提出し、対象相当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象相当については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける対象相当について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿(様式10)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① これらの規定の適用を受ける対象相当について、届出書の「2」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「団体の構成員の名簿(様式10)」
③ 「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項の規定の適用を受ける場合には、対象相当の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、対象相当の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、対象相当の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Dividends (meaning Dividends prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends prescribed in Article 9-3-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal", mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that Dividends are treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
A partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 10)" by all other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 10)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that Dividends are treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Partners of Entity (Form 10)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 10)" are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Dividends.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Dividends.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends.

【Continue on the reverse】

改正前

(361 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象相当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

様式 1
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象相当に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注意事項

届出書の提出について

- この届出書は、対象相当(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第15条第29項第1号に規定する対象相当をいいます。この届出書において同じです。)に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項、第3項、第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、対象相当の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して対象相当の支払者に提出し、対象相当の支払者は、正本を、最初にその対象相当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(上場株式の配当等の一定の対象相当については、既に提出した届出書に記載した対象相当と異なる種類の対象相当の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。)。
無記名の受益証券等に係る対象相当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して対象相当の支払者に提出し、対象相当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象相当については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける対象相当が、その外国法人に係る外国において課税されていることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿(様式10)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① これらの規定の適用を受ける対象相当について、届出書の「2」の欄に記載した団体が、その団体が設立された外国において課税されていることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「団体の構成員の名簿(様式10)」
③ 「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項の規定の適用を受ける場合には、対象相当の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、対象相当の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、対象相当の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Dividends (meaning Dividends prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends prescribed in Article 9-3-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal", mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Dividends, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
A partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 10)" by all other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 10)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Dividends, together with their Japanese translations.
② "List of the Partners of Entity (Form 10)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 10)" are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Dividends.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Dividends.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends.

【Continue on the reverse】

改

正

後

改

正

前

(355 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象配当に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)))

(361 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象配当に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)))

9 届出書の「2」の「事業が管理・支配されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

また、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、対象配当の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

11 届出書の「4」の各欄には、対象配当の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第2条第6号に規定する国内事業所等（対象配当の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第2条第6号イに掲げる国内事業所等（固定的施設）。以下同じです。）を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない対象配当について記載してください。

12 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一対象配当の支払を受ける者以外の者一の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2」の「対象配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載した者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

13 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項、第3項、第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2 place where the business of the Recipient of Dividends is managed.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends is managed and controlled.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2.

10 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

11 In the case where the Recipient is a person who carries on business or a company, enter into column 4 Dividends which are not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Dividends as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

In the case where the Recipient is a professional, an entertainer or a sportsperson, enter into column 4 Dividends which are not attributed to a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient.

12 Enter into item "Name of Nominee of Principal" of column 4 the registered name of the owner of shares in question.

If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

13 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

The term "foreign country" as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

(同左)

(356 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

(362 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

様式 1-2
FORM 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書 (税務署整理欄)
(For official use only)

SPECIAL APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

の取扱者受
払 支 付 印

税務署受
付 印

上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税
(復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

適用：有、無

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. __

- 上場株式等対象配当等の支払を受ける者に関する事項(注8)；
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks (Note 8)

氏 名	又 は 名 称	Full name
(個人番号又は法人番号) (Individual Number or Corporate Number) (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所(注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9)	(電話番号 Telephone Number)
上場株式等対象配当等につき居住者として課税される 外国及び納税地(注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 10)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

- 上場株式等対象配当等の支払の取扱者に関する事項；
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	
法 人 番 号 Corporate Number	

- その他参考となるべき事項；
Others

5 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第 15 条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

(同 左)

改 正 後

(356 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))

「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Dividends of Listed Stocks that a foreign company mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
合計 Total		%		%

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5)：

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Dividends of Listed Stocks that the partner of the entity mentioned in 2 above receives by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law in the foreign country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
------------------------	---------------------------	---	---	---

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「3」の欄に記載した支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

上場株式等対象配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent _____

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent: If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(362 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))

「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located regarding the dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
合計 Total		%		%

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5)：

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体が課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the entity was established regarding the dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above since the following date under the following law in the foreign country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
------------------------	---------------------------	---	---	---

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、「3」の欄に記載した支払の取扱者から交付を受ける上場株式等対象配当等が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

上場株式等対象配当等の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends of Listed Stocks or his Agent _____

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent: If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 後

(356 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

様式 1-2
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"

注 意 事 項

特例届出書の提出について

1 この届出書は、対象配当及び対象利子(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第15条第29項第1号に規定する対象配当及び同項第2号に規定する対象利子をいいます。のうち租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(同項に規定する利子等を除きます。)に該当するもの(この届出書において「上場株式等対象配当等」といいます。)に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第6条第1項から第5項までにおいて準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第2条の2第9項、第2条の3第8項、第2条の4第8項及び第2条の5第9項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。

2 この届出書は、上場株式等対象配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して上場株式等対象配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける上場株式等対象配当等については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみこれらの規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① これらの規定の適用を受ける上場株式等対象配当等について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ これらの規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿(様式10)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

① これらの規定の適用を受ける上場株式等対象配当等について、届出書の「2」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「団体の構成員の名簿(様式10)」
③ 「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in Article 9-3-2 (1) of the Act on Special Measures Concerning Taxation (except for interests prescribed in the same paragraph) (limited to what fall under the category of Dividends and Interests prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 and 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) who submit the Special Application Form prescribed in Article 2 (10), Article 2-2 (9), Article 2-3 (8), Article 2-4 (8) and Article 2-5 (9) of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions which are applied mutatis mutandis pursuant to Article 6, paragraph 1 to 5 of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. in claiming the application of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2 This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.

3 This form must be submitted in duplicate to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that Dividends of Listed Stocks are treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

A Partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 10)" by all other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 10)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that Dividends of Listed Stocks are treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Partners of Entity (Form 10)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 10)" are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable boxes must be checked.

【Continue on the reverse】

改 正 前

(362 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

様式 1-2
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"

注 意 事 項

特例届出書の提出について

1 この届出書は、対象配当及び対象利子(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第15条第29項第1号に規定する対象配当及び同項第2号に規定する対象利子をいいます。のうち租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(同項に規定する利子等を除きます。)に該当するもの(この届出書において「上場株式等対象配当等」といいます。)に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第6条第1項から第5項までにおいて準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第2条の2第9項、第2条の3第8項、第2条の4第8項及び第2条の5第9項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。

2 この届出書は、上場株式等対象配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して上場株式等対象配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける上場株式等対象配当等については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみこれらの規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① これらの規定の適用を受ける上場株式等対象配当等について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者が、その外国法人に係る外国において課税されていることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ これらの規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿(様式10)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

① これらの規定の適用を受ける上場株式等対象配当等について、届出書の「2」の欄に記載した団体が、その団体が設立された外国において課税されていることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「団体の構成員の名簿(様式10)」
③ 「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends of Listed Stocks prescribed in Article 9-3-2 (1) of the Act on Special Measures Concerning Taxation (except for interests prescribed in the same paragraph) (limited to what fall under the category of Dividends and Interests prescribed in Article 15, paragraph 29, item 1 and 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) who submit the Special Application Form prescribed in Article 2 (10), Article 2-2 (9), Article 2-3 (8), Article 2-4 (8) and Article 2-5 (9) of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions which are applied mutatis mutandis pursuant to Article 6, paragraph 1 to 5 of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. in claiming the application of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

2 This form must be prepared separately for each Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks.

3 This form must be submitted in duplicate to the Person in charge of handling payment of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Person in charge of handling payment resides. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Dividends of Listed Stocks, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

A Partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 10)" by all other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 10)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Dividends of Listed Stocks, together with their Japanese translations.
② "List of the Partners of Entity (Form 10)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 10)" are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable boxes must be checked.

【Continue on the reverse】

改 正 後

(356 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

8 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

9 届出書の「2」の「事業が管理・支配されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、上場株式等対象配当等の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。
外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

10 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。
なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Dividends of Listed Stocks.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Dividends of Listed Stocks.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends of Listed Stocks.

9 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2 place where the business of the Recipient of Dividends of Listed Stocks is managed.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Dividends of Listed Stocks is managed and controlled.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2.

10 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

◇ The term "foreign country" as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改 正 前

(362 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書(上場株式等対象配当等に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

(同左)

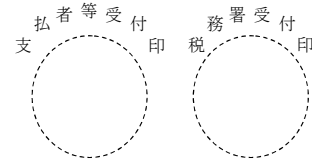
改 正 後

(357 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

様式 2
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.



対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. __

- 税率 10 %
Applicable Tax Rate: 10%
- 非課税
Exemption

2 対象利子の支払を受ける者に関する事項(注8); Details of Recipient of Interest (Note 8)

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入)
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
個人の場合 Individual 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
事業が管理・支配されている場所(注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9) (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の対象利子につき居住者として課税される外国及び納税地(注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Interest mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 10) (納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan 名称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)
 有(Yes), 無(No) If "Yes", explain: 事業の内容 Details of business

3 対象利子の支払者に関する事項; Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入)
Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan 名称 Name 事業の内容 Details of Business 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象利子で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注11);
Details of Interest received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

- 元本の種類: 公社債 公社債投資信託 預貯金、合同運用信託 貸付金 その他
Kind of principal: Bonds and debentures Bond investment trust Deposits or Joint operation trust Loans Others

(1) 債券に係る対象利子の場合; In case of Interest derived from securities

債券の銘柄 Description of Securities	名義人の氏名又は名称(注12) Name of Nominee of Securities (Note 12)	債券の取得年月 Date of Acquisition of Securities	
額面金額 Face Value of Securities	債券の数量 Quantity of Securities	対象利子の支払期日 Due Date for Payment	対象利子の金額 Amount of Interest

(2) 債券以外のものに係る対象利子の場合; In case of other Interest

支払の基因となった契約の内容 Content of Contract under which Interest is paid	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	元本の金額 Amount of Principal	対象利子の支払期日 Due Date for Payment	対象利子の金額 Amount of Interest

5 その他参考となるべき事項(注13); Others (Note 13)

Blank area for other reference items.

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改 正 前

(363 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

(同 左)

改 正 後

(357 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象利子については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Interest mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象利子については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。

Interest mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

私は、「4」の欄に記載した対象利子が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to interest mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____
対象利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent _____

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明(注14)
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 14)

私は、届出者が、外国居住者等所得相互免除法第15条第__項の規定の適用を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., Article 15, para __, is applicable.
Date _____ 年 月 日
Signature _____

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(363 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合のこれらの規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象利子については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象利子については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体が課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the entity was established regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令
Applicable law _____ 効力を生じる日
Effective date _____ 年 月 日

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form _____

私は、「4」の欄に記載した対象利子が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to interest mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____
対象利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent _____

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明(注14)
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 14)

私は、届出者が、外国居住者等所得相互免除法第15条第__項の規定の適用を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident to whom the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., Article 15, para __, is applicable.
Date _____ 年 月 日
Signature _____

○ 代理人に関する事項；この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 後

(357 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

様式 2
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、対象利子(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第15条第29項第2号に規定する対象利子を行います。この届出書において同じです。)に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、対象利子の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して対象利子の支払者に提出し、対象利子の支払者は、正本を、最初にその対象利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4(1)」の「額面金額」、「債券の数量」若しくは「対象利子の金額」又は「4(2)」の「元本の金額」若しくは「対象利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(公募社債の利子等の一定の対象利子については、既に提出した届出書に記載した対象利子と異なる種類の対象利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。)
無記名の債券に係る対象利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して対象利子の支払者に提出し、対象利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象利子については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみこれらの規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① これらの規定の適用を受ける対象利子について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ これらの規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿(様式10)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① これらの規定の適用を受ける対象利子について、届出書の「2」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「団体の構成員の名簿(様式10)」
③ 「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体にに関する居住者証明書
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

【裏面に続きます】

注 意 事 項

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Interest (meaning Interest prescribed in Article 15, paragraph 29, item 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of Interest (including Person in charge of handling payment of Interest prescribed in Article 9-3-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Interest, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Face Value of Securities", "Quantity of Securities", or "Amount of Interest" mentioned in column 4(1) ("Amount of Principal" or "Amount of Interest" mentioned in column 4(2)) (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Interest.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that Interst is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
A partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 10)" by all other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 10)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that Interst is treated as income of the entity mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Partners of Entity (Form 10)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 10)" are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Interest.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Interest.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Interest.

【Continue on the reverse】

改 正 前

(363 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))

様式 2
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、対象利子(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第15条第29項第2号に規定する対象利子を行います。この届出書において同じです。)に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、対象利子の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して対象利子の支払者に提出し、対象利子の支払者は、正本を、最初にその対象利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4(1)」の「額面金額」、「債券の数量」若しくは「対象利子の金額」又は「4(2)」の「元本の金額」若しくは「対象利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(公募社債の利子等の一定の対象利子については、既に提出した届出書に記載した対象利子と異なる種類の対象利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。)
無記名の債券に係る対象利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して対象利子の支払者に提出し、対象利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象利子については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみこれらの規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① これらの規定の適用を受ける対象利子について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人の株主等であることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ これらの規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書
- 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿(様式10)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① これらの規定の適用を受ける対象利子について、届出書の「2」の欄に記載した団体が、その団体が設立された外国において課税されていることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「団体の構成員の名簿(様式10)」
③ 「団体の構成員の名簿(様式10)」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体にに関する居住者証明書
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Interest (meaning Interest prescribed in Article 15, paragraph 29, item 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
- This form must be prepared separately for each Payer of Interest (including Person in charge of handling payment of Interest prescribed in Article 9-3-2, paragraph 1 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Interest, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Face Value of Securities", "Quantity of Securities", or "Amount of Interest" mentioned in column 4(1) ("Amount of Principal" or "Amount of Interest" mentioned in column 4(2)) (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Interest.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Interest, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
A partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 10)" by all other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 10)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Interest, together with their Japanese translations.
② "List of the Partners of Entity (Form 10)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 10)" are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Interest.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Interest.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Interest.

【Continue on the reverse】

改正後	改正前
<p>(357 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))</p> <p>9 届出書の「2」の「事業が管理・支配されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。 また、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、対象利子の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。</p> <p>10 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>11 届出書の「4」の各欄には、対象利子の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第2条第6号に規定する国内事業所等(対象利子の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第2条第6号イに掲げる国内事業所等(固定的施設)。以下同じです。)を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない対象利子について記載してください。</p> <p>12 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者(対象利子の支払を受ける者以外の者)の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2」の「対象利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載した者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。</p> <p>13 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項から第10項までの規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。</p> <p>14 外国居住者等所得相互免除法第15条第2項、第4項、第6項、第8項又は第10項の規定の適用を受ける場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に外国の租税に関する権限のある機関の証明を受けてください(注意事項15の場合を除きます。)</p> <p>15 注意事項14の場合において外国の租税に関する権限のある機関が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び外国の租税に関する権限のある機関の発行した居住者証明書を添付してください。 なお、対象利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について対象利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます。 この場合、上記の確認をした対象利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。</p>	<p>(363 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象利子に対する所得税の軽減・非課税(復興特別所得税の非課税)))</p> <p>(同左)</p> <p>9 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item “Place where the business is managed and controlled” of column 2 place where the business of the Recipient of Interest is managed. In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item “Place where the business is managed and controlled” of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Interest is managed and controlled. In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 or 4 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item “Place where the business is managed and controlled” of column 2.</p> <p>10 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.</p> <p>11 In the case where the Recipient is a person who carries on business or a company, enter into column 4 Interest which are not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment). In the case where the Recipient is a professional, an entertainer or a sports person, enter into column 4 Interest which are not attributed to a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient.</p> <p>12 Enter into item “Name of Nominee of Securities” of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.</p> <p>13 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 15, paragraph 1 to 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.</p> <p>14 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 2, 4, 6, 8 or 10 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, column 8 must be entered with the certification by competent authority regarding taxation of the foreign country before this form is submitted to the payer (except for cases described in Note 15).</p> <p>15 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translations if the documents are written in foreign language) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached. In the case that the Recipient of the Interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the Interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required. In this case, the payer of the Interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.</p>
<p>この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。 なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。</p>	<p>The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.</p>

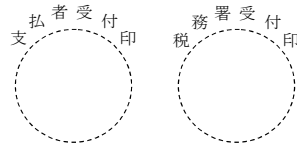
(358 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

様式 3
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税務署整理欄)
(For official use only)



対象使用料に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用; 有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項;
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第15条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 15, para. __

- 2 対象使用料の支払を受ける者に関する事項(注8); Details of Recipient of Royalties (Note 8)

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所(注9) Place where the business is managed and controlled (Note 9)	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の対象使用料につき居住者として課税される 外国及び納税地(注10) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 10)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes), <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

- 3 対象使用料の支払者に関する事項; Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける対象使用料で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項(注11);
Details of Royalties received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 11)

対象使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契 約 期 間 Period of Contract	対象使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	対象使用料の支払期日 Due Date for Payment	対象使用料の金額 Amount of Royalties

- 5 その他参考となるべき事項(注12); Others (Note 12)

--

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(364 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

(同 左)

改 正 後

(358 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象使用料については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。
Royalties mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____	効力を生じる日 Effective date _____	年	月	日	
「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間 接 保 有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
合計 Total		%		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7, or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象使用料については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体の所得として取り扱われることとされています。
Royalties mentioned in 4 above that the partner of the entity mentioned in 2 above receives are treated as income of the entity in the foreign country where the entity was established since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____	効力を生じる日 Effective date _____	年	月	日
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form				

私は、「4」の欄に記載した対象使用料が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日
 対象使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Royalties or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
 ※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(364 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)))

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；
 Details of proportion of income to which the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対象使用料については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____	効力を生じる日 Effective date _____	年	月	日	
「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間 接 保 有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.	%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
	<input type="checkbox"/>	%		%	%
合計 Total		%		%	%

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した団体の構成員が納税義務者とされるが、その団体が設立された外国では、その団体が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合の記載事項等（注5）；
 Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the foreign country where the entity was established, and if the provisions of Article 15, paragraph 5, 7, or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 5)

「2」の欄に記載した団体の構成員が支払を受ける「4」の対象使用料については、その団体が設立された外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その団体が課税されることとされています。
The entity mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the entity was established regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law _____	効力を生じる日 Effective date _____	年	月	日
他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称 Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form				

私は、「4」の欄に記載した対象使用料が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Royalties mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日
 対象使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Royalties or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
 ※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改正後

(358 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)))

様式 3 FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES”

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、対象使用料（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項第3号に規定する対象使用料をいいます。この届出書において同じです。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項、第3項、第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、対象使用料の支払者ごとに作成してください。
3 この届出書は、正副2通を作成して対象使用料の支払者に提出し、対象使用料の支払者は、正本を、最初にその対象使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

- 4 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象使用料については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてののみ外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける対象使用料について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）
② 「外国法人の株主等の名簿（様式10）」
③ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

- 5 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿（様式10）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
これらの規定の適用を受ける対象使用料について、届出書の「2」の欄に記載した団体が設立された外国においてその団体の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）
② 「団体の構成員の名簿（様式10）」
③ 「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

- 6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
8 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

【裏面に続きます】

改正前

(364 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税)))

様式 3 FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書 (対象使用料に対する所得税の軽減 (復興特別所得税の非課税))」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES”

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、対象使用料（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第15条第29項第3号に規定する対象使用料をいいます。この届出書において同じです。）に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等所得相互免除法第15条第1項、第3項、第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、対象使用料の支払者ごとに作成してください。
3 この届出書は、正副2通を作成して対象使用料の支払者に提出し、対象使用料の支払者は、正本を、最初にその対象使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

- 4 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける対象使用料については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてののみ外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
① 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける対象使用料について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者が、その外国法人に係る外国において課税されていることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）
② 「外国法人の株主等の名簿（様式10）」
③ 外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

- 5 外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国において設立された団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされるものの構成員(その団体が設立された外国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した「団体の構成員の名簿（様式10）」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
これらの規定の適用を受ける対象使用料について、届出書の「2」の欄に記載した団体が、その団体が設立された外国において課税されていることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）
② 「団体の構成員の名簿（様式10）」
③ 「団体の構成員の名簿（様式10）」に記載された構成員が届出書の「2」の欄に記載した団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 外国の租税に関する権限のある機関の団体に関する居住者証明書

- 6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
8 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者について記載してください。
また、外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける外国法人について、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体について、それぞれ記載してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Royalties (meaning Royalties prescribed in Article 15, paragraph 29, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.; the same applies in this form) in claiming the application of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.
2 This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.
3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Royalties, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

- 4 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to members that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Royalties, together with their Japanese translations.
② “List of the Members of Foreign Company (Form 10)”
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

- 5 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
A Partner of an entity that was established in the foreign country (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the foreign country where the entity was established; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 10)” by all other partners and submits “List of the Partners of Entity (Form 10)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Royalties, together with their Japanese translations.
② “List of the Partners of Entity (Form 10)”
③ Documents showing that the partners mentioned in “List of the Partners of Entity (Form 10)” are partners of the entity mentioned in column 2, together with their Japanese translations.
④ The residency certification for the entity of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

- 7 Applicable boxes must be checked.
8 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Royalties.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Royalties.
In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 entity that was established in the foreign country whose members receive Royalties.

【Continue on the reverse】

改

正

後

改

正

前

(358 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

(364 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(対象使用料に対する所得税の軽減(復興特別所得税の非課税)))

9 届出書の「2」の「事業が管理・支配されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

また、外国居住者等所得相互免除法第15条第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受ける場合には、対象使用料の支払を受ける者が構成員となっている外国において設立された団体の事業が管理され、かつ、支配されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第15条第3項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

9 In the case where the provisions of Article 15, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2 place where the business of the Recipient of Royalties is managed.

In the case where the provisions of Article 15, paragraph 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed and controlled" of column 2 place where the business of entity that was established in the foreign country whose members receive Royalties is managed and controlled .

10 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number .

11 届出書の「4」の各欄には、対象使用料の支払を受ける者が外国居住者等所得相互免除法第2条第6号に規定する国内事業所等(対象使用料の支払を受ける者が人的役務の提供を行う者である場合には、外国居住者等所得相互免除法第2条第6号イに掲げる国内事業所等(固定的施設)。以下同じです。)を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない対象使用料について記載してください。

11 In the case where the Recipient is a person who carries on business or a company, enter into column 4 Royalties which are not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Royalties as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

In the case where the Recipient is a professional, an entertainer or a sportsperson, enter into column 4 Royalties which are not attributed to a fixed base (limited to what falls under the category of places of business in Japan listed in Article 2, item 6 (a) of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient.

12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第15条第1項、第3項、第5項、第7項又は第9項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

12 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 15, paragraph 1, 3, 5, 7 or 9 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

The term "foreign country" as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

(同左)

改 正 後

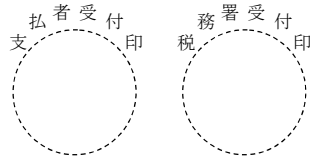
(359 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 4
FORM

外国居住者等所得相互免除法に関する届出書

APPLICATION FORM FOR THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC.

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)



人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction
on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用；有、無

番号 確認		身元 確認	
----------	--	----------	--

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第7条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 7, para. ____

2 対価の支払を受ける者に関する事項(注7)；Details of Recipient of Remuneration (Note 7)

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住 所 Domicile	(電話番号 Telephone Number)
	日 本 国 内 に お け る 居 所 Residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)
	(在留期間 Authorized Period of Stay)	(在留資格 Status of Residence)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the corporation was established or organized	
	事業が管理されている場所(注8) Place where the business is managed (Note 8)	(電話番号 Telephone Number)
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service in Japan		
下記「4」の対価につき居住者として課税される外国 及び納税地(注9) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 9)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内事業所等の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 対価の支払者に関する事項；Details of Payer of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項
(注10)；
Details of Remuneration received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

提供する役務の概要 Description of Services Rendered	役 務 提 供 期 間 Period of Services Rendered	対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	対 価 の 金 額 Amount of Remuneration

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改 正 前

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

(同 左)

改 正 後

(359 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ; Others (Note 11)

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；

Details of proportion of income to which the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

Remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives are treated as income of those who are its members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total	/	%	%

私は、「4」の欄に記載した対価が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location) (電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ; Others (Note 11)

6 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者（その外国の居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等（注4）；

Details of proportion of income to which the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者で外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分の割合＝外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける割合 Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total	/	%	%

私は、「4」の欄に記載した対価が「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものであることを、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location) (電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 後

(359 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 4
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第7条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

この場合の人的役務提供事業とは、国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業のうち、次に該当するものをいいます。

① 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業

② 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合におけるその事業等、一定の事業を除きます。）

2 この届出書は、人的役務提供事業の対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して人的役務提供事業の対価の支払者に提出し、人的役務提供事業の対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける人的役務提供事業の対価については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

① 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける人的役務提供事業の対価について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

② 「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③ 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

6 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

7 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。

8 届出書の「2」の「事業が管理されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 届出書の「4」の各欄には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない人的役務提供事業の対価について記載してください。

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項又は第3項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from Rendering Personal Services in claiming the application of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

The term “Rendering Personal Services” as used in this application form means business falling under any of the following (limited to a business that is conducted in Japan) :

① A business that is mainly intended to provide the services of attorneys, certified public accountants, or architects or other professional services

② A business that is mainly intended to provide services carried out by persons who have expert knowledge or specialist skills in science and technology, business management or other fields by utilizing the said knowledge or skills (excluding a business conducted in association with the principal operations of a person who engages in sales and other businesses concerning machinery and equipment, etc.)

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that Remuneration is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.

② “List of the Members of the Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

6 Applicable boxes must be checked.

7 In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Remuneration.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Remuneration.

8 In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item “Place where the business is managed” of column 2 place where the business of the Recipient of Remuneration is managed.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item “Place where the business is managed” of column 2.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

11 Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改 正 前

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税))

様式 4
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の非課税）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（この届出書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第7条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

この場合の人的役務提供事業とは、国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業のうち、次に該当するものをいいます。

① 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業

② 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合におけるその事業等、一定の事業を除きます。）

2 この届出書は、人的役務提供事業の対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して人的役務提供事業の対価の支払者に提出し、人的役務提供事業の対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。

外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける人的役務提供事業の対価については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

① 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける人的役務提供事業の対価について、届出書の「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者が、その外国法人に係る外国において課税されていることを明らかにする書類（外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。）

② 「外国法人の株主等の名簿（様式10）」

③ 外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者に関する居住者証明書

5 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

6 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

7 届出書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。

8 届出書の「2」の「事業が管理されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項の規定の適用を受ける場合には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。

外国居住者等所得相互免除法第7条第3項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 届出書の「4」の各欄には、人的役務提供事業の対価の支払を受ける者が国内事業所等を有する場合は、その国内事業所等に帰せられない人的役務提供事業の対価について記載してください。

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第7条第1項又は第3項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。

なお、この届出書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from Rendering Personal Services in claiming the application of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

The term “Rendering Personal Services” as used in this application form means business falling under any of the following (limited to a business that is conducted in Japan) :

① A business that is mainly intended to provide the services of attorneys, certified public accountants, or architects or other professional services

② A business that is mainly intended to provide services carried out by persons who have expert knowledge or specialist skills in science and technology, business management or other fields by utilizing the said knowledge or skills (excluding a business conducted in association with the principal operations of a person who engages in sales and other businesses concerning machinery and equipment, etc.)

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Remuneration, together with their Japanese translations.

② “List of the Members of the Foreign Company (Form 10)”

③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their Japanese translations.

④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

5 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

6 Applicable boxes must be checked.

7 In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Remuneration.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Remuneration.

8 In the case where the provisions of Article 7, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item “Place where the business is managed” of column 2 place where the business of the Recipient of Remuneration is managed.

In the case where the provisions of Article 7, paragraph 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item “Place where the business is managed” of column 2.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment (limited to what falls under the category of places of business in Japan prescribed in Article 2, item 6 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

11 Enter into column 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 7, paragraph 1 or 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in column 2 through 4.

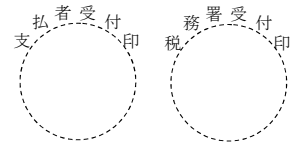
The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改 正 後

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 9 FORM 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用) (税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無

番号			
確認			

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定に関する事項；
Applicable Article of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
外国居住者等所得相互免除法第18条第__項
The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. Article 18, para. ____

2 還付の請求をする者(償還差益の支払を受ける者)に関する事項；(注6)
Details of the Person claiming the Refund of Profit from Redemption of Securities (Note 6)

氏名又は名称 Full name		
個人番号又は法人番号 (有する場合はみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理されている場所(注7) Place where the business is managed (Note 7)	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の償還差益につき居住者として課税される外国及び納税地(注8) Foreign country where the Recipient is taxable as resident on Profit from Redemption mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 Full name	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
法人番号 Corporate Number	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the provisions of the Article mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注9) Date of Acquisition (Note 9)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売価額(注10) Issue Price of Bonds per10,000yen (Note 10)	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売価額の合計額(注11) Total Issue Price Paid (Note 11)	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額(買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 税率 Tax Rate under the provisions of the Article mentioned in 1 above	<input type="checkbox"/> 10% <input type="checkbox"/> 非課税 Exemption	<input type="checkbox"/> 10% <input type="checkbox"/> 非課税 Exemption	<input type="checkbox"/> 10% <input type="checkbox"/> 非課税 Exemption
⑪ 源泉徴収税額(注12) Amount of Tax Withheld (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数(注13) Holding Period (in months) (Note 13)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注14) Ratio of Holding Period to Stated Life of Bonds (Note 14)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注15) Amount of Tax to be Refunded (Note 15)	円 yen	円 yen	円 yen

5 その他参考となるべき事項(注16)；Others (Note 16)

--

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改 正 前

(370 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

(同 左)

改正後

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売渡証明書 Certificate of Sale
上記の請求者である外国居住者等所得相互免除法の適用を受けるものに、割引債を上記記載(銘柄・回数、取得年月日、額面金額の合計額)のとおりに売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

・売渡証明書欄に上記割引債を購入したことを証明する書面を貼付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above discount bonds, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;
Details of proportion of income to which the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者の所得として取り扱われることとされています。

The Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are members in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

私は、「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける「4」の償還差益について源泉徴収された税額につき、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable and also hereby declare that the statement on this form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Person claiming the Refund or his Agent

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明(注17)
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 17)

私は、請求者が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第1項第2号又は同条第2項第2号に定める金額の還付を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident of the foreign country who may receive the refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改正前

(370 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売渡証明書 Certificate of Sale
上記の請求者である外国居住者等所得相互免除法の適用を受けるものに、割引債を上記記載(銘柄・回数、取得年月日、額面金額の合計額)のとおりに売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

・売渡証明書欄に上記割引債を購入したことを証明する書面を貼付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above discount bonds, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、「2」の欄に記載した外国法人が納税義務者とされるが、その外国法人に係る外国では、その外国法人の株主等である者が納税義務者とされており、かつ、その外国の法令の規定によりその外国法人の株主等である者(その外国の居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合の同項の規定の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;
Details of proportion of income to which the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located; and if the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the foreign country) of the foreign company in accordance with the provisions of the law of the foreign country (Note 4)

「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益については、その外国法人に係る外国において、次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the foreign country.

根拠法令 Applicable law 効力を生じる日 Effective date 年 月 日

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of income that is treated as income of the member of the foreign company = Proportion for Application of the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

私は、「1」の外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける「4」の償還差益について源泉徴収された税額につき、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ordinance for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which the provisions of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. mentioned in 1 above is applicable and also hereby declare that the statement on this form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Person claiming the Refund or his Agent

8 外国の租税に関する権限のある機関の証明(注17)
Certification of competent authority regarding taxation of the foreign country (Note 17)

私は、請求者が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第1項第2号又は同条第2項第2号に定める金額の還付を受けることができる外国の居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident of the foreign country who may receive the refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 後 改 正 前

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 9
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、割引債の償還差益につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この還付請求書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。)第18条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合に正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
2 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける償還差益については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この還付請求書に次の書類を添付して提出してください。
① 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の適用を受ける償還差益について、還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人に係る外国の法令においてその株主等である者の所得として取り扱われることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者の居住者証明書

還付請求書の記載について

- 5 還付請求書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
6 還付請求書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第18条第1項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。
7 還付請求書の「2」の「事業が管理されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第18条第1項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。
外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。
8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
9 ④欄の取得年月日は、債券の受渡日を記載します。
10 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
11 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥×(⑤/1万円)
12 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤-⑦)×(⑨/100-⑨)
13 ⑫欄の所有期間の月数は、取得の日から償還の日までの月数(買入消却の場合には、取得の日から買入消却の日までの月数。1月未満の端数は1月とします。)を記載します。

【裏面に続きます】

【Continue on the reverse】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 Submit this form in duplicate to the Payer of Redemption of Securities for the application of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Profit from Redemption of Securities. The Payer of Redemption of Securities must certify the items in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
2 This form must be prepared separately for each Payer of Redemption of Securities who withheld the tax to be refunded.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that Profit from Redemption of Securities is treated as income of those who are members of the foreign company mentioned in column 2 under the law of the foreign country, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

- 5 Applicable boxes must be checked.
6 In the case where the provisions of Article 18, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Profit from Redemption of Securities.
In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Profit from Redemption of Securities.
7 In the case where the provisions of Article 18, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed" of column 2 place where the business of the Recipient of Profit from Redemption of Securities is managed.
In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item "Place where the business is managed" of column 2.
8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
9 Date of Acquisition means the date of purchase.
10 ⑥ shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

11 ⑦ shall be calculated by the following formula ;

⑥×(⑤/10,000yen)

12 ⑩ shall be calculated by the following formula ;

(⑤-⑦)×(⑨/100-⑨)

13 Holding Period shall be the number of complete months such bonds have been held plus one month if held for any additional days.

(370 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 9
FORM

「外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE MUTUAL EXEMPTION LAW FOR INCOME OF FOREIGN RESIDENT, ETC. (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、割引債の償還差益につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(この還付請求書において「外国居住者等所得相互免除法」といいます。)第18条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合に正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
2 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、その外国法人に係る外国ではその外国法人の株主等である者が納税義務者とされるものが支払を受ける償還差益については、その外国の居住者である株主等である者の所得として取り扱われる部分についてのみ外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、この還付請求書に次の書類を添付して提出してください。
① 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の適用を受ける償還差益について、還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人の株主等である者が、その外国法人に係る外国において課税されていることを明らかにする書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。③において同じです。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式10)」
③ 外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の適用を受けることができる株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の株主等である者の居住者証明書

還付請求書の記載について

- 5 還付請求書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
6 還付請求書の「2」の各欄には、外国居住者等所得相互免除法第18条第1項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける者について、外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける外国法人について、それぞれ記載してください。
7 還付請求書の「2」の「事業が管理されている場所」欄には、外国居住者等所得相互免除法第18条第1項の規定の適用を受ける場合には、償還差益の支払を受ける者の事業が管理されている場所を記載してください。
外国居住者等所得相互免除法第18条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。
8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である外国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
9 ④欄の取得年月日は、債券の受渡日を記載します。
10 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
11 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥×(⑤/1万円)
12 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤-⑦)×(⑨/100-⑨)
13 ⑫欄の所有期間の月数は、取得の日から償還の日までの月数(買入消却の場合には、取得の日から買入消却の日までの月数。1月未満の端数は1月とします。)を記載します。

【裏面に続きます】

【Continue on the reverse】

Submission of the FORM

- 1 Submit this form in duplicate to the Payer of Redemption of Securities for the application of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. to Profit from Redemption of Securities. The Payer of Redemption of Securities must certify the items in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
2 This form must be prepared separately for each Payer of Redemption of Securities who withheld the tax to be refunded.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the foreign country where the head office or main office of the foreign company is located, the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable only to income that is treated as income of members that are residents of the foreign country. Such a foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in column 2 is treated as taxable person in the foreign country regarding Profit from Redemption of Securities, together with their Japanese translations.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 10)"
③ Documents showing that the member to whom the provisions mentioned above is applicable is a member of the foreign company, together with their translations.
④ The residency certification for the member of the foreign company of competent authority regarding taxation of the foreign country.

Completion of the FORM

- 5 Applicable boxes must be checked.
6 In the case where the provisions of Article 18, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 Recipient of Profit from Redemption of Securities.
In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into column 2 foreign company which receives Profit from Redemption of Securities.
7 In the case where the provisions of Article 18, paragraph 1 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, enter into item "Place where the business is managed" of column 2 place where the business of the Recipient of Profit from Redemption of Securities is managed.
In the case where the provisions of Article 18, paragraph 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. is applicable, it is not necessary to enter into item "Place where the business is managed" of column 2.
8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the foreign country where the Recipient resides, or if the Recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
9 Date of Acquisition means the date of purchase.
10 ⑥ shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

11 ⑦ shall be calculated by the following formula ;

⑥×(⑤/10,000yen)

12 ⑩ shall be calculated by the following formula ;

(⑤-⑦)×(⑨/100-⑨)

13 Holding Period shall be the number of complete months such bonds have been held plus one month if held for any additional days.

改正後

(365 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

14 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。

1月…0.084	5月…0.417	9月…0.75
2月…0.167	6月…0.5	10月…0.834
3月…0.25	7月…0.584	11月…0.917
4月…0.334	8月…0.667	12月…1

なお、発行の日から償還の日までの月数(買入消却の場合には、発行の日から買入消却の日までの月数。1月未満の端数はこれを切り捨てます。)が12月以外である場合には、その月数のうちに所有期間の月数の占める割合を上記に準じて記載します。

15 ⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{期限後償還の場合 } ⑪ \times ⑬ - [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] \times ⑬$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合 } [④ - (⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

$$- [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] - [(⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

16 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、外国居住者等所得相互免除法第18条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

17 還付を請求する金額が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第17条第1項第2号又は同条2項第2号に定める金額である場合には、支払者に提出する前に、還付請求書の「8」の欄に外国の租税に関する権限のある機関の証明を受けてください(注意事項18の場合を除きます。)

18 注意事項17の場合において外国の租税に関する権限のある機関が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、還付請求書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び外国の租税に関する権限のある機関の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この還付請求書における「外国」とは、外国居住者等所得相互免除法第2条第3号に規定する外国をいいます。

なお、この還付請求書に記載された事項その他外国居住者等所得相互免除法の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

14 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of ⑬.

1M…0.084	5M…0.417	9 M…0.75
2M…0.167	6M…0.5	10M…0.834
3M…0.25	7M…0.584	11M…0.917
4M…0.334	8M…0.667	12M…1

The above ratios shall be adjusted according to the redemption period.

In case of repurchase, these ratios shall be adjusted according to the life of the repurchased bond.

15 ⑭ shall be calculated by the following formula ;

• when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$⑪ \times ⑬ - [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] \times ⑬$$

• when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[④ - (⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

$$- [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] - [(⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

16 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the provisions of Article 18, paragraph 1 or 2 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. are satisfied, in addition to information entered in columns 2 through 4.

17 In the case where the Recipient of the Redemption of Securities claims the amount of refund of tax withheld prescribed in Article 17, paragraph 1, item 2 or paragraph 2, item 2 of the Order for Enforcement of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc., the column 8 must be filled with the certification by the competent authority regarding taxation of the foreign country before submitting this form to the Payer (except for cases described in Note 18).

18 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 17, documents showing “the details of circumstance that the conditions are satisfied” entered in line 5 (including Japanese translations if the documents are written in foreign language) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the Recipient of the Redemption of Securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the Redemption of Securities, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the Redemption of Securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant.’); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

The term “foreign country” as used in this application form means country or region outside Japan prescribed as foreign country in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc. should be granted or not.

改正前

(370 外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

(同左)

改 正 後

(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約
に係る災害等の事由についての確認申出書

 令和 年 月 日	住所	〒	電話	-	-
	(フリガナ)				
氏名					㊟

下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項
第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

賃金の支払者	名称				
	所在地	〒	電話	-	-
勤務先	名称				
	所在地	〒	電話	-	-

貯蓄の種類	勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約
-------	---------------	---------------

事務代行先	名称		
	所在地	〒	電話 - -

受入機関の営業所等	名称		
	所在地	〒	電話 - -

その他参考となるべき事項	・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）	・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）
--------------	------------------------	------------------------

災害等の事由	租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2	
	<input type="checkbox"/> ①1号該当（災害による家屋の損害）	<input type="checkbox"/> ④4号該当（特別障害者に該当）
	<input type="checkbox"/> ②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超）	<input type="checkbox"/> ⑤5号該当（離職）
	<input type="checkbox"/> ③3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）	

災害等の事由の生じた年月日	平成・令和 年 月 日
---------------	-------------

添付書類の名称	
---------	--

税理士署名押印	㊟
---------	---


※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・								
	(摘要)							通知書		申出者への 通知年月日

(規格A4)

改 正 前

(375 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約
に係る災害等の事由についての確認申出書

 平成 年 月 日	住所	〒	電話	-	-
	(フリガナ)				
氏名					㊟

下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項
第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

賃金の支払者	名称				
	所在地	〒	電話	-	-
勤務先	名称				
	所在地	〒	電話	-	-

貯蓄の種類	勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約
-------	---------------	---------------

事務代行先	名称		
	所在地	〒	電話 - -

受入機関の営業所等	名称		
	所在地	〒	電話 - -

その他参考となるべき事項	・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）	・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）
--------------	------------------------	------------------------

災害等の事由	租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2	
	<input type="checkbox"/> ①1号該当（災害による家屋の損害）	<input type="checkbox"/> ④4号該当（特別障害者に該当）
	<input type="checkbox"/> ②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超）	<input type="checkbox"/> ⑤5号該当（離職）
	<input type="checkbox"/> ③3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）	

災害等の事由の生じた年月日	平成 年 月 日
---------------	----------

添付書類の名称	
---------	--

税理士署名押印	㊟
---------	---

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・								
	(摘要)							通知書		申出者への 通知年月日

(規格A4)

改正後

(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所 氏名	第 号 令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊦

勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた下記の勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、これを確認したのでこの旨通知します。

記

- ・災害等の事由の生じた日 平成・令和 年 月 日
- ・災害等の事由の内容
- ・貯蓄の種類
- ・契約日
- ・契約者番号
- ・金融機関名

(規格A4)

改正前

(377 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所 氏名	第 号 平成 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊦

勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成 年 月 日付でされた下記の勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、これを確認したのでこの旨通知します。

記

- ・災害等の事由の生じた日 平成 年 月 日
- ・災害等の事由の内容
- ・貯蓄の種類
- ・契約日
- ・契約者番号
- ・金融機関名

(規格A4)

改 正 後

(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができた旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
災害等の事由の生じた日	勤労者財産形成住宅（年金）契約に係る災害等の事由が生じた年月日を記入する。
災害等の事由の内容	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の内容（租税特別措置法施行令第2条の25の2第1号から第5号又は同令第2条の31において準用する第2条の25の2第1号から第5号）を記入する。
貯蓄の種類	貯蓄の種類（勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄）を記入する。
契約日	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結した年月日を記入する。
契約者番号	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る契約者番号（口座番号、証券番号等）を記入する。
金融機関名	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社及び農業協同組合等の営業所を記入する。

改 正 前

(377 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができた旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
災害等の事由の生じた日	勤労者財産形成住宅（年金）契約に係る災害等の事由が生じた年月日を記入する。
災害等の事由の内容	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の内容（租税特別措置法施行令第2条の25の2第1号から第5号又は同令第2条の31において準用する第2条の25の2第1号から第5号）を記入する。
貯蓄の種類	貯蓄の種類（勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄）を記入する。
契約日	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結した年月日を記入する。
契約者番号	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る契約者番号（口座番号、証券番号等）を記入する。
金融機関名	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社及び農業協同組合等の営業所を記入する。

(373 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所		第	号
		令和	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官

㊟

勤労者財産形成住宅
年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格A4)

(378 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所		第	号
		平成	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官

㊟

勤労者財産形成住宅
年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格A4)

改 正 後

(373 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(378 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(379 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書)

(廃 止)

改 正 前

(379 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書

 平成 年 月 日 税務署長殿		住所	〒	※整理番号
		(フリガナ)	電話	- -
		氏名		⑩
		個人番号		

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る所得税の源泉徴収税額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金額 (源泉徴収された日)	勤労者財産形成住宅貯蓄		勤労者財産形成年金貯蓄	
	(平成 年 月 日) 円		(平成 年 月 日) 円	
賃金の支払者	名称			
	所在地	〒	電話 - -	
勤務先	名称			
	所在地	〒	電話 - -	
貯蓄の種類	勤労者財産形成住宅貯蓄		勤労者財産形成年金貯蓄	
	名称			
事務代行先	所在地	〒	電話 - -	
	名称			
受入機関の営業所等	所在地	〒	電話 - -	
	名称			
その他参考となるべき事項	・契約日(年 月 日)		・契約日(年 月 日)	
	・契約者番号()		・契約者番号()	
災害等の事由	租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2			
	<input type="checkbox"/> ① 1号該当 (災害による家屋の損害) <input type="checkbox"/> ② 2号該当 (医療費の金額の合計額が200万円超) <input type="checkbox"/> ③ 3号該当 (一定の寡婦又は寡夫に該当)		<input type="checkbox"/> ④ 4号該当 (特別障害者に該当) <input type="checkbox"/> ⑤ 5号該当 (離職)	
	災害等の事由の生じた年月日 平成 年 月 日			
	添付書類の名称			
還付を受けようとする銀行又は郵便局	イ 銀行等		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	
	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号	貯金口座の記号番号 - ハ 郵便局等窓口		

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印		
	決裁										
	施行	(摘要)							処 理 事 績	勤労者財産形成住宅貯蓄	承認・却下
	管理 回付									勤労者財産形成年金貯蓄	承認・却下
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()								

改 正 後	改 正 前								
<p>(379 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書）</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(379 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書）</p> <p style="text-align: center;">勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求制度について</p> <p>この請求書は、租税特別措置法施行令附則第2条第2項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、災害等の事由が生じたことにより勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約した場合に、その払出し等に係る利子等について源泉徴収された所得税の還付を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）」と併せて提出してください。</p> <p>(注) 1 この請求書は、平成30年3月31日までに提出する必要があります。 2 地方税の還付を受けるためには、都道府県知事に対して、別途、還付請求を行う必要があります。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、あなたの住所、氏名及び個人番号を記載してください。</p> <p>(2) 「還付を受けようとする金額（源泉徴収された日）」欄には、源泉徴収された所得税額及び源泉徴収された日を勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の別に記載してください。</p> <p>(3) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。</p> <p>(4) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。</p> <p>(5) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。</p> <p>(6) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。</p> <p>(7) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。</p> <p>(8) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）」に記載してください。）。</p> <p>(9) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(8)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。 (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(10) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(11) 「還付を受けようとする銀行又は郵便局」欄には、還付を受けようとする金融機関名及び口座番号等を記載してください。</p> <p>(12) 「税理士署名押印」欄には、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>災害等の事由が生じたこと等を証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。</p> <p>(添付書類の種類)</p> <table border="1" data-bbox="1558 1871 2881 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 1871 1872 1898">区 分</th> <th data-bbox="1872 1871 2881 1898">添付書類の例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1558 1898 1872 1950">共 通</td> <td data-bbox="1872 1898 2881 1950">・利息計算書等（財形非課税貯蓄の払出し等に係る利子等について徴収された所得税の額及びその徴収された年月日の証明）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1950 1872 1978">①、②又は③に該当する場合</td> <td data-bbox="1872 1950 2881 1978">・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1978 1872 2005">① 災害による家屋の損害</td> <td data-bbox="1872 1978 2881 2005">・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	添付書類の例示	共 通	・利息計算書等（財形非課税貯蓄の払出し等に係る利子等について徴収された所得税の額及びその徴収された年月日の証明）	①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）	① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明）
区 分	添付書類の例示								
共 通	・利息計算書等（財形非課税貯蓄の払出し等に係る利子等について徴収された所得税の額及びその徴収された年月日の証明）								
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）								
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明）								

改正後

(379 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書)

改正前

(379 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書)

		・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③	一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④	特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

(注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改正後

(380 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））

（廃止）

改正前

(380 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）

【共通記載事項】

- あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）

氏名	続柄	住所又は居所

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

- 被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）

家屋の所在地	所有者氏名	被災状況

- 医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
			円	円
合計				

- 寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）

区分	要因	あなたの合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額
寡婦・寡夫		円		円

- 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）

手帳などの種類	交付年月日	障害の程度（等級など）

- 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）

離職先の名称	離職理由	離職年月日

（規格A4）

改 正 後	改 正 前
<p>(380 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））</p> <p>（廃 止）</p>	<p>(380 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））</p> <p style="text-align: center;">勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）の記載要領等</p> <p>この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、請求書とともに提出するものです。</p> <p>【共通記載事項】</p> <p>○ 「あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領 請求書に記載した災害等の事由が「① 1号該当（災害による家屋の損害）」、「② 2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超）」又は「③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。</p> <p>【該当する災害等の事由に応じた記載事項】</p> <p>1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領 被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。 （注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限ります。</p> <p>2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領 あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。 なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が200万円を超える必要がありますのでご注意ください。 （注） 欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。</p> <p>3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。 (2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。 (3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、あなたが「寡夫」に該当する場合に、災害等の事由が生じた年月日の属する年の12月31日における所得の見積額を記載してください。 (4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。 (5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の12月31日における所得の見積額を記載してください。 <p>4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。 (2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。 <p>5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領 「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者又は同法第13条第3項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。</p>

改 正 後

(381 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

(廃 止)

改 正 前

(381 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

住所		第 号
氏名		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑩

**勤労者財産形成 住宅 貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額
年金
の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成 住宅 貯蓄の利子等に係る
年金
源泉徴収税額の還付請求については、以下の理由によりこれを確認することができませんの
で、還付する理由がないことを通知します。

(処分の理由)

改正後	改正前
<p>(381 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)</p> <p>(廃止)</p>	<p>(381 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法 にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。<ul style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(381 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

(廃 止)

改 正 前

(381 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の
還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書」に対して、その確認ができない旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由や源泉徴収税額等について、確認できない理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる請求者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(377 適格外国仲介業者の承認通知書(承認))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 令和 年 月 日
		殿

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(385 適格外国仲介業者の承認通知書(承認))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 平成 年 月 日
		殿

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

27.12 改正

(規格 A 4)

改正後

(378 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国税庁長官
財務事務官

⑩

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること

その他（ ）

(規格A4)

改正前

(386 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 平成 年 月 日
	殿	

国税庁長官
財務事務官

⑩

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること

その他（ ）

(規格A4)


改 正 後

(380 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

  令和 年 月 日 税務署長殿		譲渡人	住所又は居所	〒	電話	-	-
			(フリガナ)				
			氏名				⑩
			個人番号				
租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。							
被相続人	氏名		死亡年月日	平成・令和	年	月	日
	死亡時の住所又は居所						
納付すべき相続税額又はその見積額		円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。				
課税価格算入株式数							
上記のうち譲渡をしようとする株式数							
その他参考となるべき事項							

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

 令和 年 月 日 税務署長殿		発行会社	所在地	〒	電話	-	-
			(フリガナ)				
			名称				⑩
			法人番号				
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。							
譲り受けた株式数							
1株当たりの譲受対価							
譲受年月日	平成・令和	年	月	日			

(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署 処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認印	番号
						年 月 日		

01.06 改正

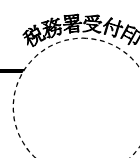
改 正 前

(388 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

  平成 年 月 日 税務署長殿		譲渡人	住所又は居所	〒	電話	-	-
			(フリガナ)				
			氏名				⑩
			個人番号				
租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。							
被相続人	氏名		死亡年月日	平成	年	月	日
	死亡時の住所又は居所						
納付すべき相続税額又はその見積額		円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。				
課税価格算入株式数							
上記のうち譲渡をしようとする株式数							
その他参考となるべき事項							

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

 平成 年 月 日 税務署長殿		発行会社	所在地	〒	電話	-	-
			(フリガナ)				
			名称				⑩
			法人番号				
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。							
譲り受けた株式数							
1株当たりの譲受対価							
譲受年月日	平成	年	月	日			

(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署 処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認印	番号
						年 月 日		

28.06 改正

改正後

(382 法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書)

令和 年 月 日 税務署長殿		本店又は主たる事務所の所在地 〒	※整理番号
		(フリガナ) 外国法人の名称	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
平成30年改正前の租税特別措置法第67条の16第3項(外国組合員に対する課税の特例)の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
特例適用申告書の提出年月日 (フリガナ)	平成・令和 年 月 日	変更申告書の提出年月日	平成・令和 年 月 日
投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
(フリガナ) 配分の取扱者の氏名又は名称			
国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額	
			円
その他参考となるべき事項			

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(390 法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書)

平成 年 月 日 税務署長殿		本店又は主たる事務所の所在地 〒	※整理番号
		(フリガナ) 外国法人の名称	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
平成30年改正前の租税特別措置法第67条の16第3項(外国組合員に対する課税の特例)の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
特例適用申告書の提出年月日 (フリガナ)	平成 年 月 日	変更申告書の提出年月日	平成 年 月 日
投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
(フリガナ) 配分の取扱者の氏名又は名称			
国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額	
			円
その他参考となるべき事項			

税理士署名押印 ㊟


※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

30.11 改正

(規格 A 4)

改正後

(383 外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書)

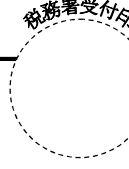
 令和 年 月 日 税務署長殿		外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書		※整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒		
		(フリガナ)			
		外国法人の名称			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者の氏名	Ⓜ		
租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項(外国組合員の課税所得の特例)に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
特例適用し投て資い組る契場約合	(フリガナ)				
	投資組合の名称				
	国内にある事務所等の所在地				
	納税地				
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	平成・令和 年 月 日			
内国法人の株式又は出資の譲渡の時に於いて、特例適用投資組合契約について		租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を		受けている・受けていない	
投を縮結組して合いる契場約合	(フリガナ)				
	投資組合の名称				
	主たる事務所の所在地				
租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を		満たしている・満たしていない			
内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合		譲渡事業年度終了の日	変更前		
内国法人の特殊関係株主等の保有割合		%			%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第178条第4項第3号又は平成26年改正前の法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合					
譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄		株式数又は出資金額		
			内		
			内		
			内		
			内		
その他参考となるべき事項					
税理士署名押印		Ⓜ			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿
					備考
				通信日付印	年月日
				確認印	

(規格A4)

01.06改正

改正前

(391 外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書)

 平成 年 月 日 税務署長殿		外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書		※整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒		
		(フリガナ)			
		外国法人の名称			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者の氏名	Ⓜ		
租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項(外国組合員の課税所得の特例)に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
特例適用し投て資い組る契場約合	(フリガナ)				
	投資組合の名称				
	国内にある事務所等の所在地				
	納税地				
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	平成 年 月 日			
内国法人の株式又は出資の譲渡の時に於いて、特例適用投資組合契約について		租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を		受けている・受けていない	
投を縮結組して合いる契場約合	(フリガナ)				
	投資組合の名称				
	主たる事務所の所在地				
租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を		満たしている・満たしていない			
内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合		譲渡事業年度終了の日	変更前		
内国法人の特殊関係株主等の保有割合		%			%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第178条第4項第3号又は平成26年改正前の法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合					
譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄		株式数又は出資金額		
			内		
			内		
			内		
			内		
その他参考となるべき事項					
税理士署名押印		Ⓜ			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿
					備考
				通信日付印	年月日
				確認印	

(規格A4)

30.11改正

改正後

(385 適格口座管理機関の承認通知書(承認))

所在地 名称 代表者名		課法 令和 年 月 日
		殿

国税庁長官
財務事務官



適格口座管理機関の承認通知書（承認）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

(規格A4)

改正前

(393 適格口座管理機関の承認通知書(承認))

所在地 名称 代表者名		課法 平成 年 月 日
		殿

国税庁長官
財務事務官



適格口座管理機関の承認通知書（承認）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

(規格A4)

改正後

(386 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国税庁長官
財務事務官
㊟

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

(規格A4)

改正前

(394 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 平成 年 月 日
	殿	

国税庁長官
財務事務官
㊟

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

(規格A4)

改 正 後

(388 本店等一括提供に係る承認申請書)

本店等一括提供に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号 〒
	営業所所在地 (フリガナ)	電話 - -
	営業所名称	
	個人番号又は法人番号 (フリガナ)	<small>個人番号の記載・訂正は、本欄を併用し、ここから記載してください。</small>
	営業所長氏名 (フリガナ)	⑩
	作成担当者	

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第32項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	<input type="checkbox"/> 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため <input type="checkbox"/> その他 ()
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・みなし・却下
	決裁							通知年月日	
	通信日付印			確認印			通知書	(却下理由)	
	(摘要)								
	番号確認 身元確認 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()								

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(396 本店等一括提供に係る承認申請書)

本店等一括提供に係る承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号 〒
	営業所所在地 (フリガナ)	電話 - -
	営業所名称	
	個人番号又は法人番号 (フリガナ)	<small>個人番号の記載・訂正は、本欄を併用し、ここから記載してください。</small>
	営業所長氏名 (フリガナ)	⑩
	作成担当者	

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第27項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	<input type="checkbox"/> 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため <input type="checkbox"/> その他 ()
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・みなし・却下
	決裁							通知年月日	
	通信日付印			確認印			通知書	(却下理由)	
	(摘要)								
	番号確認 身元確認 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()								

30.11 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(388 本店等一括提供に係る承認申請書)

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

1 本店等一括提供の制度について

(1) この申請書は、租税特別措置法第37条の14第32項及び同法第37条の14の2第25項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供（以下「申請事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。

（注） この申請書を提出した日から2月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。

(2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
- (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。
- (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。
- (5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る申請事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(396 本店等一括提供に係る承認申請書)

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

1 本店等一括提供の制度について

(1) この申請書は、租税特別措置法第37条の14第27項及び同法第37条の14の2第25項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供（以下「申請事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。

（注） この申請書を提出した日から2月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。

(2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
- (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。
- (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。
- (5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る申請事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(389 本店等一括提供の取りやめ届出書)

本店等一括提供の取りやめ届出書

 令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 営業所長氏名	⑩
	(フリガナ) 作成担当者氏名	

令和 年 月 日から租税特別措置法第37条の14第32項及び同法第37条の11の2第25項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。

本店等一括提供を取りやめようとする理由

参考事項

※税務署処理欄	整理簿	備考

(注意事項)

- (1) この届出書は、非課税適用確認書及び未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- (2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- (3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

01.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(397 本店等一括提供の取りやめ届出書)

本店等一括提供の取りやめ届出書

 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 営業所長氏名	⑩
	(フリガナ) 作成担当者氏名	

平成 年 月 日から租税特別措置法第37条の14第27項及び同法第37条の11の2第25項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。

本店等一括提供を取りやめようとする理由

参考事項

※税務署処理欄	整理簿	備考

(注意事項)

- (1) この届出書は、非課税適用確認書及び未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- (2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- (3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

30.11 改正

(規格A4)

改正後

(390 本店等一括提供に係る承認通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

本店等一括提供に係る承認通知書

平成・令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。

01.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(398 本店等一括提供に係る承認通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

本店等一括提供に係る承認通知書

平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。

26.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(391 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日 第 号

税務署長
財務事務官



本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

平成・令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

改正前

(399 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

平成 年 月 日 第 号

税務署長
財務事務官



本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

改 正 後

(391 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

本店等一括提供に係る承認通知書

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付でさ れた」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(399 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

本店等一括提供に係る承認通知書

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(401 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)



- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

税務署長殿

1 申請者に関する事項		提出年月日	令和	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	日
申請者氏名	<input type="checkbox"/>	〒	〒	〒	〒	〒
申請者の住所		電話	—	—	—	—
和税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他()					

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称		確認者印	
営業所所在地	〒	電話	— —
(フリガナ)		営業所の受理日付印	
営業所長氏名	<input type="checkbox"/>		
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			

改正前

(409 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)



- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

税務署長殿

1 申請者に関する事項		提出年月日	平成	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日
申請者氏名	<input type="checkbox"/>	〒	〒	〒	〒	〒
申請者の住所		電話	—	—	—	—
和税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他()					

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称		確認者印	
営業所所在地	〒	電話	— —
(フリガナ)		営業所の受理日付印	
営業所長氏名	<input type="checkbox"/>		
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			

改 正 後

(401 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(409 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第24項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第24項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第24項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第24項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(401 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄口にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(409 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 非課税適用確認書

過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

(2) 未成年者非課税適用確認書

イ 申請者がその年の1月1日において20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合

ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第24項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第24項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。

なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。

2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄口にチェックを付してください。

なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第24項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第24項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

令和 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当 (災害による家屋の損害)
	<input type="checkbox"/>	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当 (医療費の合計額が200万円超)
	<input type="checkbox"/>	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当 (一定の寡婦又は寡夫に該当)
	<input type="checkbox"/>	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当 (特別障害者に該当)
	<input type="checkbox"/>	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日	平成・令和 年 月 日
災害等事由の詳細	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	
添付書類の名称	

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

※ 税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認	却下
	決裁	・							申出者への通知年月日	・	・
							通知書		所轄署への送付年月日	・	・

(規格A4)

改 正 前

(410 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

平成 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	平成 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当 (災害による家屋の損害)
	<input type="checkbox"/>	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当 (医療費の合計額が200万円超)
	<input type="checkbox"/>	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当 (一定の寡婦又は寡夫に該当)
	<input type="checkbox"/>	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当 (特別障害者に該当)
	<input type="checkbox"/>	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日	平成 年 月 日
災害等事由の詳細	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	
添付書類の名称	

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

※ 税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認	却下
	決裁	・							申出者への通知年月日	・	・
							通知書		所轄署への送付年月日	・	・

(規格A4)

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所		第	号
		令和	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官



未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る
災害等事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

- ・ 災害等事由の生じた日（平成・令和 年 月 日）
- ・ 災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 号該当）
- ・ 金融商品取引業者等の営業所の名称

（規格 A 4）

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所		第	号
		平成	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官



未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成 年 月 日付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る災害等
事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

- ・ 災害等事由の生じた日（平成 年 月 日）
- ・ 災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 号該当）
- ・ 金融商品取引業者等の営業所の名称

（規格 A 4）

改 正 後

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の
確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災害等事由の内容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 1 号から第 5 号）を記入する。
金融商品取引業者等の営業所の名称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

改 正 前

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の
確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災害等事由の内容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 1 号から第 5 号）を記入する。
金融商品取引業者等の営業所の名称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

改正後

(405 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所		第	号
		令和	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官

㊟

未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等
事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんの
で、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格
A
4)

改正前

(413 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所		第	号
		平成	年 月 日
氏名	殿		

税務署長
財務事務官

㊟

未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから平成 年 月 日付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等事由に
ついで確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、こ
の旨通知します。

(処分の理由)

(規格
A
4)

改 正 後

(405 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申請に対する確認できない旨の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出
に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書) 「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限（災害等事由が生じた日から 11 カ月を経過する日）を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(413 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申請に対する確認できない旨の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出
に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付で された」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書) 「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限（災害等事由が生じた日から 11 カ月を経過する日）を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。